

611.1-Ko51ウ



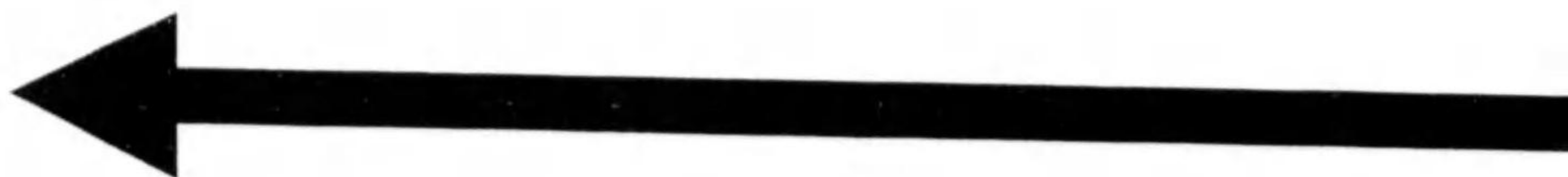
1200500748201



○
複写



始



TI 6B-53

611.1

K651

5

六閱

○

秘

大東亞問題調查會
研究報告 第五卷

大東亞共榮圈農業並纖維對策論

國策研究會



序 文

大東亞共榮圈内に於ける諸地域は日本を除いては未だ殆んど農業國の段階にあり、従つて大東亞全體を通じて見る時、農業はその生産上に於ける位地から見ても、將又産業別人口構成の上から見ても最大の産業をなしてゐる。而も大東亞地域に於ける農業は土地の利用開發、作物の編成、農業經營の組織等に於て、從來の自由體制的世界經濟下に於て、米・英・蘭等の利益と支配との下に於て作り上げられた部面が極めて多い。又、個々の産物に就て見るも、世界生産に於て支配的位地を占めてゐるものは錫、ボーキサイド等の鑛産物を除けば、米穀、油脂、砂糖、護謨等主として農産品であるが、これ又、歐米の利益と支配との下に發展し來れるものである。

従つて軍事的にも經濟的にも自主自立の體制たる東亞共榮圈建設の立場から見れば、全體としての農業の體制は勿論、これ等東亞特産物たる主要農産物並にこれが加工業は全體

としての東亞共榮圈建設の線に沿つて再編成されなければならないことは言ふ迄もないが、これ等の農産物資が、東亞共榮圈として消化し得ざる尨大なる量に達して居り、又その生計の多くの部分をこれ等産業に依存してゐる人口數が極めて大であるだけにその再編成は極めて重大なる問題たらざるを得ない。

又、反對の意味に於て東亞共榮圈建設上極めて重大なる産業は纖維産業である。即ち、大東亞の地域特に日本に於ては纖維産業は著るしき發展を遂げ來つたが、これは主として東亞共榮圈外第三國の原料に依存しての發展であり、東亞共榮圈として纖維産業の自主體制を確立する爲めにはその原料生産、原料用途の組合せ、工業立地に至る迄その再編成を要請せられる。而も、これは纖維産業の位地の重大なるに鑑み、東亞共榮圈産業對策上極めて重大なる課題の一つである。

以上の外東亞共榮圈産業對策として交通、化學工業、鐵鋼業その他重工業があるが、これ等の對策に就ては、戰爭下の現段階に於ては發表不可能なる點の多いのと、本調査會が緊急對策は暫く置き、基本的恒久對策の樹立を眼目とする趣旨に鑑み、別卷中に綜合的な

立場から之を織込むこととした。従つて本産業篇は纖維對策農業對策及び重要食糧及び原料對策となつたが、本叢書全體を通觀すれば本卷に含まれる重要諸産業の對策も東亞共榮圈建設の全體的立場から自らその方向は示されてゐる譯である。尙ほ、本卷諸篇の研究立案に當つては次の如き方針を取つた。

- 一、軍政下の現段階を對象とせる緊急諸對策には觸れず、専ら本格的共榮圈體制の一環としての産業のあるべき姿及びこれが建設の方策を確立することに眼目を置いた。
- 一、東亞共榮圈の範圍に就ては一應印度濠洲を含まざる普通東亞共榮圈の範圍と觀念せられてゐる地域を想定すると共に、印度濠洲を含めた場合をも考慮した。
- 一、纖維對策及び農業對策の研究立案に當つては各々別個の分科會に於て之に當つたが、兩分科會相互に於ては勿論、他の分科會とも緊密なる連絡をとり全體としての東亞共榮圈建設の立場から意見の統一に努めた。
- 一、最後に本案は各々の分科研究會に於ける研究の成果であり、國策研究會『大東亞問題調査會』としての公の機關の討議を経たものではない。然し、已述の研究方法に鑑み、

序 文

四

各分科會案の総合的比較検討を経た場合に於ても大なる修正は無いものと信ずる。

昭和十八年六月

國策研究會事務局

目 次

大東亞共榮圈農業對策論

第一章 大東亞農業政策の一般方針

第一節 大東亞農政の目標 三

第一項 大東亞高度防衛體制の確立 四

第二項 大東亞農産資源の高度利用 五

第三項 大東亞農民の民生向上 七

第二節 大東亞農業の自主自立體制の確立 八

第一項 指導國家の東亞農政上に於ける責務 一〇

第二項 農政上に於ける共榮圈紐帶の強化 一三

第三節 大東亞農業人口の再配置 一六

目 次

一

第一項 皇國民族再配置……………17

第二項 農業開發と漢民族、南方民族……………19

第四節 大東亞農民の民生向上……………20

第一項 農民政策の基調……………20

第二項 民生向上に對する施設……………21

第五節 印度濠洲の農業的位置……………23

第一章 東亞共榮圈農業立地計畫大綱

第一節 農業立地決定の基本方針……………25

第二節 農業立地決定上の前提的諸問題……………26

第三節 特産農産物問題……………27

第四節 増産、減産乃至作付轉換を要する物資……………27

第五節 日本を中心とする特殊處置……………28

第六節 計畫的増産を要する農産物資の立地問題……………30

第三章 皇國農民人口配置對策

第一節 皇國農民人口配置對策要綱……………35

第二節 皇國農業人口配置決定上の諸問題……………35

第四章 南方圈農業に於ける土地利用對策

第一節 南方圈農業に於ける土地利用對策要綱……………35

第二節 歐米支配に依る土地利用偏倚と其實情……………35

第一項 南方諸地域の土地利用並に開發上の重要問題……………36

第二項 南方諸地域の土地所有形態と農業開發の制限……………37

第三項 南方諸地域に於ける土地利用並に農業經營の實情……………38

第五章 南方圈土地對策

第一節 南方圈土地對策要綱……………35

第二節 舊蘭印の土地制度……………六六

第一項 土地政策の根本精神……………六六

第二項 原始種族の土地觀念……………六六

第三項 土地國有を繞る理論と現實……………六六

第四項 直轄領に於ける國有地と民有地……………六七

第五項 個人的世襲占有と總有的占有……………六七

第六項 總有的占有制の利點と缺點……………六七

第七項 世襲的個人占有……………六七

第八項 莊園的私領地……………六七

第九項 プランテーションの土地用益權……………六七

第十項 自由國有地の土地永借……………六七

第十一項 森林利用開發の森林租借……………六八

第十二項 中部ジャワの土侯領……………六八

第十三項 舊蘭印開發上の留意點……………六八

第六章 エステート農業對策

第一節 エステート農業對策要綱……………八五

第二節 エステート農業對策上の諸問題……………八七

第七章 南方圈農民の組織對策

第一節 南方圈農民の組織對策要綱……………九五

第二節 南方圈主要地域に於ける農民組織の實情……………九七

第八章 大東亞肥料對策

第一節 大東亞肥料對策要綱……………一〇九

第二節 大東亞肥料對策の重要性と需給の實情……………一一一

第九章 滿洲開拓農業對策

第一節 滿洲開拓農業對策要綱……………一二八

目次……………五

第二節 滿洲營農法の實情と改善の方向……………一〇

第十章 國本農村確立對策

第一節 國本農村確立對策要綱……………一四

第二節 國本農村確立の基準とその重要問題……………一五

第三節 職工農家問題……………一三

大東亞農產食糧及原料對策論

はしがき

第一章 米、小麥對策論

第一節 米、小麥對策要綱……………一四

第二節 米、小麥及小麥粉需給及交易狀態……………一四七

第一項 米の生産高並に需給概況……………一四七
第二項 小麥の生産高と需給概況……………一五
第三項 小麥粉の需給概況……………一五七

第二章 大東亞共榮圈砂糖需給對策

第一節 砂糖需給對策要綱……………一六

第二節 砂糖の需給及交易狀態……………一六

第三章 大東亞共榮圈油脂對策

第一節 油脂對策の一般方針……………一七

第二節 大東亞共榮圈油脂對策要綱……………一七

第一項 東亞油脂産業の再編成……………一七

第二項 東亞共榮圈内油脂消費對策……………一八

第三項 東亞共榮圈油脂交易對策……………一八

第四章 大東亞共榮圈ゴム對策論

第一節 ゴム對策要綱……………一九〇

第二節 ゴム事情……………一九一

大東亞共榮圈纖維對策論

第一章 序論

第二章 大東亞纖維對策要綱

第一節 大東亞共榮圈纖維對策基本構想……………二〇四

第一項 纖維對策の前提としての共榮圈の構想……………二〇四

第二項 纖維對策に關する若干の基本問題……………二〇五

第三項 共榮圈纖維對策の總論的構想……………二二三

第二節 大東亞共榮圈の各主要纖維對策要綱……………二一〇

第一項 棉花及綿ス・フ紡績……………二一〇

第二項 羊毛及羊毛工業……………二一六

第三項 麻及麻工業……………二四三

第四項 養蠶及製糸業……………二四七

第五項 化學纖維及化學纖維工業……………二五三

第六項 其の他の衣料用諸纖維……………二五八

第七項 綱索包裝用纖維……………二五九

第三章 大東亞纖維對策論

第一節 總論……………二六三

第一項 纖維需給對策……………二六三

第二項 東亞共榮圈纖維工業立地對策……………二七五

第二節 各論……………二八八

目次

10

第一項 準備的考察	三六
第二項 本論	三九
第三項 纖維工業立地對策	三九
大東亞問題調查會第十三分科(共榮圈農業對策)研究會の 構成並に研究經過概要	三六
大東亞問題調查會第十四分科(共榮圈纖維對策)研究會の 構成並に研究經過概要	三二

大東亞共榮圈農業對策論

第一章 大東亞農業政策の一般方針

第一節 大東亞農政の目標

大東亞の地域を如何に決定するかに依りて農産資源の様相を異にするも、印度、濠洲を一應外廓圏とし、日滿支、内外南洋を主にして考察すれば、亞寒帯、溫帯熱帯に亘り、又濕潤なる海洋性地域、乾燥せる大陸奥地、廣潤なる大陸河川地域等多様な氣候風土を有し、而も勤勉なる勞働力を豊富に存する地域である。従つて、大東亞戰前に於て多種多様な農産物が圏外に輸出され歐米諸國の産業、國民生活は東亞の農産資源に依據する處多大であつた。

歐米が主として大東亞の農産資源に依存したるものにゴム、生絲、キナ、マニラ麻、米、桐油等があり、他に資源あるも、大東亞に依據したるものに、茶、砂糖、大豆、落花生、コブラ、煙草、コーヒー等がある。

かかる大東亞に於ける特産なるものは、自然條件よりすれば、必ずしも絶對的特産とは云ひ得ないのであるが之が大量の栽培をなす爲には、豊富にして低廉なる勞働力の存在、栽培並に加工技術の進歩、巨大なる農業資本

の投資等種々の條件あつて始めて成立するものであるから、他の地域に於ては速に之が栽培をなし得ないことを考慮すれば、従來の歐米資本の支配體制を完全に拂拭し、共榮圈内の充足を主體として再編成し、爾餘を他圈に供給する方策を樹立する様調整をなせば、此の豊富なる大東亞共榮圈の資源は大東亞共榮圈の自主自立體制の確立と、世界新秩序建設の原動力として役立たしめ得るのである。

第一項 大東亞高度防衛體制の確立

大東亞農政の目標は大東亞の農業ニ農民をして大東亞高度防衛體制の確立に協力せしむるにある。大東亞共榮圈の確立には圈内各國各民族の軍事、政治、經濟、文化に對する長期に亘る不屈不撓の建設的努力を要するが、かかる再編成の一環として農政方針を確立して行かねばならないのである。

此の場合先づ第一に考慮しなければならないことは、工業と農業との發展の有機的關聯である。重化學工業を始め諸工業の飛躍發展に當り農業生産も之に並進的に發展しなければならない。それが爲には土地、勞働、資本等の諸政策に付基本的に再檢討を加へ、兩者の綜合的發展を期する様企圖されなければならない。

第二には食糧其他原料農産物の生産供給を確保し、大東亞自主自立體制の確立、運行に支障なからしめなければならない。

第三には人口資源の培養地としての農村の確立、農民の育成である。これは各國各民族に依り程度を異にする。特に皇國農民の定有は大東亞共榮圈の軍事、政治、經濟の發展に重大な關聯を有する。

第二項 大東亞農産資源の高度利用

第一に注意しなければならないことは日本を除く大東亞の地域は長く英、米、蘭、佛等の植民地、半植民地たりしことである。歐米の政治的影響下に置かれ、豊富なる農産資源の利用方法は全く大東亞本來の姿に依らず、大東亞民族の經濟的、政治的實力の伸張に役立たしむることは凡そ遠く、逆に、其の豊富なる農産資源を基礎としたる歐米の植民地活動の結實たる政治力、經濟力に依つて、大東亞民族は壓迫され、弱体化されたのである。従つて大東亞農産資源の利用方法の大東亞共榮圈自主自立體制の確立に役立たしむる様再檢討することである。

第二に擧げられるのは植民地を有する國々が、各々其の國の政治經濟力の地位、特に産業、貿易等の發展段階に應じ、自國の地位を高むる爲に大東亞農産資源の利用をなしたことである。かかる本國中心政策は共榮圈各地の土地利用、作物の種類等に著しい偏倚性を帯びさせ單一栽培を助長した。マライ、東印度のゴム、比島、ジャワの砂糖等其の著しき事例であり、其他支那と東印度の茶、日華の蠶絲、マニラ麻の發展、棉花栽培の消失、等に存する種々の競合關係は植民地的性格を多分に持つて居り、斯かる競合關係を利用して植民國の利益を圖つ

て來た。亦植民國の事情の變化に應じ、自由に植民地政策を變更し、損失を植民地に轉嫁して來た。

第三に擧げられるのは、歐米諸國の農産資源の利用の方向が、投下資本の高利潤や本國財政収入の確保にあつた點である。このことに依り資源の利用につき地域的偏在を來たした。本國の經濟力弱き東印度の如きはジャワと外領の一部のみしか開發せず、ニューギニアの如き未開發の狀況である。亦佛印に於ても交趾支那に重點が置かれた如くである。

高利潤確保の政策は經營形態としても、南方に於て、ゴム、茶、コーヒー等のエステート制度を採用し獨占的形態を確保し、經營は凡て蘭人其他歐米人に依つて行はれ、インドネシア人は少數の土地所有者が若干の利益を受くる外、労働者は苦力として最低限度の賃銀収入に甘んじて來た。而も同種の住民農業に對しては放任の政策を採り、これに依つてエステートの地位を確保して來た。又歐米資本はその援助の下に華僑に對して米穀粉等の取引又は加工に關して獨占的支配を許し、益々住民生活を壓迫して居た。

大東亞農政の目標がかかる歐米の植民地擷取の方針を是正するにあるべきはいふまでもないが、茲に留意しなければならぬことは、從來の歐米の政策がその利益を中心とした點と、自然條件、民族の素質、民度等の客觀的條件上已むを得ざりし點との辨別を嚴正に行うて、大東亞農業再編成の目標を確立することである。

第三項 大東亞農民の民生向上

長き歐米の植民地擷取政策の爲め日本を除く東亞各國各域に於いては住民の窮乏、農業技術の停滯が著しい特徴として擧げられる。

原住民農業は家族的な小規模なものであつて本來食糧生産を中心とする自給自足的な經營を營んで來たが、歐米の利益本位の農業政策の遂行、特に商品作物栽培の強行の結果、現住民農業は自給自足經濟時代と異り全面的に農産物價格變動のリスクに暴露せられるに至つた。而も、小規模農業に對し何等適切なる對策の行はれなかつた結果、現住民農業は之に對抗する能力無く極度の商業的擷取に陥るに至つた。加之ふるに、税、財政その他各種の側面よりの極度の擷取のため南方現住民農業者は獨立農民としての性格を喪失せしめられ労働能率は低下し、技術水準は著しく停滯するに至つた。かかる住民の生活状態は一面、反抗的民族運動の温床を提供し、植民地統治不安の根據をなして居た。

大東亞民族の大多數が窮民として存在することは、反抗的民族運動の温床たると共に、共產主義思想宣傳乃至共產主義諸政策の好個の對象となる。其の著しき状態は大東亞戰の重要な一環たる支那事變の處理に當り痛感する處である。北支に於て、棉花増産計畫の實行、食糧の蒐集、合作社の組織等の農政方針を實行するに當り如

何に共產主義的工作の爲に妨害され、一般經濟工作、治安の確保が困難であるかを見るものである。南方民族に於いても、農政方針の如何に依つては將來同様の結果を見ないと確言出来ない。

共產主義思想の浸潤迄に到らずとするも、その影響下に極端なる排外的民族運動の發生を曾て見て居り、圈内各民族のかかる傾向は單なる思想工作、政治工作のみを以て解決し得ないのであつて、思想、政治、經濟の綜合的施策を必要とする。逆に云へば大東亞農政の目標を單なる生産流通政策のみにおかすべきではなく、それは經濟政策であると同時に民生政策であり、思想對策でなければならぬ。

要之、歐米の本國中心に區々に行はれて居た政策を指導國家たる日本を中心として統一し、東亞農產資源利用の自主化、高度化を圖り歐米資本の單なる高利潤確保の政策を是正して、共榮圈内各民族の連帶親和を強化する様施策し、又各民族の民生を向上し、労働能率の増進、技術の向上を圖り各民族をして大東亞を建設する責任を負はしめるに足る民力を涵養せねばならぬ。

第二節 大東亞農業の自主自立體制の確立

大東亞戰爭緒戦の歴史的勝利に依り歐米の軍事的經濟的據點は完全に把握されたが、今後大東亞の自然、土

地、労働、資本を大東亞民族の主動的意思を以て再編成し、農產物の自給自足體制を確立せんとするには、全民族の獻身的努力に依る諸農業對策の實行を要する。其の對策を講ずるに當り特に留意すべき事項は次の如くである。

- (一) 食糧に就ては全體として自給し得る狀況なるも小麦等供給不足のものあり、又今後の人口増加、生活向上に依る消費増加、原料農產物の増産、軍事的理由に依る食糧の地域的確保、他圈との交流等を考慮すれば各地共に食糧の生産計畫を積極的に検討するを要する。
- (二) 原料生産物中の不足物資（棉花、羊毛、麻類等）に就ては高度防衛體制の強化の見地より最低限度の生産を確保しなければならぬ。
- (三) 共榮圈建設に當り軍事的責務の特に重大なる日本の農產物供給確保對策は特別の施策を講じなければならぬ。
- (四) 食糧原料等農產物供給確保の自立的體制の確立に當つては國民の消費態様の變化、數量の規正等を恒久的に考慮すると共に、原料農產物特に衣料纖維の如きは農業工業の調整、開戦時に於ける用途の轉換を考慮し、綜合的計畫的に對策を樹立する。
- (五) 圈内農業の組織化、計畫化を實施するに當り各地域の民度に應じ、統制の程度に緩急宜しきを得る様施策

策する。

第一項 指導國家の東亞農政上に於ける責務

大東亞共榮圈を確立する爲には指導國家たる日本が軍事的に、經濟的に、文化的に一層高度の段階に發展しなければならぬ。之れが實現の爲には内外地農業が如何なる役割をなすべきか、又如何に變化して行くべきかの問題を考慮すべきと共に、共榮圈内の農政を指導すべき直接責任者たる日本の農林行政機構の統一を考慮しなければならぬ。

(一) 内地農業は食糧の増産と人的資源の確保とにおいて今後も重視されなければならない。だが重化學工業の發展に依る人口の再配置が必須とされ、一面耕地増加の限度があることを考慮すれば食糧自給に或る程度の犠牲を覺悟し、他の地域に依存する必要がある。併し海洋國家たる日本に於ては内地の限られたる耕地面積において可能な限り農業生産力を高めるため労働生産性の昂揚、従つて技術を高度化すると共に、可能な限り耕地の利用度を める必要がある。而してこれを實現するためには先づ農林行政機構並に農林團體の根本的刷新が要請される。

(二) 内地農家は食糧増産の擔當者である外、兵力、工業労働力、開拓民として、大なる役割を果さなければならぬのであるから、精神的にも、經濟的にも、基礎の鞏固な農家として形成されなければならない。國本農家、適正規模農家育成に關する意見の出づる所以である。かかる農家を育成創出することは、今後の日本農政の重大問題であつて、特に食糧確保と人的資源培養のため速かに施策することを要する。

(三) 朝鮮、臺灣に於ける農業並に農民の問題も統制強化の必要は方法の差こそあれ、内地に準じて進めて行かねばならない。併し朝鮮、臺灣について特に注意しなければならないことはこの地帯に對して食糧増産の任務が一層強く要請されてゐることである。一面地下資源の點や、大陸、南方に近接すること、労働力の豊富なる點に鑑み、外地工業化の方向がとられなければならないが、この食糧増産と工業労働力供出の擔當者たるの役割が農民に與へられてゐる。此れを圓滑に進行せしむる方策を實施することを通じて外地農業經營の改善を圖り、外地農民を東亞共榮圈建設の重要な協力者として育成して行かねばならぬ。

(四) 更に内外地經濟の一體化を二層進行せしめなければならない。特に主要食糧の如き内外地を含む專賣制の實施を必要とする。又行政機構の面にも内外地統一した方針の下に、しかしながら個性を生かしつつ進む様一層の緊密化を圖らねばならぬ。

(五) 日本の農林行政機構に對しては、内地の農業統制を一層強化し、又内外地の方針を統一すべく、その刷新が要請されると共に、大東亞全體の農業を綜合的統一體たらしむべき綜合企畫、運営の責任を果し得るに

足る機構と實力を有するものとして改革せられねばならない。從來の組織を以てしては大東亞農政の指導には缺くる處が大と云はねばならぬ。

第二項 農政上に於ける共榮圈紐帶の強化

大東亞民族の血縁的相似性と云ふ大局的觀點を根本理念に置き、大東亞共榮圈の建設を施策するの要あることは素よりであるが、此の廣大なる大陸圈、海洋圈に亘り存在する各民族が、自然的條件に阻害され、又歐米の分裂政策の下に長く置かれたため、各民族の素質、經濟文化の發達程度に著しき相違を生じ、甚しきは東亞民族相互の間が對立の状態にさへある。此の相違點を見逃しては全體を組織的統一體に迄導き得ない。經濟的發展低き民族に對しては其の低き要求を現實のものとして受取り、それを基礎として之を漸進的に高めなければならぬ。而して、かかる状態の下に於て共榮圈農產物資の自給自足體制を確立する爲には指導國家を中心として農政方針の統一を圖り、農業に關する資本技術の導入を諸地域に及ぼし、農產資源の自立的高度利用をなし、各地域間に物資の交流を圓滑にし、之等を通じて各地域の間に緊密なる紐帶を結ばねばならない。

(一) 農政方針の統一

大東亞農產資源を自主自立の方向に再編成するには、歐米諸國の利益に依つて各地域間の政策が夫れ夫れの方

向に向つてゐたのを一つの方向に持ち來たさねばならぬ。統一の責任者はいふまでもなく日本國家である。乍併東亞共榮圈地域中には獨立國家あり、半獨立國家あり、又圈外第三國の領土がある。かかる政治的位置のみならず、農政の對象たる農民の民度に差等があり、従つてこれに對する農政にも自ら緩急あるを要す。夫れ夫れの國情、民度に應じ、又施策の内容の建設に對する緊急度に従ひ、施策は自ら異ならねばならない。

(二) 資本技術の導入

(1) 日本資本が共榮圈内に於て優位を占めてゐるが、今後共榮圈建設の爲め一層その増成を圖ることが必要であり、而もそれが鑛工業、運輸等に投資される度合が擴大されなければならぬ時に當り農業への投資は自ら制約される。また曾ての歐米の政策の如き極端なる營利主義農政は之を是正するとするも、南方農業投資の増加を圖ることは必要である。而して日本資本の農業への導入は、優秀エステート、農產加工、日本開拓民農產物貿易面等に集中し、土地改良、合作社、國內商業等は極力各民族資本に依るを要する。

(2) 日本農業技術の發達には顯著なるものがあり、殊に水稻栽培に關する技術は、品種改良、耕種法、土地改良等いづれも極めて高く、試験研究の方法も小農經營を基礎とする東亞的性格を代表して居る。更に農業に關する基礎的研究も世界的水準に達してゐる。大東亞共榮圈内の農民を指導するに當つては、曾ての日本の低き段階から急速に技術的水準の高まつて來た經驗の跡を追ふことに依り今日の水準を以てしても指導が

可能である。併し、自然條件の非常に相違した地域を包摂したる今日、基礎的研究に於ても、應用研究に於てもより一層の廣さを持つ必要がある。而して、大東亞的規模に於いて再検討さるべき試験研究の施設を至急創始することを要する。

(3) 各地域に於ける農業技術指導に當り其の民度を考慮する必要あるも、歐米諸國の如き住民農業の技術向上を放任する態度は之を是正して、エステート農業のみに集中せず、住民農業の向上にも努力する要がある。各地域の住民農業に對する指導獎勵は各國家の直接指導が中心となるが、特別の民間獎勵機關を設置し又協同組合、エステート等を利用しなければならぬ。

(4) 尙農業技術上の試験研究並指導獎勵に要する費用は主として各國家の支辨すべきものなるも、民間資本に積極的に協力せしむる方途を講ずる。

(三) 大東亞農業生産計畫の確立

大東亞共榮圈内の經濟は有機的統一體として構成され、運営されなければならない。その爲には各地域間に、農業と各種産業及び國民生活の間に調和を保持し、而も軍事的に見て高度の自給を必要とし、必要に依り何時にても、交戦體制に移行し得る機構と準備を持たねばならぬ。かかる體制を完成するには農業生産に計畫性を與へねばならぬ。然るに農業は天候の影響を受くること甚しく往々にして計畫生産を阻害される惧あるも、この點を

克服してその實を擧げ得るやう力めねばならぬ。

殊に大東亞共榮圈の農産資源利用の方向が歐米の支配の手を脱し自主體制に再編成され、食糧の自給、不足物資の増産、圏外交流物資の調整等を行ふと云ふ大規模な轉換を實現する必要があるにおいては高度の計畫なくしてこれが實現は期待し得られない。

(1) 大東亞農業生産計畫は指導國家の責任を以て之を樹立し、之が實行には各地域の政府に責任を持たせる。だが、各地域の民度を異にするを以て計畫を實行するに當つてはその方法を異にしなければならぬが共榮圈を通じて原住民族農業經營は劣弱であるから、資本技術の援助、指導開拓民の選出、集荷配給機構の整備、價格政策等周到なる生産獎勵策を伴はなければならぬ。

(2) 生産計畫には立地計畫、資材(肥料、農機具、藥材等)計畫、土地開發並改良計畫、勞力配置計畫等周到に計畫實行するを要する。

(四) 豐產物資交流の計畫化

東亞共榮圈は各國に於て産業の發展狀況を異にし、又農業生産の品目を異にする。これを有無相通じ、各地域が其の特性に従ひ發展することに努むれば圈内の紐帶強化に貢獻する處多大である。重工業、化學工業、輕工業の主たる地帯は日本を中心とした日滿北支であり、南方の豊富な農産物の需要者もこの地帯である。更に食糧の

點から見ても、日滿支は自給度を強化するとしても、尙佛印、泰、ビルマを補給圏として常に考慮しなければならぬ。又戦前共榮圈に對して他國より相當量の機械、化學製品、輕工業品等の流入のあつたことに對して、日本は之が供給の責任を負はねばならない。従つて日本の重化學工業の急速なる發展を要し、日本の重化學工業の建設には、大東亞特産物と機械との交易が行はねばならない。

大東亞農産物の交流は共榮圈内の紐帶の強化、圈内産業の高度化、友好共榮圈への援助等重要なる意義を有する。従つて、農産物資交流の實權は指導國家に於て把握する必要がある、次の點に留意して施策するを要する。

(1) 圈内各地域間に交流されるもの内重要な農産物並他共榮圈に輸出さるる農産物に就ては、各地域の物資需給計畫を參照して、指導國家の責任に於て圈内並に圈外の交流計畫を樹てる。

(2) 圈内各國各地域内集荷配給機構は夫れ夫れの事情に應ずるも、各國、各域相互間の交流は指導國家に於て直接統制を加へ交流計畫の實行に對し各國各地域に協力せしめる。

(3) 右物資の圈内、圈外の貿易運輸に就ては指導國家並にその資本にて實行する。

第三節 大東亞農業人口の再配置

大東亞各地域に於ける人口の疏密所を得ないのは自然條件、經濟の發展の度を異にすることに依る點もあるが歐米諸國が自己の權益擁護の爲大東亞民族の移住を制限したことが又一つの重要な原因をなしてゐる。従つて、之を是正すると共に、大東亞各地域内に今後行はるる産業、農業その他産業の再編成を圓滑ならしめる爲には、新たなる勞働力の移動を行ふことが必要である。かかる人口の再配置は農業その他産業が計畫化されると共にそれに應じて計畫的に實行されねばならない。

乍併、人口の再配置にはかかる地域的、職業的、數量的問題を考慮するのみならず、民族の素質、民度、民族の共榮圈内に占むる軍事的、政治的地位等をも考慮し、計畫的に施策し、大東亞共榮圈内の人口組織を有機的ならしめ活力あらしむる様にせねばならない。

第一項 皇國民族再配置

軍事、政治、經濟、文化各方面に優秀なる皇國民族が共榮圈内各地域に適正に配置され共榮圈の強化に資する様施策せねばならない。かかる任務を擔當する爲に大和民族人口の計畫的增加を實行しなければならぬ。其の場合一定の農業人口を保有することは之を一言にして言へば、健兵健民の育成供出と食糧の生産確保のため絶對に必要にして、併せて次の諸點が考慮さるべきである。

(一) 重要農産物の計畫生産の擔當者として、又開拓民として他民族の間に伍し、計畫生産遂行の先導者たること。

(二) 強靱な工業労働力を送出する點及び人口増殖率の高い點より人口培養源たること。

(三) 軍事的に見て、強健な兵力の源泉たることと、軍事的要地地點の、背後地擁護者としての開拓民たること。

此等の觀點から國內國外に對し農業者を配置して行かねばならない。乍併地域に依りては必ずしも以上の三點に適合するとは云へない。例へば南方の如きは人口資源の培養地としては温帯よりも缺くる點のあることを感ずる。

(一) 各地域別に農業人口配置を考慮すれば、先づ内地は耕地の擴張(増大する潰滅地を差引き)をなすとしても、素質高き労働力を軍事及び工業に送出し、且つ食糧生産確保の爲に技術的經濟的に高度の農家を創成することからしても、亦高度資本主義國の有業者構成状況より類推して見ても、相當多數の開拓民を滿洲、南方に定有せしめなければならぬ。

(二) 開拓民の送出地點は前記農業者の共榮圈建設上有する意義を基準に置き重點的に考慮し、周到なる計畫と相當の國家的援助の下に送出しなければならぬ。

(三) 滿洲は食糧其他計畫物資の増産、人口資源の確保、軍事上重要點の確保目的を以て、今後益々基礎の鞏固な開拓民を送出しなければならない。而も急速な人口増加を必要とすることから考ふれば、今日の計畫を一層強化して進めなければならぬ。

(四) 南方に就ては南方資源の開発の爲セレベス、ミンダナオ、ニューギニア等島嶼地帯の外昭南港確保の爲マライ、スマトラに對し大和民族の開拓民を送出することが必要である。併し熱帯の氣候が人口資源確保上若干の缺點のある點に鑑み、保健、子女の教育等北方以上に特別の施設を講ずる要がある。

(五) 移民の經營規模は劃一の弊に陥ることを避け各地の自然的經濟的條件を考慮し弾力性を持たしむることを要す。この場合自家労働力を重視するも苦力の使用その他をも考慮し指導民族としての經濟力を持ち得る如き經營形態を考慮するを要する。

(六) 農業移民の經營に就ては資本關係、工業關係と密接なる連絡を考慮すること。

第二項 農業開發と漢民族、南方民族

漢民族は國內工業の未發達、農業の停滯に依り相對的過剩人口に苦しむ南方に對する移民を出して居る外、舊國民政府の邊境の開拓に大いに努力する處があつた。今後根本的に考へれば國內鑛工業の發達に依る人口の吸收

政治的統一の進行に依る農業政策の確立、農業經營の刷新安定、邊境の開拓の促進等が必要とされる。

南方民族は長き植民地搾取の結果に依るとは云へ、文化の發達遅れ、慾望も低く保守的性格強く、國內植民さへも好まぬ傾向あるを以つて漸次的に對策を講ずるを要す。

(一) 漢民族は北滿の農業労働力の緩和の爲北支より、南方の農業開拓の労働力として南支より、計畫的に送出す必要がある。

(二) 南方民族は主として國內移民であるが、労働者として優良なる種族を選び、漸次行はねばならない。泰人、ビルマ人、安南人、ジャワ人、マヅラ人等を計畫生産を要する物資の増産に協力せしむる爲國內移住を計畫する必要がある。

第四節 大東亞農民の民生向上

第一項 農民政策の基調

大東亞の農民經濟、農民生活は歐米の長き搾取の結果窮乏を極め、經濟的には自主的に活動する能力を失ひ文化的にも頗る遅れてゐる。勿論各地域には文化的に進んだ少數の分子が存在するが、農民生活とは直接の關聯が

ないのみならず、其の思想は歐米文化に影響され大東亞戰前抗日的色彩の濃厚であつたものさへある。又かかる文化的に遅れた農民の生活窮迫に乗じてゐるのが共產主義であつて、大東亞共榮圈建設に對し破壊的行動をなさんとしつつある。

かかる外部からの影響と、低い農民經濟を地盤としてゐる大東亞農業の再編成の事業は決して單なる經濟中心の政策を以てしては遂行出來ない。古來より住民の依て立つ社會制度を基礎に置く指導精神を持つと共に、農民生活を導く方策として經濟政策と思想、文化工作を同時に遂行して行かなければ効果を擧げ得ないであらう。

彼等は今日營利主義、個人主義、共產主義等に權力的に引ずられてゐる。だが之等の主義思想は、彼等の古來の經濟生活乃至生活感情とは凡そ遠いものである。一時的な幻想から覺醒せしめて、大東亞農民の王道的な、家族主義的な生活感情をよび覺まさなければならぬ。八紘爲宇の理想、皇道精神に依り大東亞農民の古來の生活感情を新たに目覺めさせて、大東亞農民の共通感を懷かしめねばならぬ。

かかる根本の精神の編成替を基礎にして各般の農民に對する經濟施設、文化施設が綜合的に實施される時に於て始めて民生の向上をなし得る。

第二項 民生向上に對する施設

大東亞戰前に於ては、各國各域の農民にとつては、各種の對立物が存在した。支那、南方に於ける歐米資本との對立、華僑、印度人の高利貸商業資本に對する南方民族との對立が存在した。この對立の基礎には經濟的搾取が存在し、それが民族的、政治的對立感情までに高められて來てゐる。歐米資本の排除は日本の軍事力、資本力に依つて、徹底的に行はれるとしても、各民族間の對立關係は對象が多數の農民大衆であり、且つ國內民族間の問題だけに其の調整は相當の時日と努力とを要する。

更に大東亞戰に依る經濟的激動と、今後の建設に當つての經濟的負擔とが經濟的に劣弱な農民生活に與ふる影響を考慮するとき民生問題解決の爲に施設する處は決して簡單に論斷出來ない。單なる社會政策的立場に於ける民生の方針を實行することは出來ない。又教育、衛生等狹義の文化的向上に努力することも差當り可能性に乏しい。此に於て次の諸點に就て留意して大東亞農民の民生向上を企圖するを要する。

- (一) 生産技術の向上、高利貸商業資本との調整、農民の組織に重點を置き、民生向上の基礎を涵養する。
- (二) 各國各地域の協同組合は民度の發展に應じ、計畫生産に對應する農業指導、高利貸資本の排除、計畫生産物資配給の末端機構等に重點を置き育成し、併せて農民に對し大東亞共榮圈建設に協力する趣旨の徹底を図る。

- (三) エステート農業の經營方針を轉換せしめ、住民農業の生産指導、生産物の蒐荷、加工を行はしめ、華僑

利潤の調整に資せしめる。

- (四) 華僑、印度人等の金融、商業に對し統制を加へ利潤の合理化に努力する。

第五節 印度濠洲の農業的位置

印度、濠洲（新西蘭を含む）を外圍として取扱ひ、之と國交の調整が行はれるに際し、大東亞共榮圈に如何なる影響を與ふるかを考慮する必要がある。印度と濠洲は共に英國の植民地であるが、自然的條件、社會經濟的條件に於て根本的に相違する。従つて物資に對するのみならず、大和民族の農民配置の問題、大東亞農民政策等の觀點からも大なる相違がある。

物資の觀點からすれば印度の棉花、黃麻、濠洲の小麥、羊毛、畜製品等が交流されるか否かに依り大東亞の自給自足體制を如何なる程度に行ふべきかに關聯する。此の際食糧品に就ては是非とも共榮圈内の自給自足體制の確立を必要とする。然し纖維に就ては比較的長期の使用、貯藏に耐へ得る點を考慮し、圈内自給體制に或る餘地を残し、印度濠洲にある程度依據すると共に交戦開始に當り速かに轉換し得る如く、最低限度の基本纖維の生産（工業生産纖維を通じ）の確保を行ふと共に開戦時に當り、農産纖維を急速に増産し得る如き準備體制を必要とす

又印度濠洲より此等物資を輸入する引當として、農業用資材（肥料、農機具、藥材等）の供給をなす必要も起つて来る。

大和民族の農業人口配置に就て濠洲が重要な意義を有することは内地と同様の自然条件にある點から見ても開拓の餘地多大に存するのみならず既墾地と雖利用度低き點よりするも大いに矚目されてゐる。それと同時に、其の開発に當り漢民族、南方民族の移植との關聯、在住英人との關係並に開戦時に於ける軍事的支配の問題等充分考慮すべき問題が存在する。

大東亞農民政策の立場から見れば印度は重要な問題を提起する。民族的に見れば印度國內に各種の民族が地域的に階層的に複合して存在し、政治的に、宗教的に種々の問題を絶えず惹起して、大東亞の外圍として政治的不安を大東亞共榮圈に影響を齎し、特に南方民族に對する影響を考慮しなければならぬし、又英米の勢力が印度洋から退却しても、ソ聯と奥地支那民族と印度民族の共產主義的連携の危険性が存在する。而して印度が亞細亞南部の重要な大河川地域としての重要農業地帯であり、且つ民族の大部分が農民にして且窮迫せる實情にあることは、一層印度の農業政策農民政策の如何が、大東亞共榮圈の確立に影響する處多大である。

第二章 東亞共榮圈農業立地計畫大綱

第一節 農業立地決定の基本方針

- (一) 東亞共榮圈に於ける農産物供給確保の自立的體制を確立すること。但し、各地域がそれぞれ割據主義に陥らず全體として有機的統一を保ち得る様施策すること。
- (二) 東亞共榮圈内農業配置は適地適産を基礎とし、共榮圈内各地域に於ける軍事的、政治的要請を考慮して之を決定すること。
- (三) 東亞共榮圈の特産物資乃至自然的經濟的に特に有利なる物資にして、國際貿易上輸出を有利とする物資に就ては、圈外への輸出餘力を保持培養すること。
- (四) 東亞共榮圈の自然的技術的諸條件より見て、その自給の困難なる物資に就ては、該物資につき圈外より供給を確保するの措置を講ずること。

第二節 農業立地決定上の前提的諸問題

- (一) 増産を要する物資に就て
 - (1) 軍需資材、主要食糧及衣料、重要藥品等東亞共榮圈經濟の自立的體制確立上特に緊要重大なる農産物資に就ては之を特定し計畫的増産對策を樹立すること。
 - (2) 其他の農産物資にして供給の不足せるものに就ては適當なる増産對策を講ずること。
 - (3) 東亞共榮圈内の特定地域にして食糧その他の農産物資に就き、軍事政治上特にこれが自給乃至供給確保上の對策を必要とする場合に就ては別に適切なる措置を講ずること。
 - (二) 圈内過剰物資に就て
 - (1) 製品乃至原料として當該物資本來の特性に従ひ或は之を改良し、廣範圍に互る新規用途の開拓に勉むること。
 - (2) 東亞共榮圈の特殊農産物乃至經濟的に有利なる農産物に就ては圏外への適量の輸出餘力を保持すること。
- 尙ほ、圏外貿易再開までの過剰物資に就ては臨時別途の措置を講ずること。

第三節 特産農産物問題

東亞共榮圈の特殊農産物乃至經濟的に有利なる農産物にして圏外への適量なる輸出餘力を保持するを要するもの。

- (一) ゴム
- (二) 茶、コーヒー、ココア
- (三) 油脂(コブラ、パーム、落花生、桐油等)
- (四) 規那
- (五) 砂糖
- (六) 生絲、マニラ麻
- (七) 煙草
- (八) チーク材

第四節 増産、減産乃至作付轉換を要する物資

(一) 計畫的に増産を必要とする物資

- (1) 米
- (2) 小麦
- (3) 棉花
- (4) 羊毛
- (5) 麻類(黄麻、苧麻、亞麻、大麻)
- (6) パルプ用材
- (7) 蓖麻
- (8) 軍馬

(二) 適當なる増産對策を必要とするもの

- (1) 蔬菜及青果(特に新直轄地その他日本人の住所乃至駐在地帯に於ては之が供給確保上の對策を必要とする)
- (2) 畜産物。(イ)皮革(水牛、黄牛)、(ロ)煉乳及び酪農品(乳牛)
- (3) タンニン。マンゴローブ(自然林より採取)ガンビル(増林)ワットルバーク(増林)

(4) ガタパーチャ

(5) 樹脂(松脂其他)

(6) 漆

(三) 減産乃至作付轉換に就き考慮を要するもの

- (1) ゴム
- (2) 砂糖
- (3) コーヒー
- (4) 茶
- (5) マニラ麻
- (6) 生絲
- (7) 油脂(コブラ、パーム)

右の中砂糖、マニラ麻、生絲(桑園)は他に轉換可能なれども、その他に就ては不良園を廢棄放任する外なし、但し保持すべき優良園に就ては積極的に之が改良に努力するを要す。

(四) 現状を維持する要あるもの。

- (1) 大豆
- (2) 玉蜀黍
- (3) 規那
- (4) コ、ア

第五節 日本を中心とする特殊處置

日本を中心として食糧その他特定農産物に就き特殊處置を講ずる要ある地域並に物資次の如し。

- (一) 日本及滿洲
 - (1) 内外地及滿洲を通じ最低限度の食糧自給及供給確保對策を講ずること
 - (2) 内外地及滿蒙を通じ軍需用羊毛に就き最低限度の自給並に供給確保對策を講ずること
- (二) 新直轄領

戰時に於ける食糧供給確保、特に青果類その他運搬貯藏の困難なる食糧の自給對策を講ずること。

第六節 計畫的増産を要する農産物資の立地問題

計畫的増産を要する農産物資の立地決定上特に考慮すべき事項次の如し。

(一) 食糧

- (1) 食糧増産目標決定上考慮すべき事項
 - (イ) 十ヶ年後に於ける人口の自然増加、生活水準の向上に伴ふ需要の増加
 - (ロ) 濠洲小麦輸入の不可能なる場合をも考慮し、小麦の供給不足を補ふ
 - (ハ) 棉花、麻その他不足作物の増産計畫實施に伴ふ當該地區に於ける食糧供給不足(特に北支)
 - (2) 米穀増産計畫に於ける地域的考慮
 - (イ) 日本、滿蒙に於てはその特殊事情を考慮し高度の自給を確保すること
 - (ロ) マライ、東印度、比律賓等に於ては農業生産の歐米輸出向き商品作物への偏倚的集中、之に伴ふ食糧不足より來る原住民の生活上の不安定を是正する程度に於て、米穀その他食糧生産の増加を圖ること。
- 但し、他の必需農産物の計畫的増産と共榮圈内各地域の經濟的相互依存性の増進に抵觸せざる様考慮すること。

- (ハ) ビルマ、泰、佛印等の米穀輸出地帯に於て爾餘の地帯に於ける供給不足量、並に適量の圈外輸出數量を確保し得る如く増産計畫を樹立する

(3) 小麦

(イ) 増産目標決定上の考慮

濠洲小麦輸入の不可能なる場合をも考慮し、共榮圈内廓内に於ける適地に於て、他の増産を要する作物との關係を考慮し増産對策を樹立する。

(ロ) 増産計畫樹立上に於ける地域的考慮

自然的諸條件より考慮すれば小麦の増産は日本、滿洲、北支、上ビルマを適當と認む、但し右地帯に於ける小麦の増産計畫樹立に當つては次の諸點を考慮することを要す。

(一) 滿洲。北滿春小麦の増産には草原地帯の開拓を大規模に實施するを要す。尙、北滿に於ては小麦は大豆との輪作關係にある故、小麦の増産に當つては、大豆との關係を充分考慮するを要す。

(二) 北支。小麦増産に當つては棉花の増産に支障なからしむる様考慮するを要す。

(三) 内地及朝鮮。裏作面積の増大に就き適當なる對策を講ずること。

(三) 棉花

(1) 今後に於ける人口の自然増加並に文化向上に基く需要増を考慮し、右を基準とせる平時需要の七割を圈内に於て自給し、以て戰時に於る最低需要量の供給確保を期すること。

(2) 増産計畫の樹立に當つては次の諸點を考慮すること。

(イ) 東亞を北帯、南帯に區分し北帯を中心に増産計畫を樹立し、南帯は補充的意味に於て考慮するも尙相當大量の増産を圖ること。

(ロ) 北帯に於ける適地は北支、中支、朝鮮等にして、共榮圈に於ける増産計畫の重點は北支及中支に置くを要す。但し北支、中支に於ける棉花増産に當つてはその地帯に於ける食糧の供給、確保方策を考慮するを要す。

(ハ) 南帯に於ける棉花増産に當つてはビルマ、泰、佛印に重點を置き、東印度、比律賓を適當に考慮すること。

(三) 羊毛

最低限度の軍需要量は滿蒙及日本内地に於て生産を確保すること。

(四) 麻類(軟質)

(1) 戰時に於ける尨大なる需要量を賄ふ爲め、平時に於ては麻本來の用途、並に混紡その他を含める最大需要量を賄ふ大増産計畫を樹立すること。

(2) 各麻類の適地

(イ) 黃麻 滿洲及北支のケナフ、東印度のローゼルの増産を圖る。これが代用纖維と共に、南方地域に於ては之が適地及栽培方法の研究を行ふこと。

(ロ) 苧麻 中支及南支、比律賓東岸、日本特に臺灣を中心とし増産を圖る。

(ハ) 大麻 滿洲及支那に於て増産を圖ること。

(ニ) 亞麻 北海道、朝鮮及滿洲北部及臺灣に於て増産を期すること。

(五) 麻

滿洲に於て規定計畫に則り増産を期すると共に、泰、佛印、東印度、マライ、ビルマ等に於て増産を圖ること。

第三章 皇國農民人口配置對策

第一節 皇國農民人口配置對策要綱

(一) 内地農業人口の收容量と農業移民

内外地滿洲並に支那南方諸地域を通じ日本純血人口の四割程度の農業人口(四千萬人)を保持することは民族力増強の立場より絶對必要である。然しながら、内地に於ては耕地面積擴大の餘地僅少なる爲め、現状以上の農業人口(三千二、三百萬人)を健全なる形において保持することは困難である。従つて、七―八百萬人以上の農業移民を内地以外に定有することを要す。

(二) 大陸移民に就ては一層保護擴充するを要す

(三) 南方への農業移民は氣候風土、軍事的政治上の關係を考慮して適地を撰定すると共に、各種施設を行ひ民族の退化を來さざる様施策することを要す。

(四) 移民の經營規模は劃一の弊に陥ることを避け各地の自然的經濟的條件を考慮し弾力性を持たしむること

を要す。この場合自家勞力を重視するもクリーの使用その他をも考慮し指導移民としての經濟力を持ち得る如き經營形態を有せしむるを要す。

(五) 農業移民の經營に就ては資本關係、工業關係と密接なる連絡を考慮すること。

第二節 皇國農業人口配置決定上の諸問題

(一) 人口配分に關する二つの問題

人口配分には二つの問題がある。第一は國內に於ける人口配分の問題であり、防空、衛生、並に産業の配置と關係し、主として内務省の所管に屬してゐる問題であるが、未だ確たる政策として具體化される迄には至つて居ない。第二の問題は國外に對する人口配分の問題である。この問題に就ては現在まで國家の政策として取上げられたものとしては、滿洲農業移民二十ヶ年百萬戶移住計畫があるが、支那及南方方面への移民問題に就ては未だ國策は決定してゐない。

然るに「人口政策確立要綱」に依れば、昭和三十五年に於ける日本純血人口は一億人にするになつてゐる。

これが人口政策確立要綱の期する如く二十ヶ年後に實現するか否かは多少の問題が残るが、二十年か二十五年の後には、純血人口が一億に達することは現在の人口増加の趨勢から疑ひない所である（最近の數字に依れば、死亡率は減少を示し、出生率も戦争の影響を除いて考へれば減少しては居ない）。ところで人口の問題は同時に生活、職業の問題であり、又國力の基本としての民族力増強の問題である。従つて、人口配分の問題はその場當りで決定すべき問題でなく、遠大なる構想の下に政策を樹立し計畫的に實行されなければならぬ。

(二) 國內に於ける人口配分問題

國內に於ける人口配分上最も重大なる問題は都市と農村との人口配分の問題である。而して、昭和五年の國勢調査に依れば、京阪地帯の人口一千萬人、其他都市人口一千萬人で、郡部人口四千萬に對し都市人口は二千萬人の多きに達し人口の著しき都市偏在を示して居る。而してこの傾向はその後更に急テンポに進展してゐる。而して、民族力の増強と云ふ面から見れば、都市に過大の人口の偏在することは好ましくない。即ち、都市に於ては死亡率だけは最近低下してゐるが、出生率並に體位は好くない。従つて、最近に於ける人口の都市集中の勢は是正せられなければならない。然しながら、人口の農村と都市への配分の問題は同時に産業配分の問題であり、人口の都市偏在を是正する爲めには産業計畫をも含む國土計畫が打ち樹てられな

ればならない。

(三) 内地に於ける最大人口収容量

國內に於ける都市と農村、並に各種産業への人口配分を考へる時、先づ人口政策確立要綱に示された如き
尨大なる人口が内地に收容出来るか否か問題となる。蓋し、この問題が決定されざる限り國外に對する人
口配分計畫即ち移民計畫は決定せられないからである。この問題に對して我々は國內に於ける人口収容量に
は一定の限界があると考へる。而して我々の計畫では内地の最大人口収容量は別掲「産業別職業別人口表と
我國最大人口豫測」に示す如く八千三百六十萬人となる。

右の内地人口最大収容量の推算は次の如き方法に依つた。

(一) 農業、工業その他各種産業別有業者を其の産業の發展の傾向、國家的要請、資源市場その他より來る
制約等より大體の目安を付けた。例へば、工業の有業者人口は昭和五年五百七十萬人、アメリカ合衆國に
於ける工業有業者の人口は同年に於て一千四百十一萬人である。従つて外地滿洲等の工業化も進行する故
内地に於ける軍需工業、機械器具工業その他が著しく發展したとしても千五百萬人程度の工業有業者があ
れば充分であると思ふ。

又農業に就て見れば年々一億程度の金を使ひながら耕地は殆んど増加してゐない状態である。その上に

産業別職業別人口表と我國最大人口豫測 (單位千人)

國名	總人口		有業者數		無業者數		農林業	水産業	鑛業	工業	商業	交通業	公務自 由業
	(1)	(2)	(3)	(4)	(1)	(2)							
日本内地	五五、九六三	二七、二六一	二六、七〇三	二四、一三三	五五七	四四八	五、一三九	三、六六三	九五三	一、五二七	二、〇〇五	二、〇〇五	二、〇〇五
合衆國	八三、六〇〇	四一、八〇〇	四一、八〇〇	四一、八〇〇	一、〇〇〇	五、〇〇〇	五、〇〇〇	五、〇〇〇	五、〇〇〇	五、〇〇〇	五、〇〇〇	五、〇〇〇	五、〇〇〇
ドイツ	六五、三二八	三三、三六三	三三、三六三	三三、三六三	三〇	七〇三	一、〇九四	六、八四八	三、三三三	四、三〇〇	一、五五三	三、八〇〇	二、六九九
イギリス	四四、七九五	二二、〇五五	二二、〇五五	二二、〇五五	四五	一、〇九四	六、八四八	三、三三三	三、三三三	三、三三三	一、八三〇	一、〇六九	一、〇六九
フランス	四一、三三八	二一、六三三	二一、六三三	二一、六三三	六七	四四二	六、八三八	二、六九五	二、六九五	二、六九五	一、〇六九	一、〇六九	一、〇六九
イタリー	四四、一七七	一七、二六三	一七、二六三	一七、二六三	八六	六一	五、一六四	一、四三三	一、四三三	一、四三三	七九五	一、一三三	一、一三三

同上百分比

總人口一〇〇ニ付

有業者一〇〇ニ付

調査年次	總人口		有業者		無業者		農林業	水産業	鑛業	工業	商業	交通業	公務自 由業
	(1)	(2)	(3)	(4)	(1)	(2)							
日本内地	一〇〇、〇	四八、七	四八、七	四八、七	五二、三	五三、四	一、九七	一、六四	一、八八五	一、三、四三	三、四九	五、六	
合衆國	一〇〇、〇	四八、〇	四八、〇	四八、〇	五二、〇	四七、七	一、三	一、〇七	一、九八四	一、六、五六	三、一	六、七	
ドイツ	一〇〇、〇	四八、〇	四八、〇	四八、〇	五二、〇	四七、七	一、三	一、〇七	一、九八四	一、六、五六	三、一	六、七	
イギリス	一〇〇、〇	四八、〇	四八、〇	四八、〇	五二、〇	四七、七	一、三	一、〇七	一、九八四	一、六、五六	三、一	六、七	
フランス	一〇〇、〇	四八、〇	四八、〇	四八、〇	五二、〇	四七、七	一、三	一、〇七	一、九八四	一、六、五六	三、一	六、七	
イタリー	一〇〇、〇	四八、〇	四八、〇	四八、〇	五二、〇	四七、七	一、三	一、〇七	一、九八四	一、六、五六	三、一	六、七	

(備考) (一) 内閣統計局「産業別人口ノ比較」(昭和一二年)人口問題研究所「人口政策の策」(昭和一六年)大日本帝國
統計年鑑(第五八回、昭和一四年)に據る。最大収容量は野間海造氏の記算。
(二) 日本の(1)は大正九年、(2)は昭和五年の國勢調査の數字を大正九年と同様の調査方法に換算せる數字(4)は昭和五年
の國勢調査の數字。
(三) 合衆國は昭和五年、ドイツは昭和八年、イギリス、フランス、イタリーは昭和六年の調査に依る數字。

人口増加に伴ふ住宅用地の増加、工業敷地道路その他に依る潰滅面積を見込まなければならぬ。従つて今後相當耕地擴張改良政策に力を注ぐとしても今後の耕地擴張面積は僅少であると思ふ。従つて現状程度の經營規模を維持するとしても千四百五十万人以上の農業有業者を收容することは困難である。その他の産業に就ては、その産業の資源發展可能性必要度等から有業者人口を推定したものである。

(2) 以上の如くして推算した有業者人口を總人口に對する有業者の割合を五〇%として、總人口を計算すると八千三百六十万人(内五〇%は有業者、五〇%が無業者)となる。而して、有業者の割合を五〇%と大正九年の四八%七、昭和五年の四六%に比し稍高く見積つた理由は、有能者は何時でも職業に就き得る希望ある状態を想定したからである。

(四) 東亞圈に於ける内地人口の配分問題

内地に於ける最大人口収容量を八千萬人程度と見れば、内地人口が一億人になる迄に二千萬人の人口が過剰になる。而して有利な職業が無ければ止めても人口は外へ出て行く。國策としての滿洲農業移民とは別に現在二―三十万人程度の間人が年々滿洲支那方面に出て行つてゐる。少し施設をやれば五十万人位は出る。これは自然の勢ひであり有望なる地を求めて動く國民的衝動の現れである。斯くの如く人口流出はこれを國家的要請と民族力の増強の線に沿ひこれを計畫化し國策として之を遂行しなければならぬ。而して、之が

決定に當つては次の如き諸問題を決定しなければならない。

(1) 如何なる地域に配分すべきか。この問題に就ては大陸(滿蒙支那)及南方諸地域に計畫的に割當つべきである。南方移民に就ては氣候風土の關係から民族力が退化するとの説あるも日本人の血には南方の血が混つており、北方にも適すると共に、南方の風土にも適應性を持つて居り、經濟上の條件、教育及衛生施設さへ整へば心配は無い。

(2) 如何なる移民に中心を置くべきか。民族力の増強と云ふ點を中心に考へ、農業移民に重點を置くべきである。

(3) 如何なる形で配分すべきか。南方諸民族は大部分農民であり、その民度は極めて低い。従つて、その指導は研究機關、試験場による研究指導乃至は教育その他の文化運動だけでは駄目であつて、日本民族が各民族の中に配分され、技術、經營、生活上の實際の指導感化を通じて之を導き共榮圈の建設に協力すべきである。この點から考へれば、移民は各主要地域に分散的に行はなければならない。

(五) 農業移民對策

(1) 農業移民の目標。農業移民の目標は、技術、經營、文化、生活上に於ける指導農家を作り、實際を通じて南方民族を指導し共榮圈建設に協力せしむる様導くと云ふ點に置かれなければならない。内地人の南

方農業移民が五―六年の後は立派な指導農家として定着し得るであらうことは臺灣の實例に依つても大體豫想し得るところである。

(2) 農業移民の經營規模

從來滿洲農業移民の經營面積は十町歩、臺灣は五町歩、南方は三―四町歩に標準を置いて居た。この標準は大體正しいが、劃一の弊に陥ることを避けなければならない。即ち、農業經營の規模及形態は土地改良のテンポその他生産上の諸要因、農作物の種類、畜力その他總ての要素を考慮し、これに應じた規模と作業方法を考へ相當の餘裕を持たせる様にし、劃一的な弊に陥らざる様注意することが必要である。臺灣移民の實例がこれを教へてゐる。即ち、同じく十町歩を單位として出發したが、土地、作物の状況に依り、一戸當平均の粗収入は次の如き差を生じ、一部の部落は何等希望を持ち得ず暗澹たる状態に在る。吉野村三―四〇〇圓程度、瑞穂村五―八〇〇圓程度、鹿野村一、〇〇〇圓程度、大拓の新高村五―六〇〇圓程度。而して瑞穂村に於て粗收の多いのは葉煙草を栽培し而も之に加工してゐるからであり、專賣局の買上價格の好い上に加工賃が加つてゐる爲めである。そこで經營規模は土地その他の状況に依り弾力性を持たせることを要するが、大體次の如く考へる必要がある。

土地に於ては少い所で五―六町歩、多い所では三〇―五〇町歩を與へる。

畜力に就ては、經營面積十町歩程度の農家は二頭以上、五町歩は一頭以上とする。

(3) 土地關係並に農業經營形態

移民が與へられたる土地を全部自家勞力を以て耕作することは實際上不可能である。と云ふのは、内地に於ける農家一戸當りの勞働力は三・四人乃至四人なるに對し移民一戸當りの勞働力は一・五人乃至二人(滿洲の農業移民の場合)である。

そこで移民農家に對しては自家勞力を以て耕作すべき自作責任面積を定め、それ以外は賃労働者を使つて耕作するか或は小作に出すことを認むべきである。唯この場合には労働者の賃銀、小作料等は豫め標準を定めて之に従はしめ、氣儘勝手に定めざる様考慮を拂ふことが必要である。

(4) 農業移民に對する補助金額

農業移民を指導民族として模範的な經營を行はしめ、現住地農民指導の任務を負はしむるとすれば、それに應ずる資金が必要である。滿洲の農業移民は最初一戸當り五千圓程度を標準に考へられたが、一戸當り一萬圓以上出す必要がある。事實滿拓等の移民は一戸當り一萬圓程度使つてゐる所もあるし、又公主嶺の指導農家は一戸當一萬五千圓使つてゐる。内地に於ける農家の資本構成を考へて見てもそれ位は當然と考へられる。

尙ほ土地は無償交付とし、その他の貸付資金の回收に當つては五ヶ年間位の据置期限を置くことが必要である。

第四章 南方圈農業に於ける土地利用對策

第一節 南方圈農業に於ける土地利用對策要綱

- (一) 南方諸地域には開發さるべき耕地、改良せらるべき耕地多きも、農地利用は英、佛、蘭等の植民政策により各本國の利益を本位として著るしく制限乃至偏倚せられ來つた。従つて今後に於てはこれが是正を圖り大東亞共榮圈の建設方策を基底とし、南方諸地域を含む國土計畫に基き農地利用を考慮すべきこと。
- (二) 共榮圈の建設の進むとともに食糧需給の増加大なるものあるを認む。にも拘らず米の主要輸出國たる佛印、泰、ビルマの諸國は天水灌溉に依存し、水利施設を有する二毛作田は二〇%に満たずモンスーン氣象に影響せられて豊凶の差極めて大なり。従つて水利施設に依つて食糧生産の恒常化を圖るべきものとす。
- (三) 耕地の開發、水利施設等は民生上及將來の農業統制上私的施設にのみ委することなく國家、政府の施策として行ふべきものなること。殊に南方農業技術の改良の餘地は食糧農作物(土人農業)については頗る多きを以て斯る方面の試験研究、並に之が普及の施策も亦組織的に行ふべきものとす。

(四) 比律賓、泰、佛印、東印度に於ては從來外國人に對し各種の制限を設け農業開發を阻止する制度を有するを以て、この際これが調整を圖り日本人の農業開發を容易ならしむること。

第二節 歐米支配に依る土地利用の偏倚と其實情

第一項 南方諸地域用の土地利用並に開發上の重要問題

(一) 南方諸地域の農地利用の狀況は土人に依つて行はれる朝鮮の火田に類する農法（最も普通には陸稻栽培）灌漑水に依る水田經營より主として歐米人の資本、科學的知識を土人の勞働力との協力に依るプランテーション農業に至る各種の土地利用型態があるが、土人農業中特殊な地帯（ジャワ、佛印の一部泰の一部等）を除いては農地利用は極めて低度に在り自然の攪亂的作用に對しては施設せられるところがない。例へば泰國に於ける米の收穫災害率は一九三〇年乃至三七年の八ヶ年平均に於て一三・四%の高率を示してゐる。尙ほ旱害と洪水とが二年おき位に起り耕作面積に二〇%内外の差を生ずる。

(二) 而して農地利用狀況は氣象的條件に依り、文化的發展の段階に應じて著しく様相を異にしてゐる。就中歐米各國の植民地はその本國政策に依つて受けてゐる影響を輕視することは出來ない。植民地統治には生活必需物資を自給せしめず、經濟的に獨立し難き狀態が政策的に作出せられてゐることが各地に見られる。例へば比律賓は砂糖、ココナツトの輸出の殆んど全部を、コブラはその三分の二を、タバコは五分の三を米國市場へ輸出してゐる反面食糧は自給せず、又佛印、ビルマ等は食糧は豊富なるも纖維品については殆んど之を他に仰ぐ等。

第二項 南方諸地域の土地所有形態と農業開發の制限

熱帯農作物には米を除いて多くのものは、例へばゴム、茶、ココア、アバカ、バナナ、サイザル、甘蔗、ココ椰子等は永年性のものにして、それだけに農地利用に對する法的な保證が必要となる。然るに南方諸地域に於ける農地獲得には多くの制限があつて特に日本人にとつて之が障礙となるものが多い。例へば次の如くである。

(1) 比律賓では國土面積の大部分が國有地にして現存耕地に倍する一、二〇〇萬陌の土地が未開發の儘放置せられてゐるにも拘らず大規模な國有地の拂下げを爲さず邦人に對しては米國國籍を有せざるものに對して絶対に拂下げせざる法制があつた。

(2) 泰國に於ては農耕地面積は總國土面積の僅か一二%に過ぎず、國土の大部分は未開墾地である。現在可耕未墾地は總地積六二〇千方秆の四〇%と推定せられてゐるが之等の耕地は國有地として外國資本に依る開

發を阻止してゐる。

- (3) 佛印の耕地面積は總面積七千四百万の七・三〇%に相當し八〇%が山林と草原より成り、開墾可能地は極めて多きも、佛本國が外國資本の開墾阻止政策をとりし爲め未だ開發を見てゐない。
- (4) 東印度は各國の農業投資を許容し來つた爲めに「エステート」農業の發展を見たが外國人の土地所有を原則的に容認せざるが故に多くは租借地の上に營まれてゐるものである。此の地方に日本人經營の農地あるも借地に付ては行政的に多くの不便が賦課せられてゐた。
- (5) マライ及ボルネオに付ては農地獲得上の特別の不便はないが農業新開發を爲さるべき餘地は乏しきものと見られてゐる。

第三項 南方諸地域に於ける土地利用並農業經營の實情

(一) 比律賓に於ける土地利用並に農業經營の實情

布教と商業とを目的としたスペインの後を受けて、米國は經濟的開發に力を注いだ。従つて、商品的農作物は主として米國向輸出を中心として發達した。例へば、總輸出額中砂糖、椰子油の殆んど全部、コブラの三分の二、煙草は五分の三が米國向で唯麻のみが米國以外に比較的廣い市場を持つてゐる。それにも拘らず

比律賓に於てはその歴史的並に政治經濟的諸事情の爲めエステートは支配的な地位に迄發達してゐない。而して比律賓に於ける土地利用並に農業經營の概要は次の如くである。

(1) 農地の權利

總面積の九七・五%まで政府の所有地になつて居り、耕作者は二十五ヶ年を一期として借地することになつてゐる。

(2) 農業人口及び農家戸數

總人口一千六百万人中農業人口は千二百萬人(八〇%)で農家戸數は二百十三萬戸。

(3) 農家一戸當り耕地面積。一・一〇陌

(4) 土地利用狀況

主要作物は米、玉蜀黍、椰子、マニラ麻、甘蔗、煙草等であるが、その中米作(水田)面積は百八十五萬一千陌にして耕地總面積の四八%玉蜀黍五十七萬陌(一五%)、椰子は五十七萬陌(一五%)、マニラ麻は四十五萬六千陌(一二%)、甘蔗は二十七萬陌(七%)、煙草は七萬五千陌(二%)、其他が合計して三萬八千陌(一%)である。

尙ほ、右耕地の外、放牧地は五百八十六萬六千陌、森林一千七百萬陌、可耕未墾地は一千五百八十三萬

八千陌である。

(5) 米栽培技術(コーブランド著「米」一九二四年刊)比律賓の米作法は次の四つに分れてゐる。

(イ) カインガン法(開墾)……シルバ農業。乾期に森林を焼き雨期に植付け、棒で播種する。

(ロ) セカノ(高地)……前者と異り永続的に土地を利用し得る。鋤鉞を用ひることあるも、種子は撒布する。收穫は平野田に劣る。

(ハ) サボグ法……高地と低地との中間型であり、局部的に水の少い地方で行はれてゐる。

(ニ) 水田……苗代を作り、灌漑水田に移植し、耕耘には水牛を用ひる。

(6) 農作物の分布状況

ルソン島。米、ココナツト、アバカ

カガヤン盆地。玉蜀黍、煙草

(三) マライに於ける土地利用並農業經營の實情

(1) マライ半島農業の主要農作物はゴム、水稻、ココナツトであるがその他の農作物を含めて半島の一五%が耕作せられてゐるに過ぎないので大部分は密林に蔽はれてゐる。

しかし農業は支配的産業である、農業人口は七七%を占め此所では大規模なエステート農業と自給を主

目的とする原住農民の農業とが明確な區別を持ちつゝ存在してゐるが全體として植民地化は高度に達してゐる。マライの總栽培面積は次の如き利用率を示してゐる。(「國際經濟研究」第二卷第二號)

ゴム六六%(内六三%がエステート)。米一五・三%ココ椰子二二・〇%其他六・七%

(2) 主要作物

(イ) 水稻。稲作面積七十萬エーカー(二八萬六千ヘクタール)内六十萬エーカーが灌漑水路を持つ水田である。

マライ人に依つて栽培されてゐるが、栽培面積は増加せず、半島の需要を充し得ぬ米は住民の九九%迄常食で半島消費の四〇%を供給するに過ぎぬ、主としてタイ、ビルマから輸入する。

(ロ) ココナツト。米の作付面積と略同様、主産地はベラ、セランゴール、ジョホールの諸州にしてエステート農業である。

(ハ) ゴム。半島の西海岸に集中栽培せられてゐる。南方ゴム栽培面積は八〇〇萬エーカーと稱せられてゐるがそのうちマライ半島に於て三三〇萬餘エーカーを占め、内日本人栽培のものは九萬エーカーと見込まれてゐる。尙三三〇萬エーカーの内一二七萬エーカーは一〇〇エーカー以下のスマール・ホルダーである。

マライ半島のゴム栽培は一九〇〇年代に入つて急速に發展したもので高温驟雨排水よき丘陵地を占めその土地は他の農作物には容易に轉換出來ぬ所が多いことも注意されねばならぬ。

(ニ) バインアップル。ゴム樹との間作として栽培せられてゐる。

(ホ) 油椰子。エステート農業、栽培面積五萬七千エーカー(一九三一年)

(三) ジャワに於ける土地利用並農業經營の實情

(1) 原住民農業

最近ジャワに於ては畑地の増加が急速で水田の増加は停頓に近いことが示されてゐる。例へば一九二二—三二年の間に水田は五%の増であるが畑地は此の間に一五%増してゐる。然もジャワに於ける土地利用の多面的なることは蔬菜を初め甘藷、落花生、大豆等各種の農作物が栽培せられてゐることによつて判る原住民の人口中自給自足的な農業を營むものが九〇%を占め、米作を中心とした玉蜀黍、大豆等の栽培をする共同體的農業社會を構成してゐる。最近、米作その他食糧農作物の生産著るしく増大しつゝある。之に反し商品性のより高き玉蜀黍、落花生等の生産は停滯状態にある。而して増加の最も大なるものは水稻、カツサヴァ、大豆等である。因にジャワに於ける原住民の食糧の構成は(一九二七年)米四一・七%、玉蜀黍二四・七%、カツサヴァ二〇・五%、大豆五・〇%、その他七・四%である。

(イ) 水稻。最も重要な作物にして全耕地面積(田畑計)の四〇%を占め三分の一は灌漑設備をもつ。一般に一期作である。

(ロ) 玉蜀黍。畑作で灌漑を行はず。西部ジャワに於ては米が支配的で玉蜀黍は五十分の一に相當する面積に過ぎぬが、東部ジャワに於ては玉蜀黍が耕地面積の半を占めてゐる。

(ハ) カツサヴァ。作付面積は玉蜀黍の約三分の一であるが、原住民の食糧としては玉蜀黍と同位にある。

(ニ) 陸稻。作付面積約百萬エーカー(四十一萬ヘクタール)

(ホ) 其他。甘藷四十萬エーカー(十六萬ヘクタール)落花生、五十萬エーカー(二十萬ヘクタール)大豆、七十萬エーカー(二十八萬ヘクタール)

(2) エステート

ジャワのエステート農業の行はれてゐる面積は一五〇萬エーカー(六十一萬ヘクタール)であると推定せられてゐる。而して主要栽培作物別の面積は次の如きものである。

砂糖、五〇萬エーカー、煙草、七萬エーカー、茶、二〇萬エーカー、ゴム、五七萬エーカー

茶、コーヒー、ゴム等のプランテーションは大部分不生産的な土地を利用したが、砂糖及び煙草のプラ

ンテーションは米の生産地と重複して行はれてゐる。

(イ) 砂糖。眞のプランテーションではない。その收穫後は土地を原住民に返して米作せしめる。栽培の最大限に達した一九三一年に於て五十萬エーカー(二十萬ヘクタール)であつた。一九三九年に於ては十萬ヘクタール弱

(ロ) 煙草

砂糖と同様土地所有者より賃借し收穫と共に之を土民に返す。原住民はその跡に米作を行ふ。一九三三年に於ける煙草栽培面積はエステートの栽培面積六萬六千エーカー、土人栽培面積三十萬エーカーにして後者の方が絶對的に優つてゐる。

(ハ) 茶。

一九三一年の栽培面積は約二〇萬エーカーである。尙ほ原住農民はその生産せる茶をエステートに賣り、エステートは自己の生産品と共に之を輸出商その他に販賣するのが普通である。

(ニ) コーヒー。

開花期に驟雨なきことを要する。コーヒー適地は又ゴムに適し、コーヒーはゴムの間作ともなる。三百十八のエステートあり。

(ホ) ゴム。

面積五十七萬エーカー、殆んど全部エステート五百八十のエステートあり。

(ヘ) キニーネ。

高原地帯に適し、高度の栽培技術を要す。栽培面積の半は政府經營なり。

(四) スマトラに於ける土地利用並農業經營の實情

(1) 一般農業事情

スマトラの農業開發は二十世紀に入つてからといはれてゐる。一般的に多雨農業の發達してゐるのは東岸であつて主に東岸の沼澤と山地との間の森林に蔽はれた土地の開發に依つて行はれた。當初に煙草次いでゴム、茶、油椰子等と栽植せられていつたが、多くは夫等はエステート農業として發展してきた。之に對して西海岸は耕地は乏しく人口多く土地利用は極めて高度である。水田は灌漑設備をもち、野菜、果實等の栽培も行はれてゐる。

(2) 主要作物——東海岸に於けるもの

(イ) 煙草(畑)、跡地に米を作り、その後休閑地として放任する。然も煙草の栽培面積は値段に依つて著しい變動がある。したがつて煙草畑面積七十萬エーカー(二十八萬六千ヘクタール)と推定せられて

ゐるがその中毎年實際には約七%に栽培せられてゐるに過ぎなかつた。

(ロ) ゴム。

一九三二年の栽培面積七十萬エーカー(エステートののみ)のうち六三%が生産中と報告せられてゐる。

(ハ) 茶。一九三二年の栽培面積は五萬五千エーカー(内五%が生産に動員せられてゐる)である。

(ニ) 油椰子。一九三二年の植付面積十五萬エーカー(内六二%が生産に動員せられてゐる)

(ホ) 野菜。馬鈴薯、キャベツ、セルリー等

(五) 泰國に於ける土地利用並に農業經營の實情

泰國は一九三二年立憲革命を契機として近代國家として獨立國の方向を取り得たることは英佛兩國の西南アジアに於ける植民地獲得抗爭の緩衝地帯であつたからによるといはれる、新興タイ國に強い經濟的支配力をもつたのは英國であつて同國外債が八〇%以上英國で募集せられたこと、銀行鑛業等への投資に於ても英國が支配的であることに依つて明である。同國人口の八三%を占める農業人口植付面積の九七%までが原始的な水田農業である。而して、五〇—六〇%の地代の上に立つ零細農民經濟がタイ國の農業經濟の性格を物語る。之を土地所有配分關係を通じて見るに別掲第一表の如くである。

第一表 泰國に於ける土地所有の配分關係

	自作農割合	小作農割合	地主割合	經營平均規模	土地無所有者割合
中部	四五・五〇	二八・八四	二五・六六	四・六五	三六・〇〇
北部	七八・〇〇	一一・〇〇	一一・〇〇	一・〇三	二七・四四
東北部	九〇・四八	四・七六	四・七六	一・五一	一八・〇〇
南部	六五・四八	一七・二六	一七・二六	一・〇四	一四・五〇

(備考) 「國際經濟研究」第二卷第四號所載「東亞共榮圈と東亞農業圈」に據る。

エステート農業は同國が獨立國であり且つ舊き關係が支配的であるため佛印等に比して極めて未發達であるが馬半來島に影響されて最近半島方面にはゴム栽培、コ、椰子、砂糖栽培も企業的性格を帯びつゝある。

(1) 耕地。國土面積六二〇平方杆、耕地面積は六四平方杆にして全國土面積の一二%に當り内水田三二平方杆(二、八八七千陌)にして五〇%に當る。尙ほ可耕未墾地は北部盆地の開發(排水)を行へば約二六七平方杆に達するものと推算されてゐる。

(2) 土壤。表土はボドソル化して灰色。バンコック附近は重粘土にして地下水高し。

(3) 主要作物の栽培面積は一九三四年では次の通りである。米、(二、八八七千陌) ゴム、(一二〇千陌)

ココ椰子、(五・六千陌) 煙草、(九千陌) 甘蔗(八千陌) 玉蜀黍(七千陌) 豆類(三・七千陌) 胡椒(一・六千陌) 胡麻(一・六千陌)

右の如く米の作付面積は壓倒的な地位を占めて居り(九七%が水田、三%が陸稻)、同國總生産價額の三分の一、總輸出額の七〇%を占めてゐる。而して、米作はバンコック平野を中心とし、作付面積の三〇%は洪水氾濫期を利用して栽培する灌漑設備をもたぬものである。

(4) 農業人口は二八〇萬人で全人口の八三・〇%

(5) 農家一戸當り耕地面積(單位ライ一・六六反) 北部二・八ライ、中部九・五ライ、南部五・五ライ、東北部五・八ライ

(6) 農業技術。日本の例に倣ひ、品種の改良、病蟲害(殊に黒死病)防除に努力してゐる。

(7) 米作の災害

旱害と洪水が二年内外置きに起り、耕作面積と收穫面積との間に二〇%内外の差が出来る。その原因は灌漑運河の開鑿の不備にあるものと考へられる。而して米の災害率は別掲第二表の如く大である。

第二表 泰國に於ける米作災害率

年次	百分率	年次	百分率	年次	百分率
一九三〇年	八・六%	一九三三年	七・一%	一九三六年	三一・七%
一九三一年	一六・五	一九三四年	一一・一	一九三七年	一三・〇
一九三二年	六・三	一九三五年	一二・〇	以上平均	一三・四

(備考) 「泰國統計年鑑」一九三七年版に據る。

(8) 米の一ヘクタール當り收量

一ヘクタール當り收量約六石は佛印の四・五石に比し稍高きも、ビルマの六・四石に比し稍低く、日本の二〇石、伊太利の二〇石、スペインの二六石に比すれば著るしく低い。

(9) タイ國農業開發に關する重要點並に參考事項

(イ) 水利施設を完備し、水稻作柄の安定を圖ることを要す。其の具體策としては、上流地域には貯水池を設け、下流地域には洪水對策として、運河、樋門を設け灌漑排水に便ならしむること。

(ロ) ゴム。從來英國はタイ國に於けるゴム開發は極力抑へて來た。

(ハ) 棉花。昭和十年三原博士は「現在の棉產高は二、〇〇〇俵乃至三、〇〇〇俵なるも將來一、〇〇〇、

〇〇〇依の生産可能なり」と報告してゐる如く、棉花の増産は有望なり。政府も之に關する施設を行ひつゝある。

(ニ) 甘蔗。一九三五年中部以南を主産地として自給計畫を樹てゝある。

(六) ビルマに於ける土地利用並に農業經營の實情

英國支配の下に、印度の穀倉として、米作を主とし、他の作物は作らしめない方針の下に開發せられて來た。

(1) 土地制度

王領地、公有地、私有地に分れ、王領地、公有地に於ては十分の一の地代が賦課せられ、私有地に於ては四十俵中(一英反)三俵を支拂ふ。

尙私有地に於ては耕地の九割近くが不在地主の所有に屬し、又全耕地の六割までは印度人の所有に屬してゐる。

(2) 耕地面積

國土面積は六〇萬平方呎にして、耕地面積は二、二〇三萬エーカーなり。その内耕作地面積は一、八一六萬エーカー(内水田一、二五〇萬エーカー)にして、休閒地三八七萬エーカーに達す。

尙ほ可耕未墾地は五、九六四萬エーカー、不毛地五、二〇六萬エーカー、森林二、二一二萬エーカーあり。

り。

(3) 耕地利用狀況

ビルマに於ける土地利用狀況は米作が壓倒的地位を占めてゐるがその詳細は別掲第三表の如くである。

第三表 ビルマに於ける主要農作物栽培面積

品目	栽培面積 千エーカー	品目	栽培面積 千エーカー
米	一一、五〇二	棉花	五、一八
胡椒	一、五二九	豆類	三、一八
落花生	六六〇	烟草	一、〇八
印度黍	五五三	南棗	二、四二
		黍	

(備考) 農地開發營團發行「東亞共榮圈ニ於ケル農地開發事情」に據る。

(4) 水利、灌溉排水の見るべきものなく、將來改善の餘地あり。

(七) 佛印に於ける土地利用並農業經營の實情

(1) 耕地面積

國土面積七四、〇四〇萬陌中耕地面積は五、四五五萬陌。山林四二、四一四萬陌。草原一五、一〇〇萬陌。

(2) 土地所有状態

耕地面積五、四五五陌中、土着民の所有地面積五、〇一〇萬陌、佛人所有地面積四四五萬陌。尙ほ五〇陌以上の土地所有者(不在地主)〇・三%、五―五〇陌を有する中地主數五・三%、五陌以下の小土地所有者數が九四・三%を占めてゐる。

(3) 土地利用狀況

佛印に於ける土地配分狀況

佛印の統治に於ては印度に於ける英國、東印度に於ける和蘭、比律賓に於ける米國の統治に比して民族支配の苛酷さと搾取とは一貫して透徹せられてゐる。この佛蘭西の統治に依つて佛印に於ける農業發展は阻止せられ佛印農業の現狀が形成せられたのである。而して佛印の原住民農業に於ては田面積が總農業面積の九二%を占めて居り、交趾支那を除いては零細農業の數が壓倒的なのである。尙ほ佛印に於ける耕地廣狹別の土地所有者の割合は別掲第四表の如くである。

第四表 佛印に於ける耕作廣狹別所有の割合(一九三〇年)

	小土地所有者	中土地所有者	大土地所有者	合計
	(五陌以下)	(五―五〇陌)	(五〇陌以上)	
東京	九八・二%	一・八%	〇・〇二%	一〇〇
安南	九八・五	一・三五	〇・〇〇八	一〇〇
交趾支那	七一・七	二五・八	二・五	一〇〇
カンボヂヤ	九四・五	五・五	〇・〇八	一〇〇

(備考) イヅアンリー「印度支那農業經濟」に據る。

原始的な農耕技術を以て零細農業經營が維持せられてゐるが、斯る農民經濟の間に商業、高利貸資本が跋扈し就中強力な勢力をもつ粃及米商人が華僑であることは興味ある問題である。

然るに他方之と並んで輸出を目的とするエステート農業は佛人に依つて經營せられ、ゴム、茶、コーヒーを主として農業總面積の八%を占めてゐる。而して佛蘭西は農業コンセンションを設定し佛人農企業者に土地を拂下げてゐるが七七・四%まで交趾支那に集中してゐる、即ち此地帯の農業労働者は約八萬人と推定せられてゐるが主要作物は米、玉蜀黍、甘蔗、甘藷等にして、水田面積は全耕地面積の九二%を占めてゐる。

(4) 水利

水田は洪水灌漑に依るものにして治水計畫見るべきものなし、南部には運河水路を開き雨季の洪水を堤防に設けたる水門より入れ一毛作を行ふも、北部では乾雨季なく二毛作を行ふ。又山地にては灌漑にポンプを用ふ。

第五章 南方圈土地對策

第一節 南方圈土地對策要綱

南方諸地域の土地制度は各地域に於ける政治經濟的諸事情並に各民族生活の歴史的傳統に依り著しくその性質を異にしてゐるが、一般的な土地對策としては、各民族の民意の安定を圖ると共に、東亞共榮圈に於ける農業再編成を可能ならしむる爲め次の如き諸點を考慮することを要す。

- (一) 出來得る限り各地域に於ける原住民の土地權を尊重すること。但し、東印度に於ける私領地その他之に類する制度にして、原住民の生活並に農業生産の發達を阻害するが如き制度に就ては適當これを改廢すること。
- (二) 土地の開發に當つては土地所有者のみがその利益を壟斷せざる様考慮すること。
- (三) エステート農業に對しては之が指導統制を徹底するため、エステート經營者の土地利用に關する管理權を確保し置く措置を講ずること。

(四) 東亞共榮圈として計畫的増産を必要とする重要農産物の増産を容易ならしむる爲め右農産物の計畫的増産達成に必要な土地管理權の確保を考慮すること。

(五) 將來に於ける皇國農業移民の大量入植及び發展を確保する爲め、移植民の適地に於ける土地權取得の措置を講じ置くこと。

第二節 舊蘭印の土地制度

第一項 土地政策の根本精神

土地制度に關しては第一に面積に關する制度、第二に土地所有に關する制度並に登記の制度、第三に土地の用に關する制度、第四に地租の制度、第五に地價の問題等があるが、ここでは唯舊蘭印の土地所有制について其概略を述べることにする。

舊蘭印の土地法制の根本を成すものは、第一に一八七〇年四月九日に發布せられた土地法、第二にその土地法を包含する蘭印組織法の第五十一條、第三に一八七〇年七月二十日に發布せられた土地令の三つである。右の内、第一の土地法は蘭印組織法第五十一條の第四項から第八項までの間に包含されて居る故、蘭印土地制度の根本法

は蘭印組織法第五十一條と土地令にあるといつても過言では無い。この根本法が發布せられた一八七〇年といふのは、周知の通り舊蘭印の統治政策の大轉換を劃した時期である。と云ふのは、舊蘭印は東印度會社並にラッフルズの英國の中間統治の時代を通じ商業植民地として取扱はれて來たのである。ところがその頃歐洲に自由思想が勃興して、從來の專制政治が段々と改變せらるる様になり初めた上に又其頃スエズ運河が開通して東亞と歐洲との連絡が非常に緊密になつた爲め、熱帯植民地としてのアジアが非常に歐洲の注意を惹くに至り、歐洲の企業家が東南アジアに吸引せられるやうになつた。そこで蘭印政府は從來と變つて自由主義的な統治方針に轉移ると同時に、企業家が自由に蘭印に來て企業し得るやうな制度を執る様になり、一八七〇年に土地法と土地令とを發布したのである。

是等二つの法令の特色を要約すると、第一は舊蘭印の土地は國有地であるといふ根本方針を明示したこと、第二は土人の慣習並に利益を尊重して從來の土人の土地に關する權利を保護しようとしたこと、第三は企業家の自由な進出を圖つたことの三つであらう。此の内、原住民の權利保護及び企業家の發展を圖ることは、舊蘭印が他の植民地と同様に複合經濟社會を形成して居る爲に、その兩方のエレメントである土人及び歐人の利益と希望とを満足させる態度を執つたのであらう。これが大體舊蘭印に於ける土地政策の根本精神であつて、これから述べようとすることも、要するにこの三つのことを如何にして土地制度に織込んで行くかといふ點に表はれて居るの

である。

第二項 原始種族の土地觀念

右に述べた如く蘭印の土地は國有地である。即ち一八七〇年に國有地の宣言が行はれたのである。一體、舊蘭印の土地の所有制は、一八七〇年前にはどういふ具合になつて居たかに付いては詳かでないが、實際いろいろ人の研究を見てもこれを總括的に敘述することは困難な様である。從來一つの大きな流れは王土王田の思想であつて、土地は王侯といふやうなものに屬して居つて、その土地を住民が借受けて使つて居るのだといふ思想であらう。この思想は支那に於ても行はれて來た。然し、舊蘭印に於けるプリミティブな種族について見ると、寧ろさういふ思想よりも語系的な或は地縁的な協同體があつて、その協同體に土地といふものが屬して居るといふやうに考へた方が宜い様に思ふ。その詳細なる事情は明かでないが、何れにせよ右の様な思想が流れて居つたので、舊蘭印政府が國有地の宣言をするに際しても比較的摩擦は少かつたであらうと思ふ。

第三項 土地國有を繞る理論と現實

ところがこれに對して例へば慣習法の學者であるファン・ホーレンホーヘンの説を見ると、彼の考へでは、

一體從來の蘭印に於ける土地所有といふものの主流を成すものは徳川時代に於ける村中持の制度の如きものである(尤もファン・ホーレンホーヘンは徳川時代とはいつて居らないが、私が彼の説を解釋して見てさう考へられる)。即ちゲルマン法に於ける總有(Gesamteigentum)の觀念に類するものが漲つて居つたのでありまして、ファン・ホーレンホーヘンは彼の主張の根柢として、次の六つの事實をあげて居るのである。

即ち第一に協同體自身並にその協同體の成員は協同體に屬する土地を自由に使用し、それを開墾し、その上に小屋を造り、耕作物を集め、狩をなし或は放牧をなすことが出来る。第二に、その協同體以外の人々は曩に述べたるやうな用益權をその協同體の同意を得て初めて得ること、第三にその協同體の成員は時として、又その協同體外の人々は常に、協同體の土地を利用するやうな場合に於ては、何等かの代償を協同體に支拂ふこと、第四に協同體はその支配權の及ぶ領域内に於て侵された場合一定の種類の不徳行爲であつて、而もその犯行者の發見されざるものに對しては連帶の責任を有すること、第五に協同體はその處分權を永久に他に移讓することが出来ること第六に協同體はその處分權の及ぶ地域内に於ける開墾地に對して或る程度まで干渉する權利を有して居ることの六點を示し得るのである。

そこで、彼は、かやうな權利を協同體が持つて居つたのを無視して國有地宣言をすることは行過ぎたことであると論するのである。所がこれに對して反對する許りでなく、寧ろ國有地主義に賛成する論者もある。賛成論者

のいふのには、處分權の存在を容認し得るのは、その權利が公共の利益に一致する場合に於てのみであつて、慣習法の觀點から嚴格に見るならば處分權の存在せざる土地は慣習法學者がいふやうに、舊蘭印にはないであらう。併し一八七〇年に國有地に關する土地法及土地令を制定した人達の目的は耕作して居る土地に於ける人民の權利を保護せんとするのであつて、不毛地に對する彼等の權利までもこれは保護せんとする意圖はなかつたのである。又村落が處分權を持つて居る領域内に於ける不毛地に對する處分權といふのは、私法的性質よりも寧ろ公法的性質を持つ場合が多いのであるから、その公法的性質を多分に持つて居る權利は、從來存在して居た各村落から舊蘭印といふ大きなステートに移行して行つたのである。又實際問題として各村落のかやうな權利を容認するならば、公共林のやうな國家の存立に對して非常に重要な利害關係を持つて居るのに關しても、其處分權を村落に移讓しなければならんやうになるのであるが、村落は果してかかる重大な利益を十分措置し得る能力があるだらうか。かやうな能力もないやうな小さな村落に國土保安上の重要な役割を持つて居る公共林のやうなもの處置を委讓することは出来ない。であるから實際上から云つても國有地主義を認めることが適當であるといふやうなことをいつて居るのである。

カウト・アンヘリノはその中間の説を執つて居るのではないかと思ふ。彼は、植民政策の目的の一つは村落といふやうな孤立した小さな多數の團體を統合して、蘭印といふ單一の有機的なステートを形成するといふことで

あるから、從來の小さな孤立した村落に必要な機能が段々消滅してゆくことは當然のことである。それで國有地宣言に依つて村落の持つて居つた處分權のやうなものが消滅することは、已むを得ぬことであると云ふ。丁度兩者をコンプロマイズするやうな意見を述べて居る。以上のやうなことを参考として國有地といふものを考へたならば、大體その本質が理解出来ると思ふ。併し現今に於いても、舊蘭印には周知の通り非常に文化の低い民族が多數生活して居り、彼等はいふやうな法令が出て、彼等独自の考へを持つて彼等の土地を實際には處理してゐるのであり、寧ろ從來の協同體といふやうな觀念が非常に強いのではないかと想像される。それ故今後我々が彼等の土地を處理するに當つても、その原始民族の土地に關する慣習を十分に調査し、之を尊重する必要があると思ふ。

第四項 直轄領に於ける國有地と民有地

舊蘭印には前述の通りに直轄領と自治州とがあり、國有地主義はこの直轄領に對して適用されて居り、自治州の方には適用されて居ないのである。自治州の方は舊蘭印政府と政治協定が結ばれて居り、まだ十分に國有地主義が徹底されて居ないのである。ここでは、主として直轄領に於ける土地制度について先づ論述し、ついで自治州のことに付略述せんとする。

直轄領に於ては、土地を國有地と民有地との二つに大別し、國有地は更に之を自由國有地と不自由國有地に分つことが出来る。自由國有地は物權的な性質を持つた權利の全然存在して居ない土地であり、これに反し不自由國有地は、原住民などがその上に物權を持つて居る所の土地である。これが所謂先に述べた所の原住民の所有地に類するものである。何故自由、不自由といふやうな語を舊蘭印政府が使つたかといふと、物權の設定なきものは國家が自由にこれを處理し得るのであるが、不自由國有地は原住民がその上に占有權を持つて居る爲に國家と雖もこれを自由に處理し得ないからである。併し自由國有地と言つても、一つの制限があつて、總督と雖も國有地は之を賣却することは禁ぜられて居り、唯だ都市及村を擴張する爲め又は産業の施設を設ける場合にのみ、十陌（一陌は七反歩）以下の土地に限つて國有地を賣却することが出来るやうになつてゐる。隨て自由國有地を農企業者が廣い面積にわたつて使ふ爲にはそれを借りる形式を取るより仕様がなないのである。

第五項 個人的世襲占有と總有的占有

不自由國有地はこれを分ちて個人的世襲占有と總有的占有とに分れる。即ち先にも述べたやうに、舊蘭印の國有地主義に於ては處分權は之を國家が持つて居ると言やうな考へがあるのだから、原住民の協同體が土地を持つて居るにしても、それは單に占有權を持つて居るのだといふやうな思想である。個人的世襲占有は、普通の所有

權に等しいやうなものであらうと思ふ。唯原住民がその土地を子々孫々に相傳へて用益し得るのであるが、それを處分するのには制限があるのである。即ち個人的世襲占有權を持つて居る原住民以外の者に讓渡することが出来ないのである。尙村の慣習に依つては、村の成員以外の者には幾ら原住民の間であつても、自分の占有地を讓渡することが出来ないやうになつて居る所もある。さういふ處分に對する制限がある點から寧ろ占有 (Besitz) といつた方が適當であつて所有 (Eigendom) とはいはないのだと考へても差支なからうと思ふ。總有的な占有の方は大體これを二つに分つことが出来るのであつて、一つは定期的地割制、他は終身的地割制である。定期的地割制といふのは徳川時代にもあつたし、現在我が國にもある制度であつて、或土地を村で持つて居つて、それを或る一定の年限を限つて村のメンバーに割當て、村民に銘々用益させ、其期限が來るとこの土地を村に返還させ更に新に再分配をする制度である。終身的地割制といふのは持分が固定して居る所のものであつて、これは大化の改新の土地制度のやうなものである。即ち土地を貰ふと一生涯その土地を用益することが出来るがその代りその人間が死ぬとか或はその村を脱して他村に移住することになると、その所有地は村に歸屬して新たなメンバーにその土地が分配されるのである。

第六項 總有的占有制の利點と缺點

これが即ち不自由國有地であつて、總有的占有制の村は非常に多數にのぼつてゐる。例へば、總有的占有權を持つて居る村が一九二七年の調査に依ると千六百あり、世襲的個人占有權を持つて居る村が七千二百あり、總有的占有權と世襲的個人占有權とが併存して居る村が九千四百ある。總有的占有權を持つて居る村が非常に多いことがわかるが、これは最近の調査戸數が少くなつて居るが、もつと舊い統計を見るとコムミュナルベジツツの村が更に多くなつてゐる。例へば一八八二年には個人的世襲的占有の土地の面積は土地總面積の僅かに十八・五%であつたが、一九二七年には三八・七%に増加して居る。然らば總有制にはどういふ利益があり、どういふ缺點があるかと云ふに、利點としては、第一に村民が土地の用益權のみを持つて居つて、その土地を處分することが出来ないため土地を兼併されるやうなことがない爲に貧乏人が生じ難いといふやうな利點がある。第二は土地を協同で持つて居る爲に村民の間に協同精神が確立して行くと云ふことである。他方缺點としては個人的經營即ち自分の土地を子々孫々に傳へて行く經營に比すると、土地に對する愛護の觀念が薄いことである。これは日本に於ける地割制度でも同様であつて、この土地は來年割り換へられて誰のものになるか分らぬといふ場合には掠奪農業をやるのは自然の理である。第二にはコムミュナルベジツツの村の村長所謂ルーラーが土地の處置に對して非常に權力を振ひ、横暴なことをする。即ちコムミュナルベジツツを持つて居る土地は村長の自由がきく、例へば製糖會社がその土地を借り、そこに甘蔗を作りたいといふやうなことになる、そのルーラーに賄賂をするのであるが、所によるとルーラーの方から賄賂を要求して來、時にはそれが公然の事實として行はれて居るのだと言はれてゐる。

第七項 世襲的個人占有

所が世襲的個人占有權はまた一種の物權であつて、不確實な點が多い。そこで政府は不確實な權利の狀態にして置くことは宜しくない故、寧ろこれをもつと確實なものにした方が宜いといふので、土地登記簿を作り、占有者を登記することにした。その登記したものが所謂農地所有 (Agrarisch Eigendom) である。従つて民有地と言つてもアグラリツシ・アイヘンドムと世襲的個人占有との相違は登記に依つて占有權が確認されて居るか否かの差に過ぎぬのであつて、土地所有は之を非原住民へ讓渡が出来ぬと云ふ制限が依然として存在してゐる。單にアイヘンドムといふのが完全な民法上の所有權であつて、讓渡が自由に出来るのであるが、さきに述べたやうに總督といへども十陌以下の土地しか賣ることが出来ない、民法上のアイヘンドムの面積は非常に少いのである。

第八項 莊園的私領地

次に私領地 (Particulier Landerijen) と日本で譯されて居るものは、一種の莊園の如きものである。東印度會社からラツフルズの時代、又それから以後の東印度に於いても蘭印政府が非常に財政上困つた時に土地を民間人に賣拂つたのであるが、その時に單に土地の所有權だけ賣らないで、それと同時に行政權も付けて賣却した。隨つて私領地の所有者は非常に廣範な權限を持つて居るのである。第一に、私領地の所有者は莊園民から貢物を取ることが出来る。即ち歐洲に於ける十分の一税に相當するものであつて、生産物の大體五分の一税をとることが出来る。第二に、所有者は十五歳から五十歳までの間の健全な男子を道路、橋梁及水利の工事、未墾地の開拓に對して使役することが出来る、即ち夫役を課する權利を持つて居る。但し其の場合に私領地の所有者はその莊園民に對して食事を供給しなければならぬ義務があるのと、もう一つは住民の住宅から八バール(一バールは千五百メートル約十二キロ)以内で、而も私領地内でのみ庄民を使用し得るといふ制限が付いて居る。又第三に、所有者は自分の庄園内の村長及びその補助者の任免權を持つて居る。但しその任免に當つては州長官の同意を必要とする。第四に所有者の意志に反して何人も私領地内に住居することが出来ない。第五に原住民が個人占有權を有して居る土地に對しても所有者はその土地の上に狩獵權や漁撈權を持つて居る。かやうに私領地の所有者は種々の封建的な權利を持つて居る爲にいろいろの弊害が生ずるのである。隨つて蘭印政府に於ては土地の純收益の十七倍の金を出して、これを國有地に編入することに致したのであるが、今尙ほ五十萬ヘクタールの私領地が残つて居つて、蘭印に於ける土地制度の癌であるといはれて居た。

第九項 プランテーションの土地用益權

然らば從來舊蘭印に於て企業者がプランテーションを営む場合には、どういふ工合にして土地の用益權を得るかといふと、一つは原住民から借地をするのと、一つは國有地から借地をするの二方法である。この國有地から借地をするのが、所謂永借 (Erfpacht) であつて、農民から土地を借りるのは一九一八年の土地賃貸條令に依つて規定されて居る。賃貸條令に依る原住民の經濟的利益を非常に保護して居る。例へば賃借期限にしても、嚴重な規定がある。例へば水田に付て言へば、水田は普通三年半がその賃借期間になつて居るが、最長は二十一年半である。又コムミュナルベジツツの中で村長が村から貰つて居る役地は、一年或は一收穫年の賃借期間になつて居る。一收穫年といふのは、稻なら稻を植付けてから收穫する迄の期間といふ意味であつて、甘蔗であると約一箇年半位かゝる。畑は十二年が最長で、鐵道、道路、水道のやうなものは二十五ヶ年である。その場合特に注意しなければならぬ點は、例へば、水田を二十一年半借りる場合には、初めの六ヶ年は連續して借りられるが、それ以後は二年間の中で西季節風が吹く時期の内、一回だけは農民に土地を返さねばならない。之は農民をして食糧を確保させる爲である。尙、賃貸の面積の三分の一以上を借りることは出来ぬといふやうな規定があ

る。更に最低小作料についても規定がある。最低小作料は $(\frac{1}{2}X)P+2y+Z$ 或は $(\frac{5}{6}X-11)P+2y+Z$ の二式
の何れかによつて算定せられる。即ち、一陌(約七反)の土地から稻を收穫した場合に刈取料を差引いた残額
が、二十六ビルク以下の場合には最初の式により、それ以上の時には第二式を用ひるやうになつて居る。此の場
合は、Xは粗収益、Pは米價、yは乾期の小作料、Zはその土地を農民が貸借人から返して貰つた時に原狀に復
する爲の費用を指すのであり。

かういふやうな公式を用ひて最低小作料を決め、原住民がプランターから餘り苛酷なことをされないうに
て居る。又小作料の前拂を非常にやかましく取締つて居る。といふのは、農民が金融に逼迫した時に、小作料の
前拂に釣られて不利な條件で土地を貸すことがある爲に、前拂を非常に制限して居る。

第十項 自由國有地の土地永借

次に自由國有地から土地を借りるのは所謂エルフバトである。永借し得る資格を持つて居る者はオランダ人
民、蘭印の定住者、オランダ及び蘭印に創設せられた會社であつて、一應オランダ及び蘭印關係と云ふ制限を付
してあるが、蘭印に會社を造ればよろしい譯であり、フィリッピンのやうな禁止の規定ではないわけである。借
地面積は一筆の面積がジャワ及びマヅラでは五百陌以下、外領即ちジャバ及びマヅラ以外では五千陌である。借

地料はジャワの方は一年に一ギルダー乃至五ギルダーで外領の方は一ギルダー以下になつてゐる。これは結局ジ
ヤワに於いては人口の密度が一平方料當り三百十六人と云ふ非常に稠密であるに反して、外領に於ては人口密度
が多い所で二、三十人、少い所例へばニューギニアのやうな所では零コンマ幾らといふ風に土地が非常に廣いた
め外領に於ける土地の貸付面積はジャワの十倍も廣く、それと反對に借地料はジャワより著しく安くしてある。
この點が舊蘭印に於ける農業經營を見る場合注意しなければならぬ點であつて、ジャワに於ては土地の費用が高
い代りに低廉な労働者が得られる。所が外領の方では労働者は支那、マレー或はジャワから連れて來た出稼労働
者を使はねばならぬ。私の記憶が間違ひなければジャワから一人の労働者を呼ぶにしても、一人七十ギルダー
位の募集費が掛る、其の代り土地の費用が餘りかからない。要するに、高い労働費を使つて安い土地で經營する
か、或は地代は高いけれども労働費が安くて労働に集約的な農業を經營するかの問題になる。これが舊蘭印に於
ける二つの相對立した農業經營形態であつて、勞賃といふものが經營費の約六〇%を占めるのがプランテーショ
ンの常例であるから、斯様な意味からといふとジャワは農業經營上非常に有利な土地であつて、唯一筆の面積が
五百陌と限られて居るのが缺點である。例へば油椰子を經營する場合に、油椰子はその加工設備に、二十萬ギル
ダー位掛るといふことであつて、この二十萬ギルダーの設備をエコノミカルに働かすには二千ヘクター位の土
地から油椰子の實を取らねば出來ないとのことである。ところが瓜哇では二千ヘクターの土地をまとめては得

られないので、スマトラの東海岸邊でやるといふやうな事になつて來るのである。

以上は國有地から得る企業者のエルフバハトに付いてであるが、その他に小さなエルフバハトがある。これには二種あつて、一つは資力のない歐人に對して二十五陌以下の土地を貸與し、而もそれに經營費であるとか、建物費といふやうなものを與へて農業を營ませようといふシステムがある。もう一つの方は慈善團體に土地を與へるのであつて、マキシマムの面積が五百陌になつて居る。

自由國有地の永借期間は、プランテーションに對して七十五箇年であるが、小エルフバハトは二十五年である。併し政府との交渉に依り、満期となつた場合その期間を更新することが出来る。然し、更新はし得るけれども、その場合にどれだけ期間を重ねてその土地を借り得るかといふ不安があつて、これがこの制度の缺陷であると云はれてゐるが、現地の營業者に聽いて見ると、プランテーションなどをやつてゐる人達は、その點は餘り心配して居ないやうに思ふ。

第十一項 森林利用開發の森林租借

直轄領と外領と共通のものに所謂森林租借といふのがある。これは木の伐採並に林産物の蒐集に關するもの、即ち森林利用開發の租借であつて、直轄領の州長官がその權限を持つて居る。そして、この森林租借は土地の租

借ではなく、森林そのものを租借するのであると云はれて居る。租借の面積は三千五百ヘクタールであつて、租借期間は三十年間、租借人の資格はオランダ人民、舊蘭印の住民、オランダ又は舊蘭印に創設された商事會社である。租借人は材木を伐採する場合には毎年一ヘクタールに付て最低十五セント、自然物を採取する場合には毎年一ヘクタールに付て五セントを政府に納めるやうになつて居り、この外に賃借料として木材及びその他の生産物を蒐集する場合には、その地方に於ける市場價格の一分を拂ふといふやうな事になつて居る。以上は大體直轄領のことであるが、外領としてはその他に農業租借地といふのがあるが、これは自治州が州長官の同意を得て貸與する土地權であつて、現在に於てはこの農業租借地といふものは新に創設しないことになつて居る故ここでは省略することにする。

第十二項 中部ジャワの土侯領

最後に中部ジャワに於ける土侯領の土地制度について簡単に説明を加へる。土侯領の土地は總て土侯の財産と考へられて居て、土侯はその一部分を封土として、王族、貴族、或は又臣下をそれに封じたのである。村落の住民は領主に對し一定の地料を支拂ふとか夫役をなす義務を持つて居るのであつて、ひどいになると、一年の中で約三百日から夫役をする義務を持つて居るといふことである。プランターが土地を土侯から借受ける場合に

は、單に土地の利益權だけを借受けるのではなく、その封土内の住民に從來通り夫役を課する權利を得てゐたのである。この權利關係を農業租借 (Landbouw-concessie) といつて居るが、プランターはこの土地の租借と夫役とを基礎として甘蔗などを作るのであるが、かういふやうな封建制度は非常に弊害を來すことは明かなことである。隨つて斯る制度を改善しなければ中部ジャワの農民の衰退を救済することが出來ぬといふことになり、舊蘭印政府は一九一八年にこの改正に着手して、從來の村落を改めてこれに公共團體の性質を帯びしめ、土侯領以外の政府の直轄地域内の村落と同じやうな一つの行政上の單位にしたのである。そして土侯領内の土地は新に出來た公共團體たる村落に歸屬せしめ、從來の土地の租借がプランターと封土權者との關係であるのを廢して、企業者と土人村落との契約に改め、從來の強制労働制である夫役制度を廢し自由契約とし、その代り新に借地料を支拂ふことにしたのである。併しながらかういふことを急激にやるとプランターに非常に悪い影響を與へるので、プランターの持つて居た既得權益に對しては五十年間の猶豫期間を與へ、この五十年の猶豫期限の間エステートの經營者は一定の地代を土侯領に納付することにしたのである。それと同時に、栽植企業が先に述べたやうに二十一ヶ年の内の二箇年に一回づつ西季節風の時に土地を返すといふやうな間歇的に土地を借りて居たものは新村落團體に歸屬させ、恒久的に借りて居た土地はこれを土侯領の政府に歸屬したのである。かういふ工合に土地制度を變へたことを、轉換令 (Conversie ordonnantie) といつて居るが、このオーチナンスに依つ

て一定の保證金を支拂ふと五十年間はこの土地に對してプランテーションをやる權利を持つといふことになつたのである。併しこの轉換令に依つて支拂ふ所の代價は、直轄領に於て同様の土地をエルフバハトで借りる場合よりは高價になつてゐる。然しエルフバハトに於いてはその他に地租を拂はねばならぬのだが、この場合には地租を拂ふ必要がない。

第十三項 舊蘭印開發上の留意點

以上に於て大體舊蘭印に於ける土地の制度の概略を述べた譯であるが、周知の如く、蘭印の土地制度に就ては封建的色彩が強いのであつて、我國が舊蘭印を治める場合に於ても、直ちにこの土地制度を近代的な土地制度に變へないで寧ろ從來のやうな風に維持して行くことが必要ではないかと思ふ。云ふ譯は先に述べたやうに從來の土地制度は原住民の生活を或る程度保障する仕組になつて居り、舊蘭印の農民のやうに、進取の氣象に乏しい人間に直ちに近代的な所有權を完全に與へて、果して巧く行くかどうか非常に疑問であつて、むしろ從來の制度を踏襲することが必要であらうと思ふ。併し私領地が五十萬ヘクタールもある。例へばバタビヤの附近にバマヌカ・エン・チャスマランテンと云ふ英國の會社があるが、この會社は七萬ヘクタールの土地を持つて居り、その土地は殆んど私領地である。斯かる私領地は非常な弊害があり、之は改正して農民の負擔を軽くしてやることが必

要ではないかと思ふ。

第六章 エステート農業對策

第一節 エステート農業對策要綱

- (一) エステートは次の如き理由から之を普及發達せしめる方策を採ることを要す。
 - (1) エステートに依つて栽培、加工及配給の全過程に互り日本の南方栽培業に對する指導權を握る據點を作り出す以外に栽培業に於ける華僑の利益壟斷を調整する有效なる方策は無い。日本は單に南方から物資を獲得すればいゝのではない。有利に獲得せねばならぬ。(従つて南方に移駐せられる生活資料の生産事業の如きはエステート經營の右の趣旨に適應する如く横の連絡を保つを要す。)
 - (2) 東亞のエステートは熱帶の旺盛なる植物繁茂力と過剩勞力(支那、印度、インドネシア等々)結合の經營形態(プランテーション・システム)として、その有利な點に於て恐らく世界孰れの地域にもその比を見ないであらう。従つて、エステート經營の進展は東亞共榮圈の興隆に寄與すること蓋し絶大なものであらう。

(3) エステートは左の如き理由に依り必ずしも原住民經濟に對し有害ならず。

(イ) エステートの道路開設に依り附近の交通運輸が利便となる。

(ロ) 原住民の農業經營に對して技術を傳へる媒介體たる役割を果すと共に原住民に金錢收入を與へ又金融の便を與へる。

(4) エステートは計畫生産、計畫配給實施の據點として最も有效なる組織である。例へば棉花、麻その他不足作物の増産、過剩農作物の減産乃至作付轉換、農産物資の輸出入統制、集荷配給の統制等に當り、これが實施の據點としてその利用度は高い。

(二) エステートの土地問題

エステートをおさへこれを日本の南方栽培業支配の據點たらしむる爲には、エステートの土地用役權(特に豐饒な地の用役權)は之を全面的に把握する必要がある。

(三) 敵性エステート處分問題

(1) 接收エステートの經營を合理化すると共にゴム、規那等の東亞の特産品のプランテーションに就ては益々その栽培技術を改善し他日の圏外輸出に備へ優秀なる特産品の位地を保持するに力めること。

但し、恒久的に過剰物資と見做し得るものに對しては、不良園を整理すると共に、優良園の保持に力め

ること。

(2) 敵産は一應拂下げて換金處分を行ひ、之を供托し置くことが將來のため有利である。」

第二節 エステート農業對策上の諸問題

(一) エステート農業對策決定の基準

エステートを今後如何に取扱ふべきかを攻究するに當つては、エステートを單にそれ自體として他から切り離して考へることは誤りである。而してエステートに關する對策は華僑對策と關聯して考へることが出来る。華僑を離れての南洋の認識は架空であり、南洋の栽培業の問題は又華僑を離れて考へることが出来ない。

今日南方に於ける原住民の栽培業は全く華僑に支配され、原住民農業の収益は地代、利子及び商業利潤の形で殆んど華僑に吸ひ取られて居り、サルタン等も原住民から小作料を收得してゐるものゝ、實は華僑からの負債で頭の上らない状態にある。然も今後は歐米の勢力は驅逐されたが、こゝ暫くは南方に對する日本よりの大量の物資供給は期待し得ず、自然原住民の生活資料は支那から相當流れて行くものとも考へられる。

華僑の對策の一つとして擧げられてゐるものに協同組合の問題がある。これも例へば原始共同體や、部落の如き自然村と結付けて行けば或る程度は發達せしめ得るが相當の時日を要する。尙ほその外に特約栽培の實施等色々な對策が考へられるが、エステートの形で栽培、加工、流通の全過程をおさへ華僑の關係を調整して行くことが必要である。従つて、結論から先に言へば(一)エステートは更に普及發達せしむべきである。特に東亞圏外への輸出農産物の生産はエステートに於て重點的に行ふべきであり、(二)又その經營様式は可能な限りプランテーション・システムで行くべきで、機械化等はなすべきでないと思へる。

(備考) エステートは華僑と原住民との調整の手段であるとしても、それ自體民生のための施設ではない。指導國に物資を獲得するための組織である。従つて原住民保護のためには協同組合の獎勵等別に施策するを要す。

(三) プランテーション・システムの内容

少し前の状態であるが、大正七年頃のマライゴム・エステートの實際を通じて其の内容を窺つて見やう。

- (1) 土地の撰定
- (イ) 交通運輸の便利な所を選ぶ。
- (ロ) 土質……粘土質でスコールのため表上の流出しないやうな土質を選ぶ。更に植物のよく繁茂してゐる

るジャングルはゴムの栽培にも適してゐる場合が多い。

- (ハ) 地代……地代は當時普通「一エーカー」當り五十錢か二圓程度であつたが、必ずしも低地代の土地を選ぶべきではなく。

(2) 開墾

四千エーカー程度のエステートでは初年度に四―五百エーカー位開墾し、漸次擴大して行く。開墾には多大の勞働を要し、一エーカー當り三十圓程度、従つて四千エーカーだと十二萬圓程度の費用を要するが大體次の如き時期と順序方法で行ふ。

- (イ) 期節――一―三月の乾燥期に行ふ。
- (ロ) 伐木――苦力が手斧で伐木をやる。
(開墾のための苦力は多く支那苦力を使ふ。支那苦力はジャワ苦力タミール苦力に比し三倍位の力がある)。伐木した木は乾燥して燃す。

- (ハ) 植林――二尺四方位の穴を掘り、ゴム苗を植える。

(3) 栽培

- (イ) 中耕

(ロ) 除草—四エーカー當り一人の苦力を要する。然しゴム樹の成長した後はあまり除草の必要は無い。

(ハ) 病蟲害—白蟻の被害が最も多いのでこの駆除を行ふ。

(4) 採液、加工

五—六年の後マレー苦力を使ひタツピングを行ふ。採收された液汁はレーテックス・ステーションに持つて行き、計量して出來高拂ひで賃銀を支拂ふ。そしてレーテックスはこれを凝結し、ローラーにかけて水分を取り去り、レープとシート二種の生ゴムを作り、市場でオークションで賣る。

(5) エステートの組織並に設備

四千エーカー(一平方里は三千八百十一エーカー)のエステートを經營するには約千人の苦力を要するが、適當な場所に散居制の苦力小屋を作り、苦力の働く擔當場所を決定して置く。

又、エステートの中央に事務所を設け、又事務員の住宅、病院を設ける。病院には、四千エーカー位のゴム園では醫師一名、看護婦兼産婆一名をおく。尙ほ中央にはエステートの用度部とも云ふべきエステート・サプライヤを設ける。

(6) エステート經營の要諦

ゴムエステートの生産設備の主なるものは、レーテックス・ステーションであり、生産手段の如きは極

めて簡單で、手斧や唐鋏程度のもを用ひるに過ぎない。即ち、エステートに於ては勞賃部分の資本支出が極めて大であり、資本の有機的構成は極めて低い状態にある。従つてエステート經營の要諦は苦力を如何にうまく使ふかと云ふ點にかゝつて居り、苦力頭(マンドル)に人を得ると云ふことが最も重要である。

(備考)

ジャワ等に於けるエステートは土地利用、資本の有機的構成等に於てマライのゴムエステートとは多少趣を異にしてゐる。例へばジャワに於ける砂糖のエステートは乾期に於て甘蔗を栽培し、其の收穫後雨期に於ては土地を土着民に返し、土着民はこの土地に米を作る。

又、勞働力もこの地方では主として附近の土着農民を使用する。尙ほ砂糖エステート等に於ては資本の有機的構成も相當に高い。しかし例へば、北米の農業で一〇〇ヘクタール當り使用勞働者數三—四名に對し南洋では一般に三—四〇名であつて、一般に資本の有機的構成が頗る低い、即ち近代的資本制でなくプランテーション・システムであることがその特徴をなすのである。

(三) プランテーションの性格と今後の問題

前に述べた様にプランテーションはクリーの勞働力の上に立つてゐる。従つて苦力勞働力の經濟學的性格

がプランテーションを性格付ける最大の要因である。苦力部屋にはベッドが備付けてあり、彼等は暇があれば眠つて居り、さもなければ病院か監獄に居る。苦力には契約苦力と自由苦力とがあるが、契約苦力は多くの場合単なるセツトラードで、その契約期限は普通三ケ年で、ブローカーを通じて雇入れられる。そして彼等の多くは獨身者で、見習労働者のな性質を持つてゐる。

三ケ年の期限があけると契約苦力は自由苦力になる。自由苦力は苦力の溜りに行き苦力頭の世話になる。即ち、仕事の無い時は苦力頭が生活上の世話をする。この點は昔の日本の鑛山の飯場制度に好く似てゐる。

以上の諸點から苦力の性格は次の如く要約することが出来る。

- (1) 低賃銀であること
- (2) 極度の低生活をなしてゐること
- (3) 労働には勤勉なること(ジャワの契約苦力の如きは十一時間半の労働に従事してゐる)。

現在のプランテーションは以上の様な苦力の労働力を土臺として成立つてゐるが、かくの如き性格を變へるべきか否か一つの問題である。しかし實は可能な限りプランテーション・システムを維持して行くべきで、この際理想論は禁物である。尤も將來の問題を考へれば熱帯に於て資本主義が成立し得るや否やと云ふことが問題に

なるが、熱帯に於ても資本主義は成立し得ると考へる。

資本制生産方法の發生する地域は、自然の豊度に恵まれ、僅かな労働に依つて生活し得る熱帯地方ではなく、寧ろ生活には困難であるが、四季折々の變化に富んでゐるやうな自然條件にヴァライテイのある温帯地方であり、人類はこのヴァライテイに富む温帯地方の自然を征服し、統一し、自分のために大規模に利用することによつて資本制生産方法を作出するに至つたものと考へられるのである。

しかし、熱帯に資本主義は發達しないのではない。資本の母國でないとしても、これを移植することはできる筈である先進國人が自ら熱帯に於て資本制企業を起すか、又は熱帯人に刺戟と技術とを與へることに依つて企業を起させることは可能である。従つて例へばゴムのエステートに於ける苦力を近代的な賃銀労働者に高め、産業の機械化を實現することは不可能ではない。即ち労働者の賃銀を引上げ、彼等の民度を高め、それに應じて労働の生産性を高めるため農業を高度化することは不可能ではない。しかし問題は、かくプランテーション農業を近代化せざれば有利に經營し得ないかどうかにかゝつてゐるし、又これに必要な資本又は高度な農機具を供給し得るか否かの制約をもうける。然も亦、苦力の民度を高めるためには相當の時間を要することも無視し得ない。かれこれ考へるとき、ある一定の時期まではエステートの經營を従來通りプランテーション・システムでやつて行くべきものであるやうに思はれる。

要するに、支那、印度ジャワ等から引續きセツトラーとしての勞働力が得られる限り、これを資本主義化する必要は無い。北滿に於けるが如くこの勞働力が得られなくなり、賃銀が著しく騰貴して來た場合に於ては機械を取入れ之を資本主義化する方向に行かざるを得ないことは言ふ迄もない。

第七章 南方圈農民の組織對策

第一節 南方圈農民の組織對策要綱

(一) 農民の民生問題と協同組合

植民地乃至半植民として政治的にも經濟的にも歐米支配の下に繋ぎ止められ、又、その經濟力の劣弱の故に漢民族或は印度人高利貸資本の下に苦惱を續けて來た南方諸地域に於ける農民の組織・協同組合運動は民族運動としての性格を多分に持つて居る。否民族運動の經濟部面に於ける活動としての性格を持つて來た。而して、泰、東印度等比較的民度高き地帯に於て民族運動としての協同組合運動の意義が愈々重大となり、又獨立國たる泰國に於いては民族開放の國民的運動として取上げられ來つた。協同組合の斯くの如き反抗的な民族運動としての性質は大東亞共榮圈建設方針に沿ひ嚴正に是正せられなければならないが、これと同時に新しい農民政策の立場から協同組合を再認識し、之を再組織する方策を確立することを要す。

(二) 協同組合の組織方針

南方地域に於ける農民の組織、特に協同組合の組織は地域毎に民度に應じ考慮すべきものなるも、次の如き點を特に留意すること。

- (1) 南方諸地域農民の民生の安定策として、先づ協同組合の組織を通じ華僑その他、他民族の商業資本、高利貸資本の壓迫より農民を保護し、民度の向上を圖ること。
- (2) 共榮圈必需物資増産計畫に必要な技術向上の爲協同組合を通じ品種の改良耕種肥培の改善等の農業技術の改良指導等に依り農業生産力の發展を助長し住民經濟、生活の安定を圖ること。
- (3) 共榮圈物資の交易計畫の遂行を圓滑ならしむる爲め協同組合を通じ信用、集荷、農業用品の配給等の事業を行はしむること。
- (4) 聯合組織に就ては之を民度並に組合の發達程度に應じて設置すべきも、獨立國に於いては速かに中央機關の設立強化を圖ること。
- (5) 民族思想調整の爲に協同組合に對する日本の内面的指導をなすと共に之と平行して協同組合指導者並に原住民に對し共榮圈建設の趣旨を徹底する教育を施すこと。

第二節 南方圈主要地域に於ける農民組織の實情

(一) 南方農民の民生・組織問題を制約しつゝある政治經濟情勢

(1) 南方諸地域は經濟的には一般的に極めて未發達の状態にある。例へば農業技術は極めて未發達であり土地生産力も極めて低い。更に、泰、ビルマ、佛印等は米作社會特有の零細農型をなして居り、極めて停滞的なる様相を示してゐる。と共に部分的には急速に商品經濟に織込まれつゝある。これ南方諸地域の根本的特長であり而も此の特長が、農民の經濟的窮迫の根本原因をなしてゐる。

第一表 三ヶ國に於ける農業諸指數

	日 本	南 支	タ イ
耕地面積(千町)	六、〇七八	五、九二九	三、二五八
耕地面積の總面積に對する比較(%)	一五・八	一〇・六	六・四
水田面積の耕地總面積に對する割合(%)	五二・七	五八・四	九七・六
作 付 割 合	一三二・九	一三六	一〇〇

大東亞共榮圈農業對策論

農家戸數(千戸)	五、四九一	七、四三四	九八
農家一戸當り人數(人)	六・五一	五・一	二、三〇〇
農家戸數の總戸數に對する比率(%)	四〇・四	七一・五	九〇・〇
農家一戸當り耕作面積(町)	一・一一	〇・八〇	(1) 二・一〇 (2) 一・八九
自作地(%)	五四・二	五四・二	七三・一
耕地割合	四五・八	四五・八	二六・九
小作農の比率(%)	二六・六	四九・〇	一五・五
一農家當り役畜數(頭)	〇・四四	〇・九三	(3) 二・六 (水牛二・一 黄牛〇・五)
一農家當り負債額	九〇〇圓	八〇元	六六ペイト
水田小作料の形態	金納	二四%	
	物納	五八%	
	分益	一八%	
	物納が主		金納が主、分益物納の順

(註) (1) クイドナノ氏推算 (2) ジムマイマン氏推算 (3) 一頭當り面積は日本一・五町タイ〇・六四町だがこれはタイ農業生産の發展を示すものではなく、クレドナーの云ふ如く「土地を改良する意志は全くない。雨露を凌ぐに足りる家屋の中に彼等の唯一の財産たる水牛と雑居する。恐るべき不健康と憐むべき低級な生活標準が斯くて再生産される」のだ。

第二表 東亞各國自小作地別表

國別地區	自作地 %	小作地 %	國別	自作地 %	小作地 %
佛印	四〇・〇	六〇・〇	比律賓	五五・〇	四五・〇
交趾	七〇・〇	三〇・〇	日本	五四・二	四五・八
東京	六三・〇	三七・〇	朝鮮	四二・〇	五八・〇
中部	七三・〇	二七・〇	臺灣	四三・六	五六・四
全國	二〇・〇	八〇・〇	滿洲	五一・〇	四九・〇
下ビルマ	六七・〇	三三・〇	支那	六九・三	三〇・七
上ビルマ					

第三表 一ヘクタール當り米收穫高

日本内地	收穫高 (キントル)	日本を一〇〇とする指數	國別	收穫高 (キントル)	日本を一〇〇とする指數
日本内地	三六・一	一〇〇・〇	佛印	一一・二	三一・一
朝鮮	二三・八	六六・〇	タイ	一五・四	四二・六
臺灣	二六・三	八二・八	マヤ	一四・八	四一・〇
支那	二四・五	六八・〇	度	一三・四	三七・一
廣東	三一・四	八七・〇			

第七章 南方圈農民の組織對策

(註) (一) 本表は國際農業年鑑(ローマ)による。

(二) 豐凶の變動を捨象する爲に一九三四—三五年より三八—三九年の五ヶ年平均を採つた。

(三) 我が國農事統計で右五ヶ年を計算すると一石九斗二升となる。

(2) 以上の如き土臺の上に、華僑、チエツテイヤ(印度人の金貸)が流通過程及び金融部面に跋扈し、一般農民はガンヂガラメの苦境に陥つてゐる。

(イ) ビルマに於ける農民負債は五億ルービー(印度全體で九十億ルービー)に達し、ビルマに於ける協同組合はこの高利貸資本に對する農民の救済策として取上げられたものである。

(ロ) 佛印に於ても米穀國策會社を作り華僑勢力を驅逐せんとしてゐるが實際は全く華僑に抑へられて居る。

(ハ) タイ國に於ける華僑の勢力に對する判斷には二つの意見がある。一つは、中部タイ農民の借入先別農家負債が身寄りより四八%、同國人他人より五二%で内華僑よりの借入が一〇%に過ぎないこと、又ジンマーマンの調査に依れば調査町村四〇ヶ町村の内一〇ヶ町村に華僑地主が居り、華僑が二〇%の土地を持つてゐる村は三—四ヶ村に過ぎないことより華僑の勢力は大でないとの意見であり、他は華僑の勢力が一九三二年以後政治的ストライキを通じ、經濟的な勢力から政治的な勢力に昂まつて來て居り、

商業的機能に侵潤し切つて居ると云ふ點より、華僑の勢力を極めて大なりとする意見である。然し泰にとつて問題となる華僑は泰の民族資本蓄積を妨げる同化しない純血華僑であるが、その數は五〇—一〇〇萬人で華僑總數二五〇萬人に對し二〇%乃至四〇%であることはこの場合注意を要することである。

泰政府は華僑の勢力を抑壓する爲に米穀會社(一九三八年設立、資本金一五〇萬バート、社長は官吏)を作り、一九四一年四月泰米輸出統制法施行以後は、既に輸出米の七五%(總生産額三千萬石中輸出約一千萬石の見當)を取扱つてゐると云はれる。

勿論會社の買付網はなく、買付には相當困難を續けてゐる。然し、販賣組合網の完成と共に經濟の自主化が達せられるものと見られる。

(3) 更に各地域とも植民地、半植民地として政治經濟上各種の強壓が加へられ、これが又各種の側面より農民の經濟、生活を壓迫してゐる。例へば、土地制度の壓迫並に本國の各種權益、資本に依る直接間接の重壓下にある。然し、各地域に於て右の事情の可なり異つてゐることは云ふ迄もない。例へば

(イ) 泰國のみは形の上では唯一の獨立國として立つて居り、經濟的には國策會社と協同組合の力に依り、民族資本の蓄積と發展を圖り、又ユワチョン運動(ヒトラニューゲントと日本の青年團とに範を取つた青年運動)等に依り民族意識の昂揚と國權の恢復、失地恢復等に邁進しつゝある。然し年々約五千

萬バートの純出超にありながら、華僑の本國への送金三千萬バート、英米その他への利拂ひ等のため、民族資本の蓄積は殆んど不可能の状態にあつた。然し、今後國民の組織の力と政治力とを用ひて行けば華僑は結局之に抗し得ないであらう。

(ロ) 東印度、佛印、ビルマ等は全く植民地として位置付けられてゐたことは言ふ迄もない。

(II) 南方主要地帯に於ける協同組合運動の性格

(1) 協同組合運動の指導精神

南方地域に於ける協同組合運動は一つには華僑その他高利貸乃至商業資本に對する救済策として、或は民族運動の經濟部面に於ける活動として、更には民族運動と妥協する形に於ける歐米の統治政策として取り上げられたものである。而して、その指導精神は東洋に於ける農村の協同體的な性格に即應するものとして、印度、ビルマ、タイ、佛印、東印度、比律賓、支那ともライフアイゼンの指導精神に依つて居る。即ちその特徴としては、

(イ) 無限責任制で、(ロ) 配當は無く利子は極めて低率、(ハ) 規模は小規模の部落單位の組織である。之を性格的に見れば、相互保證的、協同的、隣人的な色彩が極めて濃厚である。

(2) 協同組合と民族運動との關聯

協同組合の如き性格と共に、特記すべきは民族運動としての性格である。ビルマに於ける協同組合がチエツチャー(印度人)、華僑等の信用流通部面に於ける搾取排除を目標として取り上げられ、泰國の協同組合は新興國民運動の經濟部面に於ける擔當者として取上げられるに至つた。

更に東印度に於ける協同組合は、その構成員の過半は原住民官吏であり、その運動は明瞭に民族運動の經濟部面に於ける活動として行はれてゐる。

最後に眠れるアジアは日露戦争(一九〇四年)に依つて覺醒した事を改めて認識しなければならぬであらう。西はトルコより、東は支那に至る迄のアジア各國に、覺醒運動、革新運動が相次いで勃興した。日露戦争は將に復興アジアの礎石であつたのである。今協同組合の發生時期をみるなら、印度(ビルマ)が一九〇四年、一九一〇年支那辛亥革命、タイが一九一七年、東印度が一九一五年、佛印が一九一三年、比律賓一九一五年、従つて日露戦争と第一次世界大戦との間に集中してゐる。

(III) 南方主要地帯に於ける協同組合の現勢

(1) 泰國の協同組合

泰國政府では協同組合(一九一七年創設)を泰國民經濟再編成上の重要な役割を果すものとし、之と泰米穀會社(國策會社)とで着々華僑を排除し、民族資本の蓄積を圖りつゝあり。同國協同組合の實情は

大體次の如くである。

- (イ) 社會經濟事情。(1) 經濟類型。米作を主とし、錫、ゴム、チーク材が重要輸出品をなす。(2) 對外國人關係華僑に商業部門を抑へられてゐた。
- (ロ) 協同組合指導機關。農務省協同組合局あるも、中央會なし。
- (ハ) 聯合機關。なし。但し、協同組合局にて金融事業まで行ふ。
- (ニ) 協同組合の種類。信用、販賣、購買、土地改良、土地購入、生産組合(家内工業)製鹽、開拓移民組合の八種。
- (ホ) 組合數。二、五一七組合、内販賣組合四六(一九四一年現在)信組が全體の九五%を占めてゐる。
- (ヘ) 組合員數。約四萬人。
- (ト) 組合の經營規模。部落單位にして一組合十四—十五名程度。
- (チ) 運轉資金。一千三百八十萬バート(一九四〇年現在)
- (リ) 組合の特徴。信用組合理型から一九三八年より漸次販賣事業、特殊組合へと發展しつゝあり。
- (2) ビルマの協同組合

何分にも印度に抑へられ、英國植民地であつた爲め、土着民の經濟更生も仲々困難であつた。従つて、

協同組合に對する今後の施設が大切と考へられる。最近までのビルマに於ける協同組合の實情は次の如くである。

- (イ) 社會經濟事情。(1) 經濟類型、米作を主とし、重要輸出品は石油、チーク材等。(2) 對外國人關係、印度人金貸業者(チエツテイヤ)に牛耳られ、又華僑は仲買、質舗等に活躍。
- (ロ) 協同組合指導機關。州政府の協同組合局。
- (ハ) 聯合機關。金融、販賣組合ともあり。殊にビルマ都市協同組合聯盟が活動して居るのは興味がある。
- (ニ) 協同組合の種類。農村信用組合一、四五五の外、借地組合八〇、市信組一二五、販賣組合、更に家畜保險組合二四〇等あり。
- (ホ) 組合數。二、一三六組合(一九三八年現在)。
- (ヘ) 組合員數。七六、六六五。
- (ト) 組合經營規模。部落單位にして一組合當り二十名内外。
- (チ) 運轉資金。三、五〇四萬ルピー。
- (リ) 協同組合の特徴。各種組合發達せるも、現在ビルマ人のビルマたらうとする民族運動が何の程度まで

で侵透してゐるか不明。

(3) 佛印の協同組合

デルタ地帯では零細農が支配的であり、加ふるに、華僑、印度人が住民を壓迫して居り、土着民の協同組合運動は焦眉の急である。

(イ) 社會經濟事情。(1) 經濟類型。米作を主とするも若干佛人農園あり。主要輸出農産品に米の外玉蜀黍あり。(2) 對外國人關係。華僑の勢力絶大(特にシヨロン)、印度人の勢力も大。

(ロ) 協同組合指導機關。交趾支那と安南、東京とは別建

(ハ) 聯合機關。なし。

(ニ) 協同組合の種類。信用組合のみ。

(ホ) 組合數。交趾支那一二八組合(一九三六年)、東京十二組合。

(ヘ) 組合員數。不明。

(ト) 組合經營規模。部落單位。

(チ) 運轉資金。約二一〇萬ピアストルと推計さる。

(リ) 協同組合の特徴。信用組合のみ。佛印總督府の原住民施設は極めて最近で華僑に荒されてゐるのみ

と云へる。交趾支那の組合は若干、原住民の地主、長老等上層に利用されて居る。

(4) 東印度の協同組合

形式は揃つてゐるが發達は餘りして居らず、他の村落銀行の如き官製團體が活躍してゐるのは統治政策の結果であるが、農村運動として今後も可なり困難と考へられる。然し、他よりも一番民族運動的傾向が強く、苦難をなめてゐる状態なり。

(イ) 政治經濟的情勢。(1) 經濟類型。エステート農業盛んにして多種の農作物を作つて居り、土着民の間に於いても經營の分化は烈しい。(2) 對外國人關係。歐人、華僑、土着人の複合社會。

(ロ) 協同組合指導機關。協同組合局、協同組合中央會。

(ハ) 聯合機關。十一の州聯合會(中央會の下部組織)

(ニ) 協同組合の種類。信用組合の外各種組合あり。

(ホ) 組合數。五五九(一九三八年)

(ヘ) 組合員數。四五、七三一

(ト) 組合の經營規模。都市型で一組合八〇名程度。

(チ) 運轉資金。八一萬ギルダ

(リ) 協同組合の特徴。インドネシア民族と結合してゐるが、農民との結付きは他の村落銀行、村落米穀銀行と云ふ村落協同體の官憲機關に任せられてゐる。

第八章 大東亞肥料對策

第一節 大東亞肥料對策要綱

(一) 化學肥料の計畫的増産

- (1) 窒素肥料に就ては硫安以外に滿洲北支等大陸用として哨安の生産も計畫することを要す
- (2) 磷酸肥料に就ては過磷酸肥料にのみ囚はれず製鋼増産計畫とマッチしてトーマス磷肥生産をも考慮することを要す。

南方諸邦に就ては磷鑛石を粉末にしてその儘施用とする慣行あり、之れが踏襲差支なく、従つて南方磷酸肥料計畫に當り之れを考慮することを要す。

- (3) 加里資源の開発は急務中の急務にして、北支蒙疆の大原野地帯に加里鑛石の埋藏あるべしとは學者の均しく認むる處なり、政府は地質調査所、大學その他各關係官廳、民間會社、公私團體を總動員して之れが踏査試験を大規模に行ふことを要す

(二) 有機肥料の調整

現在國家的統制下に置かれつゝある有機質販賣肥料中には魚粕、大豆粕の如く、食糧或は飼糧に供せられ得るのみならず、現下の情勢よりすれば食飼糧用に轉換することを必要とするものあり、是等に就ては無機質肥料を以て補充すべく、之れが計畫を樹て漸次實行に移すことを要すべし。

(三) 配給機構の整備

有機質、無機質肥料共に配給機構は既に一應整備せられたと雖も、未だ必ずしも肥料消費者の立場よりすれば甚だしく不合理なるものあり、よろしく之れを合理的に再編成し、農業生産に支障なからしめることを要す。

(四) 消費の合理化

國內に於ける肥料消費に關する限り、無機質肥料に偏依する傾向あり、耕土を酸性化せしめ農業收穫を減退せしめるの弊なしとせず、堆肥、腐植土、その他一般有機質肥料の施肥を可及的に増大せしめることを要す、之れに就ては農事試驗場農業大學、専門學校等に於ても無機質肥料と有機質肥料との合理的施肥割合を研究し農業者の指導に當らしむることを要すべし。

第二節 大東亞肥料對策の重要性と需給の實情

(一) 肥料對策の重要性

大東亞の肥料問題は右の觀點から極めて重大なる問題であり、萬全の對策を考慮する要あり。

(1) 大東亞農政の重要課題の一つは東亞共榮圈として農產物資に關する自給體制を如何にして確立するかと云ふ點にある。その爲めには、棉花、麻その他の纖維作物、小麥その他不足農產物資は勿論、從來過剩状態にあつた米穀等に就ても、人口の自然増加、民度の向上等に基く需要の増加、小麥その他不足食糧の補充等の關係を考慮すれば相當の増産を必要とする。而して斯かる増産を實現する爲には之れに應ずる農業資材就中肥料の供給が確保せられなければならないが、その需要量は從來のそれに比し著るしく増大することは明かである。

(2) 然るに、肥料に就ては、從來に於ても東亞共榮圈全體として供給不足の状態にあつたのであり、この儘の状態で推移するに於ては、農產物資の自給自足體制の確立は著るしき制限を受けざるを得ない状態にある。

(3) 特に南方諸地域に就て見れば化學肥料の供給は從來殆んど歐米諸國より仰いて居たのであつて、その供給の杜絶せる今日その供給確保對策は緊急を要する問題と言はざるを得ない。

(二) 東亞共榮圈に於ける化學肥料の需給

東亞共榮圈、特に滿洲、支那及び南方諸地域に於ては各種の自給肥料が極めて重要な地位を占めてゐる。然し、自給肥料に就ては國際的狀勢の變化に基く影響を受くること少く、又各地域に於て各々その事情を異にするとは云へその供給確保の方法も自ら存するものと見、東亞共榮圈としての農產物資自給對策確立上最も問題多き化學肥料の需給狀態を見るに、大東亞戰爭前の數年間の事情は大體別掲第一表の如くである。

(第一表) 東亞共榮圈に於ける化學肥料の需給狀態 (單位千噸)

國 別	窒 素 質 肥 料			磷 酸 質 肥 料			加 里 質 肥 料		
	需要量	自給量	輸出入 差 額	需要量	自給量	輸出入 差 額	需要量	自給量	輸出入 差 額
日 本	(計) 二、〇九三	一、九三〇	(一、一六三)	—	—	—	—	—	—
(硫)	八七	一、七三二	(一、二二五)	—	—	—	—	—	—
(石)	一九	一九	〇	一、七九	四八(一、三五一)	—	—	—	—
(硝)	七	—	(一、三七)	—	—	—	—	—	—
(計)	二、〇九三	一、九三〇	(一、一六三)	—	—	—	—	—	—

國 別	窒 素 質 肥 料			磷 酸 質 肥 料			加 里 質 肥 料		
	需要量	自給量	輸出入 差 額	需要量	自給量	輸出入 差 額	需要量	自給量	輸出入 差 額
滿 洲 國	六	—	(一、一三)	—	—	(一、一三)	—	—	(一、一三)
支 那	一三	—	(一、一三)	—	—	(一、一三)	—	—	(一、一三)
北 支 支	六	—	(一、一三)	—	—	(一、一三)	—	—	(一、一三)
中 支 支	六	—	(一、一三)	—	—	(一、一三)	—	—	(一、一三)
南 支 支	六	—	(一、一三)	—	—	(一、一三)	—	—	(一、一三)
佛 印 國	七	—	(一、一三)	—	—	(一、一三)	—	—	(一、一三)
泰 國	—	—	—	—	—	—	—	—	—
馬 來 國	—	—	—	—	—	—	—	—	—
比 律 賓	〇・五	—	(一、一三)	—	—	(一、一三)	—	—	(一、一三)
東 印 度	九	—	(一、一三)	—	—	(一、一三)	—	—	(一、一三)
ナウル、オーシヤ	—	—	—	—	—	—	—	—	—
ク リ ス マ ス	—	—	—	—	—	—	—	—	—
小 計	二、四四三	二、〇九三	(一、三三)	一、八五九	二、五〇五	六四六	一九三	—	(一、一九三)
濠 洲	四九	一九	(一、一三)	—	—	(一、一三)	—	—	(一、一三)
新 西 蘭	五	—	(一、一三)	—	—	(一、一三)	—	—	(一、一三)
英 印	二五	—	(一、一三)	—	—	(一、一三)	—	—	(一、一三)
第 八 章 大 東 亞 肥 料 對 策							一 一 三		

小	計	一七九	七	(一)四三	一、七五三	—	(一)一、七五三	三	—	(一)三
總	計	二、六四四	二、一三〇	(一)四九三	三、六三三	二、五〇五	(一)一、一〇七	三三	—	(一)三三

(註) 一、本表は三井物産調査に係る昭和十四年度の需給數量を基礎として算出作製せるものなり。

二、泰國、マライ、ビルマは各々同國外國貿易統計(昭和十三年度)に依る輸入超過量なり

三、北支、中支、南支硫安輸入量は與亞院華中連絡部調査に依る。

四、△印……永札化學工業株式會社昭和十五年度生産量一丁、〇〇〇屯なり、合計數量に加算せず。

※印……泰國輸入量は化學肥料合計約一、〇〇〇屯なり。

◎印……加里肥料を含む。

(1) 先づ窒素肥料に就て見るに、日本に於ては朝鮮及臺灣をも含めて需要量二百九萬噸餘に對し自給量百九十三萬噸で十六萬噸餘の不足となつてゐる。尤も右の需要量は供給量が制限せられてゐることを前提して計量せる最低需要量であり、最近の農業事情を基礎とする正常の需要量は二百三十萬噸程度に達すると見て大過無いであらう。

次に滿洲に於ては窒素肥料の需給六萬噸に對し滿洲化學その他の硫安供給力十六萬三千噸で十萬噸餘の供給餘力を持つてゐる。

支那に於ては北支、中支、南支を合せて需要量十二萬三千噸に對し永禮化學工業株式會社の生産量が一

萬五千噸(昭和十五年)あるだけでその他は大部分歐米よりの輸入であつた。而して、最近の傾向としては北中、支那とも硫安に對する需要は著るしく増加の傾向にある。

次に南方諸地域であるが、硫安の需要量は佛印が七千噸、泰國は全化學肥料合計にて約一千噸、馬來は三萬噸、ビルマ五百噸、比律賓三萬二千噸東印度九萬九千噸で合計十六萬九千五百噸である。而して、これ等は殆んど全部が英、米、白、蘭等より輸入せられてゐたのである。

以上の如く、窒素肥料は滿洲を除き各國とも供給不足の状態にあつて、東亞共榮圈全體として見れば約三十五萬噸の不足となつてゐる。

(2) 次に磷酸肥料であるが、東亞共榮圈全體の需要量は大概八十六萬噸程度である。従つて、表示の如くナウル、オーシヤン、クリスマス島等を含めて考へれば従來通りの採礦を以て二百五十萬噸餘の磷酸肥料を得られ、六十四萬噸餘の供給力が生ずることになる。而して、その埋藏量はナウル一億噸、オーシヤン五千萬噸、クリスマス一千万噸(目下開發中)で含有量はナウル八〇%、オーシヤン八五%に達し、優良なること世界第一と言はれてゐる。

尙ほ第一表には含まれてゐないが、佛印の老開の燐灰石は含有量四〇—五〇%程度であるが、埋藏量は一億八千萬噸と言はれ已に我國に依つて開拓せられることになつてゐる。

右の如く磷酸肥料に就ては大いに意を強うし得るが、然し、濠洲、新西蘭、英領印度をも含めて考へれば、從來に於ては尙供給不足の状態にあつた。即ち、濠洲、新西蘭、英印を併せて年々大體百七十五萬噸の磷酸肥料を使用してゐたが、これ等は、全部（フロリダ）アフリカ、ロシア、及びナウル、オーシャン等の磷酸石に頼つてゐたのである。例へばナウル、オーシャンの磷酸石は從來英國、濠洲、新西蘭三國の共同經營の下にあり、磷酸石は三國の資本出資の割合に依つて配分されることになつてゐたが、實際上の配分は年々濠洲七十萬噸、新西蘭四十萬噸英國十萬噸となつてゐた。政府の經營に依り採掘、その量約百五十萬噸中百萬噸は自國消費で價格安く、残りの五十萬噸を輸出し高價格で販賣してゐた。而して我國のナウル、オーシャンよりの磷酸石の輸入量は、ナウルが二―三萬噸、オーシャンが四萬噸程度であつた。従つて、日本がナウル、オーシャン及びクリスマス島を抑へることになれば濠洲及び新西蘭は磷酸石に關しては日本に死命を制せられることになる譯である。

因に濠洲及び新西蘭に於ては窒素肥料並に加里肥料の需要量に比し、磷酸肥料の需要量が著しく大であるが、これは小麦及び牧草に多大の磷酸肥料を必要とする爲めである。例へば、磷酸肥料を充分施した場合にはこれを施さない場合に比し同一面積の牧地で四倍の頭數の綿羊を飼育することが出来る。

(3) 加里肥料（化學肥料）の需要は日本十八萬二千噸、滿洲國三千噸、支那一千噸、南方諸地域七千噸

で、共榮圈全部合せて十九萬三千噸となる。勿論これは出来る限り消費を抑制した場合の最底限の需要量である。これに濠洲、新西蘭、英領印度の需要量を加へれば二十二萬七千噸となる。他方、供給量に就て見るに、化學肥料としての加里資源は絶無の状態であり、從來は全部ドイツ、フランス、アメリカ合衆國より輸入して居たのである。従つて、東亞共榮圈とし最も重要な問題はこの加里資源を如何にして確保するかと云ふ點にある。

而して、東亞共榮圈内に於ける加里資源としては内地の伊豆萬藏山の加里礦石（含有量一〇%、埋藏量七千萬噸と言はれる）朝鮮の明礬石の外、河北省その他に求められ得ると言はれてゐる。尙、ニュージーランド北方のコンバ島その他の自榴石は加里の含有約十三%で加里肥料資源として利用し得るのであるが、未だその埋藏量が幾何なるか判明して居ない。是等を一切含めて共榮圈内の加里資源開發計畫を樹立し之れが踏査試掘を行ふことは刻下の急務といふべきである。

以上の礦物性の加里以外に加里資源としては、鹽製造の際に採取出来る「ニガリ」、海藻、各種自給肥料があるが、その中心は自給肥料に求める外はない。

第九章 滿洲開拓農業對策

第一節 滿洲開拓農業對策要綱

- (一) 開拓農民營農法の根本方針は當初の如く、自家労働に依り可及的自給を建前として安定を期する處に置かれなければならない。従つて在來農法の缺陷たる労働生産性の低性、不均衡化（特に除草期及收穫期の労働のピークの著るしく高きこと）を是正するを要す。
- (二) それには、北滿に適した新農法（ブラウ、カルチベーター等を根幹とする農法）を創造し、自家労働を以て、十町歩を優に耕作し且充分に收支相償ふやうにせねばならない。而して、ブラウ農法を取入れるためには次の如き諸問題を解決しなければならない。
 - (1) 在來農法の最も重要な特質たる高畝が出来ない爲、地温維持に於て困難が生じ、特に大豆作の收量は減少し、これに代るべき有利なる作物が取入れられなければならない。この點は麥類、牧草（乳牛その他家畜）が大體適するもの様である。

- (2) 大豆作の數量が減少を來すとすれば、他に地力維持の方法が考へられなければならない。これは牧草（家畜）を取入れ自給肥料を増すことに依つて補ふことが可能と考へられる。
- (3) 大豆の生産數量の減少に依る油脂原料の不足は南方の油脂資源に依つて補ふことが可能と考へられる。尙ほこの場合南方油脂資源との振合ひの關係から大豆を主として蛋白給源として使用するとすれば、これに適する品種の改良、選定が必要である。大豆品種の中ハイ・プロテインのものとハイ・オイルのものとを考慮選定すること。
- (4) 尙、麥類に就ても、北滿に適する品種の改良、選定並に栽培技術の研究を必要とする。
- (5) 大豆は三年輪作を普通とするも、價格安の爲四年輪作となり減産を來す虞れあるを以て價格政策を慎重考慮すること。
- (6) 新農法の適用は、一面資本、技術の高度化を惹起するものであるから、先づ日本開拓民に優先的にこの農具の普及を圖り、且徹底的指導を施すこと。
- (7) 滿人は、漸次之に做つて來るであらうが、急激に在來農法の變革をすることは困難であり、一般的には、むしろ、公主領農事試験場で考案せる畜力除草機を普及し、除草期の労働需要を緩和してゆくべきである。この方法は、在來農法そのものは基本的には維持され、部分的改良の程度のものである。

- (8) 尙當分の間は、滿洲の東亞共榮圈に於ける穀菽生産の重要性は益々加はるであらうから、滿人については、特に穀菽生産の減退を惹起せしめるやうな農法の普及は手加減を加ふべきである。
- (9) 尙新農法の普及は、地域的に限界があり、特に南滿に於ては、乾燥農法の保持は重點であり、犁丈農法は維持せられねばならぬ。

第二節 滿洲營農法の實情と改善の方向

(一) 現状に於ける開拓農民營農法の當面せる問題

滿洲開拓農民の營農方式はそれ自體として重要問題たるのみならず、それはやがて滿人の在來農法に影響を及ぼし、滿洲營農法全體の方向を規定するものとして極めて重大なる意義を持つ(尤も南滿は北滿とは自然的竝に經濟的條件を異にするが故に、南滿の營農方式に就ては別に考慮する要あることは勿論である)。而して、北滿に於ける開拓農民營農法の當面せる問題は、その基本的指導精神たる約十町歩を單位とし自家勞力を以て自給自足の營農方式を打樹てんとする方針が實際上既に困難を來し、この方針自體の再檢討と共に、又この方針を貫くとすれば(基本方針自體は正しいものと考へる)、その技術的、經濟的基礎を何處に求めるかと言ふ問題である。

(二) 開拓農民經營の實情

拓殖農家の經營方式は次の如き諸點に於て當初の方針から著しく逸脱するに至つた。

- (1) 零細經營と大經營との分裂(次表参照)
- (2) 商業的農作物への轉換(瑞穗村に於ける商業的作物の生産は全體の七〇—八〇%に達す)。
- (3) 開拓農民の非農業的職業への轉換(瑞穗村に於ける非農家戸數は全戸數の四〇・七%、農家戸數五九・三%……主として地主、開拓團の役員その他勤人)。

瑞穗村に於ける耕作面積狭別農家戸數割合

耕作面積	農家戸數の割合	耕作面積	農家戸數の割合
一—二町步迄	一・五%	二〇—三〇町步迄	一一・七%
二—三町步迄	三・二	三〇—五〇町步迄	一四・四
五—一〇町步迄	一一・二	五〇—一〇〇町步迄	—
一〇—一五町步迄	一一・三	一〇〇町步以上	一三・〇
一五—二〇町步迄	三六・七		

(備考) (一) 本調査は瑞穗村農業經營實態調査に依る入植二ヶ年後に於ける經營分裂の實情である。

(二) 小規模の農家は農耕地を小作に出し、大規模の農家は土地を借入れ苦力を雇つて經營を營んでゐる。

右の如く經營の分裂及商品化並に非農民化を來せる原因は次の諸點にある。

- (イ) 基礎的な原因として、在來農法(犁丈)による經營では開拓民の家族労働を以て十町歩を耕作することは困難である。そこで雇傭労働に依存することとなるが、そのことは經營分裂の契機となる。
- (ロ) 在來の畑作農法に依る經營は、勢ひ苦力に依存し、賃銀支拂が多くなるから商品化を必至とする。また開拓民の生活自體が未だ北滿の環境に適應せる形態を取つて居らぬ爲、内地からの輸入品に依存することが多くなることも亦商品化を促進する。
- (ハ) 小作料率を無批判に高く(内地並に)設定せることが、非農家化傾向を助長する。(この高率小作料設定は農業技術の低位と關聯し合つてゐる。)
- (ニ) 開拓者精神の徹底を缺いてゐることが、之等の諸傾向と協力的に働いてゐる。(非農家化傾向、不自然に高度な商品化等)
- (ホ) 高度の商品化傾向は、交通立地論的にみて、奥地にゆけばゆく程、經營を不利に陥れる。その結果一方に地主化(非農家化)を、他方經營の集中を惹起す。
- (ヘ) 尙附隨的には次の諸點が考へられる。
- (一) 北滿はいま建設の過程にある爲、後續開拓民の爲の準備のため等の諸事業が山積してゐる。(非

農家化傾向)

- (二) 開拓團の機構の複雑性(防衛、警備等の重要性)
- (三) 家族員の構成上の缺陷(分村による場合は別として、若夫婦丈の世帯では、妻は子供の出生と共に働けなくなる。)

かくの如き經營方式に於ては、相當經營規模の大なる農家でも、農業收支は赤字になる。(苦力賃が高く、販賣するものは交通費の爲に廉く、購買するものは反對に高くなるからである。)

第十章 國本農村確立對策

第一節 國本農村確立對策要綱

- (一) 國本農家を構成する適正規模農家其他農家を作出する基準次の如し。
 - (1) 人口増殖力旺盛にして正常なる家族構成が常に維持せられ、且つ農業經營の成果に依り國民生活の社會的水準を確保し得る規模なること。
 - (2) 同時にその農業生産力は労働生産性に於ても高位にして國民主要食糧生産確保の要請に應へ得る規模なること。
 - (3) 全農業政策を適正規模農家創出に重點を置き施設する爲次の諸對策を講ずること。
 - (イ) 適正規模農業創出を目標とする自作農維持創設事業の徹底的遂行
 - (ロ) 適正規模農業に對する生産資材の確保、優先的配給
 - (ハ) 土地條件、水利の改善——土地の交換分合、區畫整理、土地改良、水利統制等——

- (ニ) 適正規模農家の陶冶に關する教育訓練施設の徹底
- (ホ) 適正規模農業保護法の設定
- (ヘ) 税制政策、農産物價政策に依る適正規模農家保護政策の徹底
- (二) 山村又は都市近郊地帯に於て、耕地面積狭少なるも林業園藝畜産等を兼ねる經營規模の健全なる農家を維持創設し農業人口保有の補充となすこと
- (三) 職工農家は人的資源の維持培養、農業生産力の向上の點より見て健全なる形態に非ざるを以て可能なる限り減少せしむる政策をとること。
- (四) 一、二の農家を健全に維持育生する爲め之等、農家の基本的労働力を工礦業その他に吸収せざる様制度を確立すると共に農家労働報酬と職工賃銀との均衡化を圖ること。
- (五) 職工農家、交通、商業その他の兼業農家は極力減少せしむべきも殘存するものに就てはその低位生産性を克服する爲め部落實行組合を通じ農業經營の組織化を徹底すること。

第二節 國本農村確立の基準とその重要問題

(一) 農業適正規模考察の規準

現在の我國農業に課せられてゐる重要課題は次の二つである。

(1) 大東亞共榮圈建設戰の要請に應ずる爲めの農業生産力の發展

(2) 重化學工業の發展に應ずる農村勞働力の供出並に農業開拓民の送

それと關聯して他方重要なる問題として、民族力増強の爲めの農業人口有定の問題がある。而して、我國農業の再編成、その基本的な問題としての適正規模農業の問題も右の如き我が國農業に對する國家的要請に即應するものでなければならぬ。

(二) 農業生産力發展の視角より見たる農業經營の適正規模。

現在我國農業に課せられたる最大任務たる農業生産力發展の問題はその内容より見れば國民主要食糧の確保のための農業生産力の増強の問題であり、之は更に一つの問題を含んでゐる。

(1) 單位耕地面積當り生産量の増大

(2) 單位勞働力當り生産量の増加

だが右の二つの方向は必ずしも併行するものではあり得ない。即ち、農業經營の實情の示すところは次の如くである。

(イ) 勞働生産力の増大と經營規模との關係

一般に經營規模が大となるに従つて單位勞働力當りの生産量は高まる。

(ロ) 單位面積當り生産量の増大と經營規模との關係

零細なる兼業農家に於ては單位面積當りの生産力は低い。(此の點と關聯して留意すべき問題は零細なる兼業農家は、その生産額が極めて少量なると共に、食糧増産の熱意に於て著るしく缺いて居り食糧増産の實を擧げる爲には農家組合より之等の缺雜物を除去し、農家組合を專業農家の組織として之に重點的に資材、種子等の配給を行ふことがより效果的なることが福岡縣その他の事例に依り證明せられつゝある。)

經營規模の擴大するに従つて或程度迄は單位面積當りの生産量は高まる。然し一定の段階に達すると大體變化なく、更に經營規模が擴大すると單位土地面積當りの數量は減少の傾向を示す。

(3) 農業適正規模決定の方向

そこで農業生産力の確保擴充の觀點から見たる適正規模は單位面積當りの生産量を確保しつゝ、勞働生産力——勞働單位當收量の最も大なる經營規模であるといふことが出来る。そうして、それは農業勞働力に對する軍、或は重化學工業の發展、開拓民の送等からの老なる需要を想へば可及的大なる規模が望ま

しいのである。従つて、單位面積當の生産量を落さずに、幾何まで經營規模を擴大し得るか、適正規模にとつての鍵であるかと思ふ。

ところで單位面積當の收量は經營規模が相當擴大せられた場合に於ても次の諸點を改善することに依つて、單位面積當りの收量を維持することは必ずしも困難でない。

(イ) 生産資材の増投、就中肥料の増加
(ロ) 労働能率の刷新

(一) 農作業方式の改善……經營規模の擴大を技術的に阻止しつゝある重要農作業に關する作業方式の更改、作業時期の調整等労働節約的技術の導入。

(二) 農作業の畜力化並に機械化

(三) 労働力減少に對處する労働組織の確立……農作業の共同化

然しながら、單位勞力當り收量の増加は或る程度迄經營規模を擴大することなしには困難である。又、農業生産力發展と共に、今後大東亞共榮圈建設に即應する重化學工業への大量なる勞力の借出、農業開拓民の送別の必要を考慮する時、國民主要食糧の生産を確保・充つゝ少い労働力で農業經營規模を可及的に擴大し得るやうな農業經營機構を確立することが最も肝要の事かと思ふ。

(三) 農業人口の定有と農業經營適正規模の問題

ところで、農業労働力が急速に流出し、農業人口が著しく減少せんか、それは人口資源の培養といふ見地から由々敷問題でなければならぬ。かくて人口資源としての農業人口の定有といふ見地から農業經營に於ける適正規模が問題とならざるを得ない。

(1) 人口政策確立要綱の検討

さて人口政策確立要綱に依れば、昭和三十五年に於ける内地人總人口は一億人となり、その四割を農業人口として保有することになるが、その結果は農業人口は四千萬人となる。然るに、昭和五年の國勢調査に依れば農業世帯主四百七十七萬人（總世帯主の四〇・七%）、農業世帯員二千七百十八萬人（總人口の四二・二%）である。従つて、昭和三十五年に於ては農業人口に於て千二百八十二萬人、世帯數に於て二百三十三萬世帯（一世帯五・五人として計算）の増加となり、滿洲農業開拓民を計畫通りに百萬戸送出するとしてもなほ三萬世帯の増加となり、現状を遙に越へた數となる。若し以上の如き農業人口を内地に保有するとすれば農業經營の規模は更に著しく零細となり、農家經濟の安定を期する爲めには農産物の高價格政策乃至徹底せる補助政策を必要とする。以上の如き方策が大東亞共榮圈建設の立場から可なりや否やは疑問である。

(2) 人口の増殖力と農業經營形態

右の如く人口政策確立要綱に示された農業人口定有の可否に就ては疑問が残されてゐるが、農業人口定有の要請が量質兩側面よりの民族力の増強にあるとすれば、更に問題の本質を検討し、如何なる機構に於て農業人口を定有することが最も右の趣旨に添ひ得るやを考察しなければならぬ。

人口問題研究所の調査に依れば、別掲附表(一)、(二)の示す如く、耕地面積五反未満の農家では出産率は低く經營規模が擴大されるに従つて出産率が高まつてゐる。これは經營規模が或程度擴大せられ家族構成が正常なる状態に於て維持せられ、従つて結婚年齢も適當なる程度に引下げられ、又經濟的にも安定が得られることに基くものである。更に、數字的には明示し得ないが、右の事實より適正規模の安定せる農家に於て乳幼児等の死亡率も低く、又家族員が精神的にも肉體的にも最も健全なる形で保持せられ育成せられることは疑無の所である。従つて、農業人口定有の問題も單にその量的な問題だけでなく、如何なる姿に於て之を定有するか重要な問題であり、その基礎的條件は適正規模農家の設定にあると言ひ得るであろう。

(3) 内地の農業は何の程度の農業人口を健全なる姿に於て保有し得るや
 農業人口を、生計を農業生産に依存する人口と云ふ意味に解するならば、我國農業人口数は大體二千三百萬人程度であらう(昭和五年の國勢調査に依る農業者は二千七百萬)。而して、更に社會的生活水準を維持することを前提とし我國農業の總所得より我國の保有し得る農業人口を算定すれば大體次の如くである。

昭和十四年度の農業總收入	五十六億七千萬圓
純農業所得	二十四億圓以下
農業人口	一五〇〇萬人

(農業經濟調査一人當純所得一六〇圓なるを以て二十四億圓を割れば)
 尤もこれは至極亂棒な計算であるが、現状に於てはその生活水準を餘程低位に置かざる限り、所期の農業人口を保有することは出来ないことが一應推測せられる。現に農林省の調査によれば專業農家の一戸當の平均耕作面積は一町四反八畝であり、また、「農業を主たる収入として相當の生活を營むに必要な標準耕地面積」に關する調査は一町六反となつてゐる。

(附録一) 耕作面積別農家の妊孕期間經過後の出生兒數

五反未満	五一〇	一〇一二〇	二〇一三〇	三〇反以上
夫婦數	二、二八九	四、三二五	三、〇三六	三七三
出生兒數	九、八九七	二一、二八〇	一八、五九四	二、二二二
一夫婦當出生兒數	四・三三	四・九二	五・四七	五・九六
				六・一八

(備考) 本表は人口問題研究所の調査に依る。

(附錄二) 耕作規模別農業者の妊娠期間經過後の夫婦の出産度數分布

出生兒數	五反未満		五—一〇反		一〇—二〇反		二〇—三〇反		三〇反以上	
	夫婦數	百分比	夫婦數	百分比	夫婦數	百分比	夫婦數	百分比	夫婦數	百分比
〇	四二	一八・三九	五八	一三・四三	二九五	九・七三	二〇	五・二六	七	五・九三
一	一六三	七・二三	二四〇	五・五五	一三五	四・二三	九	二・四一	三	二・三四
二	一七三	七・五二	二八一	六・五〇	一五三	五・〇一	一五	三・四九	一	〇・八五
三	一八六	八・三三	三六〇	八・三三	三三	七・七八	二六	六・九七	六	五・〇九
四	二九	一・〇四	四一七	九・六四	二九一	七・九八	三〇	八・〇四	一五	三・七一
五	三九	一・〇〇	四六六	一〇・七七	三三	一・六一	五三	一三・九四	一七	一四・四一
六	二四九	一〇・八八	五一九	一二・〇〇	四〇八	一三・四四	六〇	一六・〇九	九	七・六三
七	三七	九・九三	四五八	一〇・五九	三七六	一二・三九	五三	一三・九四	一九	一六・一〇
八	一七〇	七・四三	四二四	九・五七	三五三	一一・五九	四三	一一・二六	一六	一三・五六
九	二二	四・九四	二八七	六・六四	二四六	八・一〇	三三	八・八五	一〇	八・四七
一〇	七五	三・三八	一八五	四・二八	一六一	五・三〇	二六	六・九七	一〇	八・四七
一一	二八	一・三三	七九	一・八三	四九	一・六一	八	二・一四	四	三・三九
一二	〇・四八		二九	〇・六七	二八	〇・九三	二	〇・五四	一	〇・八五
計	二,二九二	100.00	四,三三五	100.00	三,〇七六	100.00	三,七三	100.00	一,一八	100.00

(備考) 本表は人口問題研究所の調査に據る。

第三節 職工農家問題

(一) 農政上に於ける職工農家問題の重要性

日本産業の輕工業段階より重化學工業段階への飛躍的發展、特に軍需産業の急速なる擴充に伴ひ、所謂「職工農家」の數は夥しき數に達し、而かも今後益々増大の傾向にある。而かして、この「職工農家」は人口増殖力の問題、土地利用度の問題、職工の體位減耗の問題、農村の風規、衛生に及ぼす影響の問題等々極めて重要な問題を含んで居り、農業對策、農民乃至農村對策上、延いては人口政策上、これに對し適當なる對策を考慮する必要がある。

(二) 職工農家の數

農林省の調査に依れば、昭和十二年七月より同十四年八月に至る期間中、農業者並に農家の家族員たりし

ものゝ工業への轉出者数は次の如くである。」

農業者中通勤に依る轉出者	約〇〇萬人
同 離村者	約〇〇萬人
小 計	約〇〇萬人
農家の家族員中通勤に依る轉出者	約〇〇萬人
同 離村者	約〇〇萬人
小 計	約〇〇萬人
總 計	約〇〇萬人

右の中通勤者の計〇〇萬人が所謂「職工農家」の形成者である。

(三) 「職工農家」の範疇とその將來

職工農家はその家族員としての地位から見ると、經營主が轉出する場合と長男が職工として轉出するものとの二つの型があり、更に轉出の型から見れば、通勤に依るものと、一定期間出稼するものとがあり、轉出先の産業から見れば、醸造その他季節的原始産業と近代的な工業とに分れる。而して、最近其の数の増加から見て特に注目すべきものは重化學工業へ轉出する職工農家である。

右の如き職工農家なるものゝ著るしき増加が、一時的、過渡的現象なりや否やの問題はその重要性を決する問題であるが、その存立の基礎をなす低率なる賃銀水準と零細農業の存続する限り、之を自然に放任すれば恒久的に増加し行くものと考へざるを得ない。即ち、右の如き基礎的條件の下に於ては、轉出せる二、三男はやがて獨立して一家を構成するとしても新たに農家との繋りを持つた二、三男の轉出が引續き繼續して發生して來るからである。

(四) 職工農家に對する批判

職工農家は次の如き諸點に於いて缺陷を持つてゐる。

- (1) 労働保全上——多くは通勤に多くの時間を要し、過勞状態に陥つてゐる。
- (2) 土地利用上——土地利用度が極めて低い(巨當收量の低位、裏作の放棄)
- (3) 工業技術高度化の要求に對して——その本質より來る制約並に過勞等々のため之に應じ得ぬ。
- (4) 農村に對する諸影響——結核その他の病氣傳播の媒介をなし、又健全なる農村の氣風を破壊する等の惡影響あり。この點は國民體位並に人口増殖力の増強、國民精神の作興上留意すべき重要問題である。

(五) 職工農家存続の基礎的條件

職工農家存続の基礎的條件は、我國の賃銀水準の低率なることと共に、零細農經營に基く農業收入の過少

なることに依る。職工農家に對する對策はこの基本的問題の解決に置かなければならない。この立場からも適正規模農業の設定が重要問題となる。

尙、以上の問題を解明する資料として耕地廣狭面積別職工農家の職工賃銀収入の農家總收入に對する比率を示せば別掲第一表及び第二表の如くである。

(一) 總所得に對する職工収入の割合

耕地面積	一類	二類	三類	四類	五類	六類
五反未滿	七〇%	八三%	八四%	一%	八四%	六四%
五反—一町	八〇	四九	六〇	六九	七八	六一
一町—二町	五二	六八	五八	六〇	四九	四九
二町—三町	二三	三二	三七	三七	三三	三〇
三町以上	—	—	—	—	—	—

(備考) 一、本表は福岡縣遠賀郡岡垣村の調査とす。(昭和十四年)
二、一自作・地主、二自作、三小作、四自作・小作・地主、五自作・小作、六小作・自作とす。

(二) 職工農家の分布

耕地面積	自作農		自小作農		小作農		計
	戸数	割合	戸数	割合	戸数	割合	
五反未滿	一六戸	(一三・六%)	一二戸	(五四・五%)	六戸	(一五・一%)	三四戸
五反—一町	九戸	(一八・〇%)	一八戸	(三二・七%)	二戸	(九・五%)	二九戸
一町—二町	五戸	(六・一%)	三〇戸	(二〇・一%)	四戸	(一二・五%)	三九戸
二町—三町	六戸	(七・八%)	九戸	(一四・一%)	一戸	(二・〇%)	一六戸
計	三六戸		六九戸		一三戸		一一八戸

(備考) 一、自作農は一、二類の合計、自小作農は四、五、六類の合計とす。
二、括弧内の%は、各層農家總戸數(昭和十三年九月農家一齊調査)に對する職工農家の割合とす。
三、この村には、三町以上の農家は、二二戸あるもこの層から一人の通勤職工も出してゐない。

大東亞農產食糧及原料對策論

はしがき

一、大東亞諸地域を一應自給圏、補給圏に分ち、其の需給の關係を觀察した。自給圏とは日滿支の地域であり、補給圏とは佛印、泰國ならびに、皇軍占領下に在る南方諸地域である。大東亞以外の地域には便宜上圏外第三國といふ名稱を與へてゐる。

二、需給の觀察は主として昭和十年（一九三五年）より昭和十四年（一九三九年）に至る五ヶ年間を對象とした。

三、本文中には統計表を省略したが、數字は次の諸資料に據つた。

(1) 生産數量に關するもの、滿洲帝國年報、滿洲經濟統計年報 *Annuaire International de Statistique Agricole. Monthly Crop Report and Agricultural Statistics. Statistical Year-Book of the League of Nations, Facts about Sugar, Foreign Commerce Year-Book, International Yearbook of Agricultural Statistics.*

(2) 交易に關するもの、ランボーン商會調査書、*Statistisches Jahrbuch für das Deutsche Reich.*

第一章 米、小麥對策論

第一節 米、小麥對策要綱

大東亞に於ける米、小麥及小麥粉の需給の實情を要約すれば次の如くである。

(一) 米

- (1) 大東亞に於て獨占的優位を示す。
- (2) 自給圏に於ては自給状況にあり、自給率は九九%。輸入は主として泰國、佛印から中華民國に向ふものであつて五〇萬噸内外である。
- (3) 補給圏に於ては第三國向輸出量凡そ四〇〇萬噸、但しビルマより二五〇萬噸強、佛印より一五〇萬噸弱、對第三國補給率は二〇%、詮り補給圏は文字通り米の補給地域である。

(二) 小麥

- (1) 大東亞に於ける小麥は相對的に優位を示す。日本は嘗つては小麥の輸入國であつたが、最近其の輸入

量を極度に減じつゝある。

(2) 自給圏

自給率九七%内外、大體自給状態を示す。輸入は第三國仕出のもののみであつて、其の過半は濠洲もの
殘餘はカナダ、北米合衆國から仕向けられる。

(3) 補給圏

生産、輸入、消費ともに問題とならぬ微量である。

(三) 小麥粉

(1) 日本は輸出國であり、中華民國並に滿洲國は輸入國である。但し後二者の輸入量は減少の傾向にあ
る。(滿洲國一〇萬噸未滿、中華民國三〇萬噸未滿)

(2) 自給圏に於ける自給率八四—一〇二%、元來多少の不足を示し、主として濠洲よりの補給を受ける。

(3) 補給圏

主として濠洲から二〇萬噸弱、其他印度、カナダ、北米合衆國から五—六萬噸を入れる。

以上を概観すれば、大東亞地域は米、小麥の二者は殆ど自給されて居り、小麥が五〇—六〇萬噸、小麥粉が四
〇—五〇萬噸、程度の不足を示すだけであつて主要穀類については大した問題はない様に見える。然しながら米

の場合に明かな様に、僅か一%の不足が量としては五〇萬噸といふ巨量に上るのである。戦時等の特殊事情によ
つて消費が増加したり又何等かの障碍によつて輸送が困難になつたりすると、右の需給バランスは立ち處に破れ
てしまふ。特に自給圏諸地域の様に生産が既にある段階に達した地方では、餘程の好條件が與へられない限り増
産は實は容易でない。特に戦争の様には資材、勞力の點で逆の條件が與へられたりすると生産は著しく萎縮しがち
である。現在の自給圏は總じて斯うした貌を呈してゐるのである。

然らば大東亞の主食糧需給對策としては如何なる方向を採るべきであらうか。其の要點は次の如くでなければ
ならぬ。

(一) 將來に於ける大東亞地域の人口増大及び南方諸地域其他に於ける住民の生活向上に基く需要の増大を
見込み、米の計畫的増産を行ふこと。一般には動もすれば米を目して過剩物資とし、戦争による第三國向輸
出杜絶から之が生産の過剩を生ずるかの様な論をなすものもあるが、寧ろ戦争による經濟上の混亂の爲に動
もすれば甚だしい生産減退を來しがちなものであるから、今日直ちに積極的な計畫に基いて増産を策すべき
である。

(二) 當面の米生産計畫樹立に當つては、印度其他第三國向輸出餘力を確保すること。大東亞に於ける雜穀
其他食糧の増産は必しも容易ではないから、適地に於ける米の増産は絶対に確保の要がある。

(三) 補給圏に於ける米穀増産の中心地帯は泰國、佛印及びビルマとする。但し自給圏への補給に就いては其の運輸關係を考慮し、佛印及び泰國よりの供給を確保し得る如く施策すること。

(四) 戦時食糧政策としては特に日、滿、支に於ける高度綜合食糧自給の方策を樹てるべきである。特に北支に於ては棉花の増産計畫を遂行しなければならない關係上、滿洲國に於ける米、小麥及び雜穀の積極的増産を期すること。

(五) 大陸に於ける小麥の需要を米に代替する場合に於ては特に民衆生活に影響する處が多いから、米價對策勞賃等につき考慮する必要がある。

吾が國將來の發展の爲には、特に重工業自立の基礎條件から言つても、米の價格は低廉であることが望ましい。恒久策としては南方の米の輸入を契機として生産費の低下を計ることも必要であらうが、高度國防國家建設の立前からみれば飽くまで自給圏、詮り日滿支に於ける米の生産増加——少くとも現在程度の生産の維持が絶対に必要なのである。これが爲には資材、勞力に限り在る今日、出來得る限り生産機構の改革に手を着けなければならない。土地、小作等の諸制度、労働組織等を民衆、社會習慣等の睨みから改革し、農家の經營組成を高めることによつて技術を充分に生かす様な方向が採られなければならない。

他方南方諸地域に對しても生産低下の傾向を極力防止する爲の政策が眞剣に考へらるべきである。この爲には

大東亞諸地域全般を通じる生産計畫が一日も速に樹立されねばならぬ。生産指導の方向は自給圏に於ける場合と差異の在るべき筈はないが、特に集荷機構の整備に關しては大なる注意が肝要である。

第二節 米、小麥及小麥粉需給及交易狀態

第一項 米の生産高並に需給概況

(一) 大東亞に於ける米の生産高

世界に於ける米の總生産高を擧ぐれば、白米に換算して九千萬噸乃至百萬噸弱であり、主要生産地は中華民國(三―四千萬噸)、印度(二千萬噸強)、日本(千―千四百万噸)、ビルマ(四―五百万噸)、印度支那(三―四百万噸)、泰國(三百万噸)、東印度(三百万噸弱)、比律賓(百万噸強)、ブラジル(八〇萬噸)、北米合衆國(五〇―六〇萬噸)、伊太利(四〇―五〇萬噸)等々である。中華民國は世界總生産量に對し四〇%、印度が三〇%、日本が一三%といふ大量を占めてゐる點は注意すべきであらう。

右の數字は一瞥して大東亞が米の主産地であることを示してゐるが、さらに左に廣地域別に生産額を繰めて見ると次の通りである。

生産高(千噸) 總量に對する割合(%)

廣地域	第一表の地域の外、英領マライ、滿洲國、サラワク、英領北ボルネオ、ブルネー等々を含む	生産高(千噸)	總量に對する割合(%)
大東亞	佛領印度植民地を含む	六五、〇〇〇	七〇
印度	佛領西部アフリカ、マダガスカル(佛) シェラレオン	二〇、〇〇〇	三〇
アフリカ	佛領西部アフリカ、マダガスカル(佛) シェラレオン(英)等	八〇〇	
南米	ブラジル、ギアナ(英)等	八〇〇	
北米	北米合衆國、ハワイ	五〇〇	二〇
歐洲	伊太利、西班牙	五〇〇	
瀛洲	フィジー諸島を含む	三〇	
近東	シリア(佛)、レバノン(佛)	二	

右の如く大東亞に於ける米の生産額は凡そ六千五百萬噸、世界總生産額の七割を示してゐる。これに印度を加算すれば實に九千萬噸、總額の九七—八%に達するのであつて、米は完全にアジアの獨占的作物であることを知るのである。

(二) 大東亞に於ける米の需給概況

次に各國に於ける米の需給概況をみるに、主要輸出國はビルマ(三百萬噸) 泰國(百五十萬噸) 佛領印度支那(百五十萬噸) 伊太利(十萬噸) 等である。印度は相當量の輸出(百乃至三十萬噸)を示してゐるが、需給の傾向から言へば寧ろ輸入國と見なければならぬ。伊太利は大東亞地域外に於ける唯一の輸出國であつて、其の輸出量は必しも多くはないが、需給状況から言へば完全な輸出國である。

自給率一〇〇%以上を示すものは、ビルマ(二〇〇—四〇〇) 泰(二〇〇—三〇〇) 佛印(一五〇—二〇〇) 伊太利(一三〇)の外にブラジル(一一〇)が在る。自給率一〇〇%前後、證りどうか自給度を維持してゐるものとしては、日本(二〇〇) 北米合衆國(九七—一一〇) マダガスカル(九九—一〇五)であり、又若干の不足を示す地方としては中華民國(九七—九九) フィリピン(九〇—一〇〇) 印度(九五—一一〇)等が挙げられる。滿洲國(八〇—九〇) 東印度(九〇—五五)は不足の度合が多少高く、馬來(三〇—四〇)に至つては純然たる輸入國の特質を示してゐる。

以上を概観すれば大東亞は純然たる米の輸出地域である。前述の様に其の生産高は凡そ六千五百萬噸、これに對して需要量は六千萬噸強、従つて約四百萬噸強といふものが輸出餘力となつて現はれる。

今假りに大東亞を分けて日滿支の區域を自給圈、泰國、佛印及び皇軍占領下の南方諸地域を補給圈とすれば、自給圈に於ける米は大體に於て自給の状況にあると言へる。滿洲國に於ける不足も主として日本よりの輸入によ

つて解決され、中華民國だけが三〇—五〇萬噸程度を補給圏に仰いでゐるだけである。従つて大東亞に於ける米の需給に關しては、主として補給圏の動きを見るべきであらう。

補給圏に於ける需要量は極めて大握みに見れば東印度が三百萬噸、佛印が二百五十萬噸、泰國、ビルマ、フィリッピンが夫々百五十萬噸、馬來が九十萬噸、其の他の地方が若干量で、總計千百萬噸弱といふことになる。生産需要量、輸出量の概略を纏めると大體別掲の第一表の如くである。

(一) 補給圏に於ける米穀需給状態 (單位千噸)

地域	生産高	輸出量	輸入量	需要額
ビルマ	四、五〇〇	三、〇〇〇	—	一、五〇〇
泰國	三、〇〇〇	一、五〇〇	—	一、五〇〇
佛印	四、〇〇〇	一、五〇〇	—	二、五〇〇
フィリッピン	一、五〇〇弱	—	一〇〇	一、五〇〇
馬來	三〇〇	二〇〇	八〇〇	九〇〇
東印度	三、〇〇〇弱	三〇〇	二〇	三、〇〇〇

詮り補給圏は文字通り米の補給地域であり、ビルマ、泰國、佛印等を中心として凡そ六百萬噸を輸出する。然し一方馬來、比律賓、東印度等に於て合計百萬噸内外を輸するので、これを控除した五百萬噸弱といふものが圖

外輸出餘力となるのである。ビルマ、泰國、佛印に於ける輸出の概貌を示せば別掲第二表の如くである。

(二) ビルマ、泰、佛印の仕向地別米輸出高表

仕向地	ビルマ		泰國		佛印		計	
	輸出額	同上百	輸出高	同上百	輸出高	同上百	輸出高	同上百
中華民國	一〇〇千噸	三%	四六〇千噸	三%	二〇〇千噸	一三%	八〇〇千噸	一三%
香港	三〇	—	五〇	三	一〇弱	—	八〇弱	—
日本	二五〇	八	五〇〇	三三	五〇	三	八〇〇	一三
海峽植民地及馬來	六〇	二	三〇	二	三	—	九〇	—
東印度	—	—	—	—	—	—	—	—
比律賓	—	—	—	—	一〇—八〇	一—五	一〇—八〇	—
印度及セイロン	一、五〇〇	五〇	二〇〇	一一	—	—	一、七〇〇	二六
歐洲諸國	六〇〇—八〇〇	二〇—三〇	七〇	五	五〇〇	三	一、一〇〇—一、三〇〇	二〇—三三
アフリカ地方	一〇〇	三	二〇	—	—	—	—	—
西印度諸島	六〇	二	二〇	—	八〇〇	五	一、一〇〇弱	二〇
其他	—	—	六〇	四	—	—	—	—
計	三、〇〇〇	一〇〇	一、五〇〇	一〇〇	一、七五〇	一〇〇	六、〇〇〇	一〇〇

ビルマよりは印度及びセイロンに向ふものが最も多く總量の約半分(百五十萬噸)を占め、次いで歐洲諸國向が三〇%足らず(八〇萬噸弱)で第二位以下海峽植民地及馬來(二五萬噸)、中華民國及香港(一〇萬噸)向の順位である。泰國よりは海峽植民地及馬來向が首位で全體の約三三%(五〇萬噸)、中華民國及香港向が殆どこれと同量の三一%(四六萬噸)、印度及セイロンが一% (二〇萬噸)、歐洲諸國向が五%(七萬噸)等々で、佛印よりは佛本國を中心とする歐洲諸國向が三三%強(五〇萬噸)、中華民國及香港向一三%(二〇萬噸)、海峽植民地及馬來向三%(五萬噸)等々が主なものである。此の三者間には輸出の内容に明かな相違があり、ビルマものは主として印度方面並に歐洲諸國へ、泰國ものはその大部分が海峽植民地方面と中華民國へ、佛印ものは印度ならびに歐洲諸國へ向けられてゐる。

此等三國の輸出品を總括すると、結局印度及セイロンに百七十萬噸(三〇%弱)、歐洲諸國に百五十萬噸弱(二〇%強)、アフリカ及西印度諸島等へ百萬噸(二〇%弱)、海峽植民地及馬來・中華民國へ夫々八〇萬噸(一〇%強)といふことになる。總輸出品六百萬噸の中、自給國へ向ふもの五〇萬噸弱(香港よりの再輸出分を控除す)補給圈相互間を流れるもの約百萬噸を除けば、四百五十萬噸足らずといふものが第三國へ向ふものと推定されるのである。

第二項 小麥の生産高と需給概況

(一) 大東亞に於ける小麥の生産高

世界に於ける小麥の總生産高は別掲第三表の如く一億三千萬噸乃至一億六千萬噸であり、主要生産地はソヴェト聯邦(三―四千萬噸)、中華民國(二千萬噸)、北米合衆國(千五百―二千萬噸)、印度(千萬噸)、カナダ(八百―千萬噸)、佛蘭西(七百―千萬噸)、伊太利(六―八〇〇萬噸)、アルゼンチン(六〇〇―七〇〇萬噸)、獨逸(五―六〇〇萬噸)、濠洲(四―五〇〇萬噸)、スペイン(四―五〇〇萬噸)、ルーマニヤ(三―四〇〇萬噸)、ユーゴスラビヤ(二―三〇〇萬噸)、ハンガリー、ポーランド(夫々二〇〇萬噸内外)、英吉利(一五〇―二〇〇萬噸)、チエツコスロバキヤ、日本(夫々一五〇萬噸内外)、エチプト、滿洲國(夫々一〇〇萬噸内外)等々である。ソヴェトが總量の三〇%弱、支那が二〇%弱、北米合衆國が一五%といふ高率を占めてゐることは注意を要するが、全體としては溫帯に廣く分布してゐて、特に一定地域に獨占的に生産されるものではない。此の點は左の廣地域別生産高にも明瞭に窺はれるのであつてソ聯、歐洲、北米、大東亞の諸地域は何れも世界總生産額の二割乃至それ以上といふ大量を示してゐる。

(三) 東亞共榮圏外に於ける小麦の生産高

國 外 諸 地 域	生 産 高	總量に對する割合
ソヴェト聯邦	三〇、〇〇〇—四〇、〇〇〇 <small>千石</small>	三〇%内外
歐 洲 第二表の地域の外に、アイルランド、マルタ島を含む	三〇、〇〇〇—四〇、〇〇〇	三〇%内外
北 米 カナダを含む	二五、〇〇〇—三〇、〇〇〇	二〇%強
大東亞	二五、〇〇〇	二〇%弱
印 度 佛領印度植民地を含む	一〇、〇〇〇	八
南 米 アルゼンチンの外にブラジル其の他を含む	七、〇〇〇	六
濠 洲 ニュージランド及びフィジー諸島を含む	四—五、〇〇〇	三—四
アフリカ モロッコ、アルゼリヤ、チュニス、アングロエチオピア、スーダン、トリポリタニア、ケニア、南ローデシヤ、バスターランド、南阿聯邦	三、五〇〇—四、〇〇〇	二
近 東 キプロス、パレスタイン、シリア	六—七〇〇	一末滿

大東亞に於ては支那の二千萬石強、日本の一五〇萬石、滿洲國の一〇〇萬石、ビルマの微量を加へて二千五百萬石強、世界總生産高の凡そ二〇%を擧げてゐる。アジア人の主要食糧としての小麦が量的にも決して無視出來

ないものであることがこれからも理解されるのである。

(二) 世界に於ける小麦の需給概況

世界に於ける小麦の主要輸出國について、輸出量を生産高にて除して得られる比率を國外補給率と名づけて此等を比較検討すれば次の如くである。

即ち主要輸出國はカナダ(五—七〇〇萬石)、アルゼンチン(四—五〇〇萬石)、濠洲(二—三〇〇萬石)等であるが、此等の國々に於ては單に輸出絶對量が大であるばかりでなく國外補給率が頗る高く、カナダ、アルゼンチンが約六〇%濠洲が大體五〇%となつてゐる。北米合衆國の輸出數量は極めて浮動性に富み、かつては一五〇—三〇〇萬石といふ數量を擧げたこともあつたが、最近では殆ど全く自給的傾向に轉じてしまつた。その他にソ聯(五〇—一〇〇萬石)、ハンガリー(四〇—五〇萬石)、アルゼリヤ(二〇—三〇萬石)、ユーゴスラビヤ及びチュニス(夫々一〇—三〇萬石)、モロッコ(一〇—二〇萬石)等々が相當量を擧げてゐるが此等は何れも二〇—三〇%程度の國外補給率を示してゐる。

次に主要輸入國についで輸入數量を消費高にて除して得られる比率を國外依存率と名づけて此等を比較検討すれば、大體次の様な結論を得る。主要輸入國は英吉利(五〇〇萬石)、獨逸及伊太利(夫々一〇〇萬石内外)、佛蘭西(五〇—二〇〇萬石)、ブラジル(二〇〇萬石強)等であるが、英吉利の輸入數量は其の絶對量に於て壓倒

的であるばかりでなく國外依存度も八〇%強といふ高率である。佛蘭西、伊太利、獨逸は夫々減少の傾向を示してはゐるが、尙一〇〇萬噸乃至それ以上の輸入數量を擧げて居り、國外依存度も大體二〇%前後である。ブラジルだけはコーヒー栽培の關係上輸入絶對量に比して國外依存度が著しく高い。尙以上に續いて和蘭(六〇—七〇萬噸)、希臘(五〇—六〇萬噸)、日本(五〇萬噸)が數へられる。吾が國に於ては近來輸入減少の傾向にあるとは言へ、かつて國外依存度二〇—三〇%を示したといふ事實は注目されて然るべきであらう。

これを要するに小麦は主としてカナダ、アルゼンチン、濠洲から大量が流れ出これに歐洲ならびに北部アフリカ地方からの若干量を加はつて主として英國を中核とする歐洲各國へ入り込む譯である。

(三) 大東亞に於ける小麦の需給概況

補給圏に於ける小麦は生産量、消費量ともに問題にならぬ微量で、僅かにビルマが印度より入れる二、三千噸の輸入量が見られるだけであるから、大東亞に於ける小麦の需給は自給圏を主たる對象とすべきである。

自給圏に於ける小麦は大體に於て自給的に生産されてゐる。自給率は米の場合には及ばないが、それでも尙且つ九六—七七%といふ高率である。輸入額は一〇—一五〇萬噸であるが、この中滿洲國、中華民國より日本が輸入する微量を除けば、第三國に依存するものが中心をなしてゐる。これ等は日本が濠洲、カナダに供給を仰ぐもの、中華民國が濠洲に依存するものが最も多量であつて、仕出地別に纏めると主として濠洲から三〇萬噸(昭和十三

年のみは微量)、北米合衆國から一七—一八萬噸(昭和十四年のみ)、カナダから一〇萬噸(昭和十二年迄)を入れてゐるのである。然し北米合衆國からの異例を除けば第三國への依存度は遞減の傾向にあり、其の依存度は僅かに一—二%程度、量としても極めて小さいものである。

第三項 小麦粉の需給概況

(一) 世界に於ける小麦粉の需給概況

小麦の需給の態様はあらず前節で述べたが、一般的に食料として小麦を考へる場合には粉が頗る大きな意味をもつのである。今世界に於ける小麦粉の生産數量を明確に示すことは出来ないが、國別に輸出入數量を見れば輸出量、輸入量は總量に於て多少の相違を示しながらも大體三〇〇萬噸弱、近年は一九三一年以前に比して明瞭に減少の傾向を示してゐる。主要輸出國は濠洲(五〇—六〇萬噸)、カナダ及び北米合衆國(夫々四〇萬噸)、日本(三〇萬噸)、伊太利及び佛蘭西(夫々二〇萬噸)、アルゼンチン(一〇萬噸)、ハンガリー(五萬噸)等々である。北米合衆國はかつては一〇〇萬噸以上、世界總輸出數量の三〇%を占めたものであるが、最近は逐年減退してゐる。近年生産増の傾向を示すものは殆どないが、濠洲、日本、伊太利に於ては多少上向の跡が窺はれる。殊に過去に於ては小麦の輸入國であつた日本が、小麦粉に關しては輸出國の立場に立つてゐることは注目に價す

る。小麦粉の主要輸出國は大體小麦の主要輸出國なのであるが、其の輸出數量は國內製粉事情等に依つて必しも傾向を一にしてはゐない。

主要輸入國は英吉利で其の輸入數量は四〇—五〇萬噸、世界總量の約二〇%を占めてゐる。滿洲國は一九三四五年迄は英吉利を凌ぐ輸入量を示し、世界最大の輸入國であつたが、以後其の量を減じ、一九三七年に於ては輸入量僅かに八萬噸弱に過ぎない。支那も大體同様の傾向を示し、最近の輸入數量は高々三萬噸強である。殘餘の諸國に於ては何れも三—六萬噸程度の少量を輸入するだけである。

極めて大握みに言へば、小麦粉は主として濠洲、カナダ、北米合衆國より英吉利を中心とする北歐諸國へ流れる。但しこれにはさらにアルゼンチン並に佛蘭西、伊太利ものが加はつて來るのである。一方東亞に於ては濠洲、カナダ、北米合衆國ものが相當量流入するとは言へ、日本から滿洲國、中華民國へ向ふものもこれに劣らず多量に上ることに注意せねばならぬ。

(二) 大東亞に於ける小麦粉の需給概況

(1) 自給圈

日本は輸出國の立場にあり、滿洲國、中華民國は夫々日本から七—二五萬噸、三—一萬噸を輸入する。然し自給圈に於ける小麦の生産量は凡そ二〇〇乃至二四〇萬噸、消費量は二五〇萬噸内外であつて、

自給率は一〇〇%以上に上るかと思へば八〇%程度に落ちたりする。然し全體的には確に不足であつて、不足分五—三八萬噸を第三國から輸入する。頗る浮動性が強い。製粉といふ工業の過程を通る爲に價格等の影響が一般農作物に比してより強く現れて來るのである。右第三國よりの輸入數量の内譯を示せば次の如くである。

日 本 一—二萬噸 (悉くカナダより、但し昭和十一、十二年のみ)

滿洲國 一—七萬噸 (悉く濠洲より、但し昭和十三年を除く)

濠洲より 一—七萬噸

中華民國 三—三〇萬噸

カナダより 約一萬噸

北米合衆國より 一—十四萬噸 (昭和十一、十二、十三年は比較的微量)

右の如く輸入量は自給圈相互間を流れるものと圈外、第三國から入るものと略相半してゐる。自給圈相互間のもは悉く日本から滿洲國、中華民國へ向ふものであり、圈外第三國からの輸入額は濠洲、北米合衆國から中華民國へ向ふものが中心となつてゐる。仕出地別に見れば濠洲ものが最も多量で二—一八萬噸、北米合衆國ものは昭和十四年の一八萬噸を除けば概して微量であり、カナダものは三萬噸以下となつてゐる。

自給圏からの輸出としては補給圏に對して一萬噸内外を積出してゐるが、これは主として日本から比律賓に向けたものである。

(2) 補給圏

補給圏に於ては小麦粉の生産は皆無であつて、消費はすべて輸入量によつて賄はれてゐる。輸入の中主として佛印が香港より輸入するもの、東印度、泰國がマライから輸入するもの計一二萬噸を除けば他圏から入るものは凡そ二四―三〇萬噸で、其の内譯は次の通りである。

(イ) 自給圏より一萬噸乃至未滿 (漸減の傾向)

前述の如く悉く日本より比律賓に入るもの

(ロ) 圏外第三國より二三―二九萬噸

佛 印	微量 (すべて濠洲より)
東 印 度	七―一萬噸
マライ、サラワ ク英北ボルネオ	六―八萬噸 (大部分濠洲より。印度より微量)
泰 國	一萬噸内外 (すべて濠洲より)
ビ ル マ	三萬噸 (大部分印度より、濠洲より微量)

比 律 賓

七―九萬噸	濠洲より	二―三萬噸
(昭和十四 年度なし)	カナダより	一―二萬噸
	北米合衆國	三―六萬噸

全體として仕出地別に纏めると濠洲もの一七―一八萬噸、印度もの三萬噸、カナダもの一―二萬噸、北米合衆國もの三―六萬噸といふことになり、濠洲ものが中心となつてゐる。

傾向としては自給圏への依存度が低下し、圏外第三國への依存度が著しく増加しつつある。

第二章 大東亞共榮圈砂糖需給對策

第一節 砂糖需給對策要綱

大東亞に於ける砂糖の需給概況は左の通りである。

(一) 大東亞の砂糖生産量は世界總量の一五%程度であるが主産地ジャワを有して主要供給地の立場に立つ。
(二) 自給圈に於ては一三〇—一九〇萬噸の生産があり、補給圈(東印度)から四〇萬噸程度を輸入してゐたが其の量は次第に減少して昭和十四年には僅か五萬噸になつた。自給率は七五%から九七%に昂騰し、自給的色彩を強めてゐる。

(三) 補給圈に於ては生産量一五〇—二六〇萬噸、圈外第三國向は一三〇—二〇〇萬噸、中五〇—一二〇萬噸は東印度から英印、埃及其の他英領植民地、歐洲諸國其の他英領土へ向ひ、九〇萬噸は比律賓から米國へ仕向られる。

圈外第三國補給率は實に七〇%に達する。

砂糖は今日の狀況では既に供給過剰であり、従つて其の整理方策如何といふことが問題となる、即ち日本、滿洲國、中華民國、泰國、佛印、マライ、比律賓、東印度を加へ、産糖高は大まかに言つて四五〇萬噸、消費高が二五〇萬噸、従つて残りの二〇〇萬噸、(從來は交易圈向)といふ莫大な量が生産過剰となるのである。
結局此の過剰分の處理が問題なのである。

砂糖の生産を制限することは詮る處甘蔗の作付を制限することである。従つて砂糖の減産の爲には先づ作付の轉換が考へられねばならない。ジャワに於ては甘蔗栽培地は全耕地面積の1%に過ぎないから、甘蔗を減産しても全體に及ぶ影響は大ではない。殊に灌漑の效く土地が主に用ひられてゐるのであるから、これは可及的水田に振替へることが望ましいのである。比律賓に於ては全耕地四〇〇萬町歩の五〇%が水田であり、甘蔗作付地は八%弱であるが、此の地方の甘蔗栽培地は比較的水利の便に乏しく之を直ちに水田に轉換することは困難であつて寧ろ氣候條件から言つて棉作に轉換すべきであると思はれる。一般に比律賓の砂糖生産高はネグロス島が五〇%を占め、ルソン島は三〇%程度であるが、此の生産中心地である南部地帯が實際は棉作の適地だと言はれてゐるのであつて、整理の方向としては此の南部地帯の甘蔗栽培を棉作に轉換すべきであらう。かくて比律賓全體としては生産高を半減することも強ちに不可能では無ささうと思はれる。

元來ジャワの砂糖は和蘭資本によるエステートを中心とするものであるから、これを縮減することは差程困難

ではないが、比律賓ではアメリカ資本の占める割合が三〇%餘、それも主として工場方面に限られてゐるから若干問題がある。先づアメリカ資本の工場を土着資本に乗換へ且つ優良工場だけを重點的に残すといふ方向を採らねばなるまい。但しこれは甘蔗作の整理と併行して實施さるべきものであることは勿論である。但し比律賓に於ける甘蔗栽培者は獨立の農民であるから、この點は特に注意を要する

最後に比律賓の砂糖は主に粗糖であるに反してジャワ産は製精糖であるから、砂糖問題處理の順序は先づ比律賓産を對象とすべきである。現在に於ては兩者共相當量のストックを有するであらうから、先づ大東亞諸地域の不足分には比律賓産を充當し、これの處分を急がねばならない。ジャワは前大戰後の不況時代、三〇〇萬噸の生産能力を五〇萬噸程度に迄壓縮し、約二〇〇萬噸の砂糖をストックした經驗を有つてゐるから、此の際出來得る限り其をストックせしめ、其のストックの消費見込が立つ迄は斷乎として生産を制限すべきであらうと思ふ。尙砂糖を原料とする酒精並にブタノールの製造工業も現状に於ては砂糖問題解決の爲の手段たり得るであらう。

以上の如き大東亞に於ける砂糖事情より見て砂糖の需給對策は次の如くでなければならぬ。

- (一) 甘蔗の他作物への轉換。
- (二) 但し右轉換は棉花、麻、米、雜穀等の増産計畫と照應せしめつゝ之を實施すること。

(三) 適地適産を前提とし計畫的増産を要する作物への轉換と圈内の政治經濟的關係を併せ考慮し、地域的生産計畫を樹立すること。

(イ) 臺灣の糖業は戰時生活を基準とする日滿の需要を滿す程度に止め、其餘力は食糧の増産に振向けらる。

(ロ) 比律賓の甘蔗は棉花、苧麻、食糧へ轉換すること。但し比律賓に於ける甘蔗の栽培者は獨立の農民であらうから、其の轉換に當つては農民の生活上の問題をも考慮し慎重なる對策を講ずる必要がある。また糖業に對してはアメリカ資本の工場を土着資本に乗換へ且つ優良工場のみを重點的に残すこと。

(ハ) ジャワに於ては甘蔗の米作轉換を斷行し、大東亞全體の生産計畫に對應して其の生産を調節しめなければならぬ。これが爲には生産を優良なエステートのみに重點的に集中する必要がある。

(四) 砂糖の工業方面(アルコール、ブタノール生産)への新規用途を研究し、その工業化を圖ると共に之に應ずる様原種、栽培方法等農業技術の改良に一層の努力を拂ふこと。

(五) 當面の應急對策としては先づ比律賓のストック處理を問題とすること。

第二節 砂糖の需給及交易状態

(一) 大東亞に於ける砂糖の生産高

砂糖の生産高を觀るに當つては、一應甜菜糖と甘蔗糖とを區別する必要がある。甜菜糖、甘蔗糖の世界總生産高は前者が九〇〇—一、〇〇〇萬噸、後者が一、七〇〇—二、〇〇〇萬噸、合計三、〇〇〇萬噸弱といふことになる。甜菜糖の主要生産地はソ聯(二〇〇萬噸強)、獨逸(二〇〇萬噸内外)、北米合衆國(一〇〇—一五〇萬噸)、佛蘭西(八〇—一〇〇萬噸)、チエツコスロバキア(五〇—六〇萬噸)、ポーランド並に英國(四〇—五〇萬噸)、伊太利(四〇萬噸)、瑞典(三〇萬噸)、白耳義、和蘭並に丁抹(二〇萬噸)、スペイン、ルーマニア並にハンガリー(一〇萬噸)等々であり、甘蔗糖の主産地は印度(五〇〇萬噸)、キューバ(三〇〇萬噸弱)、ジャワ(一六〇萬噸)、日本(一五〇萬噸内外)、ブラジル(一〇〇萬噸強)、比律賓(一〇〇萬噸弱)、ポトリコ(米領、九〇萬噸)、ハワイ並に濠洲(八〇萬噸)、アルゼンチン(五〇萬噸)、南阿聯邦(五〇萬噸弱)、サントドミンゴ並に北米合衆國(四〇萬噸)、ペルー(四〇萬噸弱)、メキシコ(三〇萬噸)、モーリシアス(英領、二〇—三〇萬噸)、ギアナ(英、蘭領、二〇萬噸)、エジプト(二〇萬噸弱)等

等の順位である。一見して明かな様に、甜菜糖は温帯以北、特に歐洲地方に、甘蔗糖は熱帯一圓に産するから砂糖の産地は全世界に分布してゐるのである。廣地域別に甜菜糖、甘蔗糖合計三千萬噸の生産分布を觀るに別掲第四表の如くである。

(四) 地域別砂糖産額表 (單位千噸)

地域	甜菜糖	甘蔗糖	計
大東亞	一〇〇弱	四、五〇〇	四、六〇〇
印度		五、〇〇〇	五、〇〇〇
濠洲 (フイジー諸島ヲ含ム)		一、〇〇〇弱	一、〇〇〇弱
北米 (ハワイヲ含ム)	一、五〇〇弱	一、三〇〇	二、八〇〇弱
西印度諸島		四、〇〇〇	四、〇〇〇
歐洲	六、〇〇〇		六、〇〇〇
ソ聯	二、〇〇〇		二、〇〇〇
南米		二、〇〇〇	二、〇〇〇
アフリカ (マダガスカル地方ヲ含ム)		一、〇〇〇	一、〇〇〇
計	一〇、〇〇〇	二〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇

即ち砂糖の生産は大體各地域に普く行き亘つてゐる様ではあるが、人口、文化の程度を考慮すれば歐洲、北米合衆國等は右數量では明かに不足であり、キューバを首班とする西印度諸島、ジャワを中心とする大東亞は逆に過剩の立場に立つのである。例へばランボーン商會調査による一九四〇—四一年期世界各國別砂糖需給高豫想表によれば、主要輸入地域は北米合衆國（四四〇萬噸）、カナダ（五〇萬噸）を併せた北米大陸、並に英國（一二〇萬噸）、佛蘭西（二〇萬噸）を中心とする歐洲で、前者が五〇〇萬噸弱、後者が二〇〇萬噸弱、合計七〇〇萬噸弱といふ莫大な輸入量を示し、主要供給地はキューバ（二〇〇萬噸弱）を含む西印度諸島、並にジャワ（一〇〇萬噸）を中心とする大東亞であつて、前者が三五〇萬噸、後者が二〇〇萬噸、これにアフリカ、南米、濠洲から夫々五〇萬噸宛が加はつて其の不足を満してゐるのである。

斯くの如く大東亞全體としては世界に於ける主要砂糖供給地域なのである。

(二) 大東亞に於ける砂糖の需給概況

(1) 自給圈 (單位千噸)	
生産量	一、三〇〇—一、九〇〇 (漸増)
輸入量 (他圈より)	四三〇—五四〇 (漸減)
輸出量 (他圈へ)	一〇〇—〇 (漸減)

消費量	一、五六〇—一、九二〇 (漸増)
自給率 (%)	七五—九七 (漸増)
補給圈依存率 (%)	二四—三三 (漸減)

右の如く自給圈は元來砂糖の輸入地域であつたが、昭和十一年から僅か四年を経過する間に著しく生産を、従つて又自給度を増し、昭和十四年には自給率九七%を示すに至つた。これは同時に補給圈からの輸入減少を意味するものであつて、此の關係は補給圈依存率が二四%から三三%に低下した點にも窺はれるのである。

輸入量は滿洲國及び中華民國の日本からの輸入量一三—二〇萬噸、五—一八萬噸、計一九—三七萬噸を除けば、他圈より入るものは五—四〇萬噸強であるが、其の内譯は左の如くである。

(イ) 補給圈より	五—四一萬噸 (漸減)
日本	五—二〇萬噸 (全部東印度より、但し昭和十四年はなし)
滿洲國	五—六萬噸 (全部東印度より、但し昭和十三、十四年は殆どなし)
中華民國	五—一一萬噸 (東印度より二—七萬噸、香港より二—三萬噸)

(ロ) 交易圏より 徵量

南米より日本に、北米より滿洲國、中華民國に若干量入つたこともあるが、問題にする要なし。結局自給圏に於ける輸入は自給圏相互間のもの、補給圏仕出のもの半々であり、前者は日本から滿洲國、中華民國へ、後者は主として東印度から二對一の比率で日本と滿洲國、中華民國へ流れるものである。

自給圏からの輸出は問題とする程のものではない。

(2) 補給圏(單位千噸)

生産量	一、五四〇—二、六三〇 (漸増)
輸入量(他國より)	四五—一六 (漸減)
輸出量(他國へ)	一、五九〇—二、〇一〇 (漸増)
消費量	四三〇—五八〇 (漸増)
自給率(%)	四二三—四五五
對自給圏補給率(%)	一九—一未滿 (漸減)

對圏外第三國補給率(%)

七二—六二

補給圏は文字通り砂糖の補給地域であつて、全供給量の七〇%を圏外第三國に出してゐる。また補給圏相互間を動くものも一割内外に達して居り其の量は必しも尠くはない。唯自給圏向のものだけは激減し、昭和十一年に於て補給率一九%を示してゐたに拘らず、昭和十四年に一%未滿といふ低率に陥落してゐる。輸出の中補給圏相互間を動くものが一六—一八萬噸あるが其の内譯は次の通りである。

東印度より二—一四萬噸

マライ、サラワク、ボルネオへ 九—一〇萬噸
泰國へ 三—四萬噸

香港より一—四萬噸 悉くマライ、サラワク、ボルネオへ

右補給圏相互間を流れるものを控除すれば、輸出數量は凡そ一六〇—二〇〇萬噸、其の内譯は左記の通りである。

(イ) 自給圏へ 二—三三萬噸

統計資料の關係上前述の自給圏に於ける輸入量とは一致しないが、本來右の逆關係を示すべきものである。

(ロ) 第三國へ 一三〇—二〇〇萬噸(漸増)

歐洲諸國へ	一〇—三〇萬噸
印度へ	一〇—五〇萬噸
東印度より	五〇—一二〇萬噸
英領土へ	一〇萬噸弱
埃及其他英植民地へ	一〇—五〇萬噸
北米合衆國へ	一萬噸強
比律賓より	九〇萬噸
全部北米合衆國へ	

即ち補給圈に於ては圈内移動のものが若干存在するとは言へ其の大宗は對圈外第三國輸出であつて、其の量は二〇〇萬噸弱、主として東印度から歐洲諸國並に英領植民地に向ふもの、比律賓から北米合衆國へ向ふものである。

尙補給圈に於ては圈外第三國よりの輸入ものが四萬噸程ある。主としてビルマか印度から、またマライサラワク、ボルネオが英領諸地域から入れるものであるが、其の量は微量であつて問題とするに足らぬ。

第三章 大東亞共榮圈油脂對策

第一節 油脂對策の一般方針

大東亞戰爭の進展と共に東亞に於ける油脂事情はこゝに全く一變した。即ち、一方に於ては高度の技術と資本とを有する我國油脂産業は從來に於ける原料獲得上の制限より解放せられ、大東亞圈の各地域に於て自由にその技術と資本とを活用し得る機會を與へられるに至つた。同時に又世界の油脂資源中壓倒的地位を占むる南方諸地域の多様豊富なる油脂資源と豊富なる勞力とは歐米の支配より解放せられ東亞自體の資源並勞力として東亞共榮圈建設に活用し得られるに至つた。この新なる基礎に立ち、東亞に於ける油脂産業を再編成して之が一大發展を圖り、東亞共榮圈建設並に之が世界的優位の確保に資することが東亞油脂對策の中心眼目でなければならぬ。翻つて從來に於ける實情を看るに、そこには再編成を必要とする幾多の問題が伏在してゐる。即ち、南方諸地域に於ける油脂原料の生産は主として歐米市場を目當とし、その支配の下に發展せるものである。従つてこれ等地域を歐米の支配より切離し、其他の東亞共榮圈諸地域と合せ東亞を一體として考へる時、從來の油脂並に同原

料用途の編成を以てすれば、當然一方に於ては著しき過剰油脂原料が生ずると共に、他方に於ては尙ほ不足する油脂原料が存在すると共に、その原料生産立地の關係も南方諸地域に於ては各々その本國の利益を中心に組立てられたものであり、日本を中心とする東亞共榮圈建設の立場から云へば、必ずしも合理的なものではあり得ない。

又我國の立場から見ても、その技術及び設備、並に原料生産の編成、原料生産の立地は、從來の原料獲得上に於ける制限並に市場關係に制約せられ特徴付けられつゝ發展せるものであり、東亞共榮圈建設の立場から見ればこゝにも是正合理化せらるべき多くのものを含んで居る。

然しながら、油脂原料本來の性質上、その工業上の用途に於て、或は食用上の用途に於て、或は工業上食用上の用途相互間に於て廣汎なる代替の途が存すると共に、日に新たなる科學と技術の進歩は原料の新たなる處理と用途とを拓きつゝある。と共に、從來米英の支配の下に低度の生活に甘んじなければならなかつた諸地域に於ては民度の向上と共に、油脂從來の用途並に新なる用途に對して今後需要の増大を來すことは當然であり、又、油脂が東亞に於ける特産品たるの地位に鑑みる時、國外との交易の再開せられたる曉に於ては、國際貿易上の重要輸出物資の一として役立ち得る道も存する。こゝに東亞共榮圈としての油脂の合理的利用と需給調整上の再編成の方向が存在する。

而して、斯かる油脂原料並に油脂の用途の再編成及び需給調整は當然油脂工業設備並にその立地の再編成とを必要とすると共に、之と併行して油脂原料生産の調整乃至再編成並にその地域的配分の是正をも必要とする。

斯くの如く、東亞に於ける油脂産業は、東亞共榮圈建設の一環として全面的再編成を要請せられつゝあるのであるが、その一般方針は、東亞共榮圈建設の方向と油脂從來の實情より見て次の如きものでなくてはならない。

- (一) 豊富多様な植物油脂資源の獲得と併行して捕鯨事業に於ける世界的制覇確立の方策を請じて油脂産業並に之が交易に於ける世界的優位を確保し、以て東亞共榮圈の世界的地位強化に資すること。
- (二) 廣汎多岐に亘る各種工業用油脂の自給を圖ると共に、豊富なる營養食糧の供給を期する爲め東亞に於ける油脂原料用途の代替性を高度に活用すると共に之に應じて油脂並に油脂工業設備の再編成を行ふこと。
- (三) 東亞共榮圈としての軍事的、經濟的要請並に各地域に於ける原住民の經濟上の諸問題を考慮すると共に東亞に於ける油脂原料の生産、加工、精製の各過程に於ける有機的聯繫を確保し、全體としての油脂産業の經濟的能率を増進する爲め各段階に於ける油脂工業の適當なる地域的配分を行ふこと。
- (四) 圈内各地域に於ける住民の經濟、生活、文化の向上に對する實質的效果を考慮し、過剰油脂の消費増大を圖る爲め適當なる施策を行ふこと。
- (五) 東亞の特産物たるに鑑み、國外貿易再開後に於ける輸出餘力を保持する爲め適當なる對策を講ずること。

(六) 以上の諸對策に照應すると共に、現地住民の生活、その他を考慮し、原料生産の調整を圖り、その適當なる地域配分を行ふこと。

第二節 大東亞共榮圈油脂對策要綱

第一項 東亞油脂産業の再編成

(一) 油脂原料用途の代替性の活用

(1) 乾性油の補充對策

(イ) 乾性油子實の増産を圖ること。滿洲に於ける蘇子、小麻子。蒙疆に於ける亞麻仁、其他。

(ロ) 不足せる分に就ては魚油を以て代用すること。

(ハ) 魚油脂肪酸を分溜し適當の不飽和度を有する脂肪酸を製取して乾性油を作る方法、及び脱水素反應を行はしめ飽和脂肪酸を不飽和脂肪酸となし乾性油を作る化學的研究並に之が工業化を圖ること。

(ニ) 半乾性油及び不乾性油の代替性を考究し乾性油の不足を補ふこと。

(ホ) ルンバナツト、護謨子實等南方に於ける乾性油子實の利用を圖ると共に、乾性油子實の新資源探求

に勉めること。

(ヘ) 強力乾燥劑の研究に努むること。

〔説明〕 塗料、印刷インキ、油紙用油等不乾性油の原料たる亞麻仁油、荏胡麻油及桐油の共榮圈内生産可能量は大體一五五、九六〇噸（支那桐油一〇〇、〇〇〇噸と推定）にして、その需要量は一七九、七〇〇噸（支那桐油一〇〇、〇〇〇噸が出廻らず現地で消費するとすれば）であり、差引二三、七四〇噸の不足となる。而して支那の桐油の出廻りが平常に復活した場合に於ても、桐油の用途には自ら制限があり、これのみを以て東亞共榮圈に於ける乾性油問題は解決出来ない。従つて、前述の如き對策を必要とする譯であるが、尙ほ、乾性油子實の増産その他乾性油供給確保對策を講ずるに當つては、今後に於ける工業の發達、文化の向上等に伴ふ乾性油需要の増大を考慮し計畫を樹立することを要す。

(2) 潤滑油の補給對策

(イ) 潤滑油の補給對策としては蓖麻の増産を第一に置くこと。蓖麻の増産は滿洲を中心とし、南方地域に於ても極力之が増産を圖ること。但し、蓖麻の栽培は地力の消耗甚しく畑地に植えることは不利なるを以て、畑の周圍に植える等適當なる方策を考慮すること。

(ロ) 航空機用潤滑油の供給確保對策としては、動植物油脂を原料としその加工處理等に依り高性能潤滑

油の供給確保を圖ること。而して、ペンシルヴァニア油等適當なる原料の輸入の途が開かれたる場合に於ては之を輸入することゝするも萬一の場合に備へ、動植物油脂を原料とする高性能潤滑油製造の設備は之を維持し置くこと。

(ハ) 潤滑油の原料としては其の供給量の大きなバーム油、椰子油を利用すべく又鯨油よりの收率は比較的大なるに鑑み、捕鯨業は大いに之を盛んにし鯨油の活用を圖ること。而して戰時に於ては捕鯨は困難なるを以て大豆油その他に依つて之を補ひ、捕鯨船はタンカー、航空母艦等として活用すること。

(ニ) 尙水酸基を動植物油脂に附加せしめて蓖麻子油の化學的性質に近似せしめマシン油、モビール油程度の潤滑油を合成すること等の研究をも併行して活潑に行ふこと。

(3) 營養食糧の補充對策

食用油脂は少數の乾性油其他を除いて極めて代替性に富むも、工業用油脂はそれ〴〵微妙なる性能を必要とする。依而各油脂原料の代替性を高度に活用して先づ工業用油脂の需要を充すと共に、代替性のブールを食用に置き國民營養の供給を確保すること。更に、大豆、落花生、鰵、並に同類の食用化を積極的

に圖ること。尙ほこの爲めには大豆、鰵等の増産を圖るを要す。

〔説明〕 我國の食糧事情を見るに、水産食糧には恵まれて居るが、陸上動物性食糧の供給少く、これを全體と

して見れば米麥食を主として居り、澱粉の攝取過多の反面、蛋白、脂肪等の營養素の不足を來してゐる状態にある。内地以外の共榮圏各地に於ても多かれ少かれ同様の状態にある。この缺陷を補ふ爲めには右の如く豊富なる植物油脂の代替性のブールをその食用化に置くと共に、大豆、落花生、鰵及同類の食用化を圖ることが必要である。

因に、従來に於ても、滿洲國、支那等に於ては、大體大豆消費量中の約五〇%、落花生消費量中の約三〇%は油脂外食糧に供されて居り、我國内地に於ては内地産大豆の殆んど全部は油脂外の食用に供されてゐたのである。然し、右の如き油脂含有率低き原料に就ては、右の如き方策の下に之が食用化を圖ることが資源の利用上より有利であると同時に又、過剰油脂處理對策の立場からも必要である。

(二) 油脂工業設備の再編成

(1) 油脂工業の再編成

従來の硬化油設備は出來得る限り潤滑油その他硬化油設備を必要とする製品の増産に振向け全體としての油脂工業の擴充とその合理的編成替に資すること。

〔説明〕 硬化油設備は動植物油脂よりする合成潤滑油の製造、魚油の精製及び高融點油脂蠟或は合成蠟の供給上之が維持を必要とするも、極力重點を合成潤滑油その他増産を要する油脂生産設備への轉用を圖ること。

(2) 油脂工業の地域的配分

(イ) 高度の技術を要する油脂加工精製の設備並に之に要する原料の搾油設備は主として内外地を中心とし、その他軍事及び重化學工業上の重要地域に置き原料生産地の消費に充當すべき油脂の搾油及び加工設備は出來得る限り原料生産地並にその近接地帯に設置せしむること。

(ロ) 油脂工業立地は原料の運輸關係を中心として再検討すること。

〔説明〕

(一) 内外地及び軍事、産業の樞要地域に於て加工、精製する油脂原料は粕を飼料及び肥料として使用する必要より、可能なる限り原料の儘これを輸入し、之を一貫的に處理するを有利とするも、原料生産地域の消費に當てる油脂の搾油、加工、精製の設備は運輸上の負擔の軽減並に當該地域住民の民度向上の爲め出來得る限り、現地に分散する方策を取るを可とす。

(二) 從來我國に於ける油脂工業の立地は水素を副生し得る化學工業と結び付け、化學工業の副生産物たる水素の處理を主要目的として決定せられたるものが少くない。然るに(一)の(1)の如き方向に油脂原料の用途を再編成する場合生ずることあるべき硬化油設備の餘裕と増産を必要とする部門の設備に振向けて尙ほその設備の整理を要するが如き場合に於ては、先づ右に述べた如き副生水素の處理を主要目的として成立せ

られ、油脂原料入手上の便宜を伴はぬ工場を整理すること。

(三) 東亞共榮圈に於ける油脂原料生産立地並に生産の調整

(1) ココ椰子、油椰子等の南方地域に於ける主要植物油脂は永年作物にしてその轉換の困難なること、及び東亞の特産物たるに鑑み、出來得る限りその整理を避け、食糧その他當該地域に於て増産を要する農作物への轉換の可能なる場合に限り適當考慮すること。

(2) 蓖麻その他軍需用途に供する油脂原料は出來得る限り日滿に於てこれが生産確保の途を講ずること。

第二項 東亞共榮圈内油脂消費對策

(一) 過剩油脂並に同原料の消費對策

(1) 大豆。早熟性優良種子の研究其他に依り作柄の安定を圖ると共に、蛋白給源としての油脂外食料としての消費の増大、並に粕の食用化を圖ること。

(2) 鰯。可能なる限り鰯の儘食用に供すると共に、鰯粕の食用化を圖ること。

(3) パーム油。カロチンを抽出してビタミンA源として國民保健を確保し、殘部油脂は食用及工業用に充當すること。